


高橋源步毛示

撰成及古

东部 佛教鉅叢刊

明治
19 4 23
東京





家 自 助 禪 機 案

夫がラソノ亡魂幽冥ト成テ起ル方カケテワリ呼叫ソノ声幽冥トモ
 オソロシク人ノ腸ヲウケヒニテツク時ニ行脚ノ雲水僧カ一人庵地ノ隅テ
 村ノ者ニ訪ラ向レテ以テ村者ノ申ニツク此間幽冥カ徘徊ノ人ノ往來モ
 絶ヘテナレホドノテユチレテメハ心ヲケルハハモ用テユルハハレツクノ位ノコトモ
 恐レヌ夫ガ業ノイテ手ニツク幽冥ヲ試ニテツク池ノ也ニ行キ大木ノ下ニ坐蒲シ
 ナカシ坐禪メ居ラレシ以テ夜半に思ハレテ池邊ニ腰ニ風カ起テ波ヲ漏ッ
 山ノ如ク雨ハ車軸ヲ流ス如ク嵐列ツク天地震動シテ此僧坐メ動カ公
 安然トメ屋ヲヒシ且ツテ池ノ中カラ容赦ニヤロヤカナル美婦人水面ニ
 スツクト浮ヒ現ハレヌツト後ノ面前ニ来リ跪テ頻ニ泣クソコ汝ハ何者ニアル
 メト問ヒタレバ幽冥ノ申テツク此ハ吾ノ國ノ主義重慶ノ客ニヤル義重

凡 例

- ◎本書は隨處樓雲樞禪師が志州常安精舎に住山中文化元年二月戒會啓建の時に際し、自戒師として四衆の爲に說戒せられし草案にして、其の法孫中に寫本にて傳はりしものなりしが、今一々親しく三寫の誤謬を正して開版せし也
- ◎本書は固より一時說戒の草稿に過ぎずして、後進の爲めに出版するの尊意に出でしものにあらずりしかば秩序井然として章段等を分ちたるものにあらずれど、今書籍として刊行するに就いては其の體裁を具備するの必要ありければ、順を逐うて新に席段を分ちたるのみ
- ◎本書原名は『戒會落草談』として傳はりしものなれども、今之を開版するに際り、時代思想に順應せしめむが爲め、強て其の標題を更めたり、又文辭の如きも一百年後の今日に適せざるものあるに依り、全く一變して時文に書き直せし也、又或は校訂者の見地を以て、原著の趣旨に戻らざる限りに於いて、大いに増補復演せし箇所も亦少なからざる也
- ◎特に原著者の略傳を添附せしは、従前其の人格を知る人稀なるに依り、今新に其の本傳中より抽象して其の概略を記したる也

◎著者禪師は生涯嘗て他の需めに應じ假にも揮毫せられざりし旨義に基き、本書にも亦別に他の題字を乞はざりき、然らば著者は惡筆なるに由て然りしかといふに敢て否らず、著者は別に一家の旨義を抱持せられし也、今原稿中の少部分を卷頭に顯はしたるは其の旨義に背くが如くなれども、只著者の凡筆に非ざりし所以を證するが爲め特に志州より原本の寄贈を乞ひ以て茲に之を寫撮して示したる也

◎卷頭に口繪として添附せし著者禪師の肖像は志州和具村劍光寺の所藏なるを撮影せしもの也而して此寺は著者禪師を以て其の開山祖と爲す

◎卷尾に附録とせしは會て雜誌『法輪』に掲げしものなりしが且く本書を讀む人の参考に供せしのみ

◎又本書出版に就いては現興國來尙老師の配慮を煩はしたること尠なからざるのみならず師は其の法孫たるの故を以て之が協贊を辱うし特に乞うて所感一則を添附する事とは爲しぬ

明治四十二年三月吉祥日

校訂者謹識

授戒說教目次

第一	第一 席序	一
第二	第二 席總說	四
第三	第三 段 七日間加行の事	四
第四	第四 段 說法聽聞の事	五
第五	第五 段 禮佛の事	八
第六	第六 段 受戒と佛子の事	一一
第七	第七 段 正傳大戒の事	一四
第八	第八 段 正傳大戒淵源の事	一四
第九	第九 段 血脈秘訣の事	一五
第十	第十 段 菩薩戒の事	一六
第十一	第十一 段 四弘誓願の事	一七
第十二	第十二 段 佛法東漸と菩薩戒の事	一八

第十一 段	大乘戒と戒壇の事	二〇
第十二 段	唯大乘戒興隆の事	二一
第十三 段	菩薩戒難値の事	二二
第十四 段	大乘戒特色の事	二三
第十五 段	菩薩戒に宗旨無き事	二四
第十六 段	日本諸神受戒の事	二六
第十七 段	閻魔大王受戒の事	二七
第十八 段	信心第一の事	三四
第十九 段	破戒は無戒に勝る事	三七
第二十 段	佛法難遇の事	三九
第二十一 段	小大二戒差別の事	四〇
第三 席	懺 悔	四四
第一 段	懺悔の大意	四四

第二 段	懺悔譬喩談	四八
第三 段	花婿餅米を含みし事	四九
第四 段	微妙比丘尼の因縁	五一
第五 段	貧女施佛の事	六〇
第六 段	人間三苦の事	六二
第七 段	人間八苦の事	六四
第四 席	因 果	八〇
第一 段	三時業の事	八〇
第二 段	定業不定業の事	八四
第三 段	醜婦美人と成りし事	八六
第四 段	人間の犬と成りし事	九〇
第五 段	秦王繆公の心事	九二

一に生苦——二に老苦——三に病苦——四に死苦——五に冤憎會苦——六に愛別
 離苦——漢の李夫人——廬山の遠法師——七に求不得苦——八に五陰盛苦

第六段	楚國莊公の心事	九四
第七段	晋の魏顆が心事	九六
第五席	三 歸	一〇〇
第一段	三寶の解釋	一〇〇
第二段	三種の三寶	一〇二
第三段	三歸の功德(其一)	一〇九
第四段	三歸の功德(其二)	一一〇
第五段	三歸の功德(其三)	一一一
第六段	護戒神の事	一一二
第七段	歸依三寶の殊勝	一一三
第八段	魔王怖畏の事	一一四
第九段	佛法の守護神	一一六
第十段	歷代天皇の御受戒	一一八
第十一段	因縁脈の事	一二三

第十二段	幽靈得脱の事	一二三
第六席	三聚淨戒	一二七
第一段	攝律儀戒	一二八
第二段	攝善法戒	一二九
第三段	攝衆生戒	一二九
第七席	十重禁戒	一三一
第一段	不殺生戒	一三三
第二段	不偷盜戒	一三六
第三段	不貪婬戒	一四二
第四段	不妄語戒	一四六
第五段	不酤酒戒	一四七
第六段	不說過戒	一四九
第七段	不自讚毀他戒	一五一
第八段	不慳法財戒	一五二

長者の萬燈寶婆の一燈——一粒萬倍の事——食物五種の功德——食婆小列を香て死す——難陀長者の因縁——結勸

第九段 不瞋悲戒……………一六二

昔の裁判話し——元白貫の因縁

第十段 不謗三寶戒……………一七二

乞食の物語——檀林皇后の事——俱伽羅勝僧の事

第八席 受戒の用心……………一八八

第九席 捨身に就ての垂訓……………二〇〇

第十席 血盆經涌出緣由の垂手……………二〇三

附 血盆經不淨消滅の靈驗……………

第十一席 血盆經感得の緣起……………二二三

第一段 女人成佛の因縁……………二二三

第二段 本經出現の由來……………二二四

第三段 寺の住持を迎ふ……………二二六

第四段 死靈の昔日物語……………二二六

第五段 法性の塚を發く……………二二八

第六段 血盆の苦を問ふ……………二二九

第七段 出獄の法を問ふ……………三三〇

第八段 地藏菩薩に祈る……………三三一

第九段 血盆の苦を出づ……………三三三

第十段 村名寺號を改む……………三三五

第十二席 滿戒の垂語……………三二七

第十三席 嫁姑仲直の話……………三三八

附 録

○受戒の功德……………一

○皇太神の受戒……………二五

○受戒の勸め……………四六

三學の中戒を以て首と爲し、定慧焉に次ぐ
 謂はゆる持戒を平地と爲し、禪定を屋宅と
 爲し、能く智慧の光りを生じて、次第に明
 照を得、定慧力莊嚴し、萬行具足し、乃至
 佛道を成するまで、悉く戒を本となす

目次終

授戒說教

雲極禪師垂示

高田道見校訂

第一席 序 說

菩薩瓔珞本業經大衆文學品の中に若シ一切衆生初めて三寶佛と法と僧との三
 寶ノ海ニ入ルニハ信ヲ以テ本ト爲シ佛ノ家ニ住在スルニハ戒ヲ以テ本ト爲ス
 と説かせられてあります佛の家とは何んなものであらうか木材や石材を以て
 造つたお寺の事ではありませぬそは大圓覺の伽藍として悟りの境界を佛の家と
 は説かせられたのである佛の家とお釋迦様や阿彌陀様の住ませたまへる極
 樂淨土の事ではありませぬその佛とは一切衆生の本來具足せる自性天真佛の
 事にてこの御佛の住はせたまへる所を眞如の都とも大圓覺界とも寂光淨土と

も安樂世界とも密嚴淨土とも自己の本家郷とも申すのです。この御佛の大伽藍に居住をするといふのが、人生の歸趣にして佛信者の目的とする所でありま

す。その此に至るの本となるものは即ち戒であるから、先づ佛道に入り、悟りを開いて安心立命の境界に至らんとするには持戒が一番その根本となるのぢやと示し下されたのであります。さて其の戒とはイマシメと申す義にて、之を戒律とも戒法とも申す、そのイマシメとは非を防ぎ惡を止めるといふこととて、天下を治めるには天皇の法律を以てし、一身を修むるには佛陀の戒律を以てしなければならぬ筈のもの、若し天下に於て一日でも法律が緩んだといふ事になれば、天下は眞黒闇となる如く、若し佛家に於て暫時でも戒律が緩んだといふことになりますると一寸先は闇の夜となる。佛の戒法は人の身をイマシメ心をつ、シメ、口をイマシメられたので、この戒めがあるから人間といはれ、この戒めを守るから人たるの道を踐むので、若しこの戒めを守らなかつたならば畜生も同様である、およそ世の中に於て非法と云はれ惡事と云はるゝものは、人の守るべき戒律を破るからの事であります。故

に戒律なるものは、一日片時たりとも緩める事はできません。

今此に菩薩戒といふは出家在家の共に守るべき戒めにて、それが十六條ある之を大乘の心地戒とも自性戒とも金剛の寶戒とも名ぐるのです。この戒法は釋迦牟尼佛のお定めなされた御規則でありますから、之を受け持たぬものは佛弟子の仲間に入れません。この戒法は成佛得脱の基本となるものにて、譬へば家を造るに礎石土臺を固めるやうなもの、若しその固めが悪いと折角家を建てゝも傾き倒るゝ如く、禪定智慧の屋宅を建てゝも直に崩れて了ふやうなものです。故に佛のお定めなされた戒法を受けて、之を守り持つときは、急に禪定解脫の境界に至らずとも必ず惡道に墮ちず、世々生々人間天上の善處に生れて漸次聖人々の境界にも入られます。故に古より王侯大臣士庶人に至るまで、信心の起つた人々は皆この戒法を受けられ、我が日本の神々てすら、屢々高僧に就て受戒せられた蹤跡もあります。

又冥府の閻魔大王が、徳道上人滿米上人より戒法を受けられたことも日本の歴史に記してあります。一たびこの戒法を受けて持つ心になつたものは佛弟子な

るがゆゑ、護戒神は常に此人を守護して、惡事災難の其身に來らぬやう常に幸福を與へ下さるとも申すので、それ故成佛の素懐を遂げんとする真心のあるものは必ず能く戒法の道理を辨へて、合點の出來た上は速に受戒して佛陀の眞子と爲られんことを祈ります

第二席 總説

第一段 七日間加行の事

偕この度は諸戒弟の願ひに應じ、戒壇道場を開き、七日の間禮佛の法を行ひ、懺悔の式を修するに付、其間少々つゝ戒法の道理を説き示さうと思ふのちやが勿々何うして七日や十日の間に、この甚深微妙なる戒相が説き盡くさるものではないけれども、先づ荒増し肝要の所ばかりを拈じてお話し申さう、偕この七日の加行といふは持咒七日、齋戒七日など、名けられて、凡そ七を以て定數となしたまふのが佛説の常法と聞えた世間の藥や湯治などでも、七日を一期循環と立て、一廻りといふ、今

の七日といふは無明業障の愈りにくい痼疾を患ふる衆生のために、斯様くの名方がある程に、先づ一廻り用ひて見よとの御方便である

偕て加行の文字は、そへおこなふと讀ませて受戒の時であるから、平生の勤めの上に禮佛等の別行を加増して勤める心にて行ひを加へる義である、この懺悔七日の加行は、梵網戒經理珞本業經の二説に付、過去現在の業障を消滅するため、三世諸佛の名を唱へて禮拜するのである、梵網經に七日佛前に懺悔せよとあり、又三世の諸佛を禮拜せよとあるは、是れは千里の内に戒師のなき時、好相を見て懺悔受戒するの法にて、二七三七乃至一年までもとあるけれど、今は現前師より戒を受くる時なるゆゑ、好相を見るには及ばぬ、好相とは佛菩薩の生身を見たてまつる事である、今はその好相を見ることを用ひず、只七日の修行を爲して自から戒法を授かるのて、誠に希有難思議の好因縁であるぞと喜ばねばならぬ

第二段 説法聽聞の事

さて説法聽聞といふは、一切の諸佛出世の儀式にして、八萬の聖教と雖も、皆佛の御

話してあるのを種々の衆生が耳に聞き止めて心開意解と夫れ相應に合點するを以て利益とする事や、眼耳鼻舌身意の六根共に一々その能はあれども此世界に生れたるものは耳に聞き受けて了解するのが佛法に入るの第一である、夫故に如来が楞嚴會上に於て二十五人の菩薩に悟りを開かせられた因縁を一々述べさせて此娑婆世界の機根に相應の法は何れであるぞと文殊菩薩に撰ませられたれば耳から聞入れるのが人間相應の第一ぢやとて觀音大士の悟りたまひし所の圓通を撰み出された故に此世界には別して觀音を信仰するのである、經文を拜見し讀誦して其義を合點するよりは善知識の説法を耳に聞いて心に了解するのが五倍も十倍も勝れて功德が深いとある

さて又法を説くにも法を聴くにも宿善の因縁が熟して時節が到らねば出来ぬことである、已に如来の御在世に天龍夜叉梵王帝釋國王大臣長者居士が或は頭目をして髓腦をすて國をすて寶を棄て、惡に説法を願はれても機縁の熟未熟を鑑みたまひて卒爾には許したまはず或は之を辭したまひ又は黙してお止めになつたこともある、爾れば佛法を聽聞することは至つて重いこととて宿植善根の大因縁が

無ければ忽諸にも此會座に列なることは叶はぬことぢや又何程佛法を説きたく思つても機縁が熟さなければ説法の所詮がない、残念なものぢや、夫故に無量壽經には諸根悅豫とも觀無量壽經には即便微笑とも説かせられ、大般若經には身の毛孔皆笑むともあつて、何れも佛の兼々示し度思召す出世の本懐を時節到來して説き顯はしたまひたれば扱も快しと總身に悅豫の跡が現はれたのぢや、業平の歌に

思ふこと云はて此世は過ぎなまし

吾にひとしき人しなれば

とよんだは年來心に思ひ入れたることありて人に語り度思へども何分晰し相手が無いに依て一生云はずに済まさうといふ心ぢや、これは知音のなきことを歎いた歌である例へば心の合ふた人に出逢て話し合へば双方共に調子が合つて面白ものぢや、又心の合はぬ人には興ある物語をしても面白くないものぢや、夫れに就ては説法の會座でも聽聞端視して渴飲の如しと云つて佛法を聽聞するは喉の渴くとき水を呑む心地して一句一字も翫味して聽聞すべき事もシカ／＼心を留めず、傳馬に取られたやうにして法座に列つた許りては千萬殘念ぢや、無量壽經に

も世人薄信にして共に不急のことを諍ふとあつて、今生の身に係るか家に係るかといふ事があり、親類打寄て談合など云はく、寢食をも忘れ、さぞかし心肝をも摧くであらう、何うても宜い浮世の事には骨身に徹して性根に入る癖に、今にも命終して魂魄の休め處と他に比倫る物のなき佛法の一大事を聴聞するには、餘所事やうに他人の噂を聞くやうにして身に染まぬといふは大なる料簡違ひといふものぢやから、各々信心求法の念に住して世間の雜事を忘れ、一心に佛戒の大切な理山柄を聞き取て、盡未來際成佛得果の種にせらるゝがよい、法華經にも須臾に之を聞て即ち得意を究むともあるので、一言の下にて了解分明なれば、忽ちに大菩提を圓成する事ぢや、之が即ち一大事の因縁であるぞと、愈々信心せらるゝがよい

第三段 禮佛の事

さて此禮拜のことは至て有難いわけて、△業報差別經に佛ヲ禮スルコト一拜スレバ、其膝下ヨリ金剛際ニ至リ一塵一轉輪王ノ位ナリ復十種ノ功德ヲ獲ル、一ニハ妙心ヲ得、二ニハ言ヲ出スニ人信ズ、三ニハ衆ニ處ノ畏

レ無シ、四ニハ佛ニ護念セラル、五ニハ大威儀ヲ具ス、六ニハ衆人親付ス、七ニハ諸天愛敬ス、八ニハ大福德ヲ具ス、九ニハ命終シテ往生ス、十ニハ速ニ涅槃ヲ證ス、一拜スラ尙是クノ如キノ功德ヲ獲ル、況ヤ多拜ヲヤと説かせられてある、又○法華經に或ハ人アリ禮拜シ或ハ復但タ合掌シ乃至一手ヲ擧ゲ或ハ復少シク低頭シテ此ヲ以テ像ヲ供養シ、漸ク無量ノ佛ヲ見タマツリ自カラ無上道ヲ成ジ、廣ク無數ノ衆ヲ度センと斯くの如く、一寸夫れ片手を擧げて拜む功德てさへ廣大無邊ぢや、況や七日の間、脇目も見ずに三世の三千佛を禮拜するに於ては、その功德の甚深なる逆も量ることにはならぬ、日々別してこの過去五十三佛を禮拜することは本と藥王藥上菩薩經に出てある事にて、三千佛の因地に禮したまふ所の如來である、その御文句を少し御聴聞に入れやう、爾時ニ釋迦牟尼大衆ニ告テ言ハク、我レ曾テ往昔無數劫ノ時、妙光佛ノ末法ノ中ニ於テ、出家學道シテ是ノ五十三佛ノ名ヲ聞キ、聞キ已ツテ合掌シテ心ニ歡喜ヲ生ジ、復タ他人ヲシテ聞持スルコトヲ得セシム、他人聞キ已ツテ展轉シテ相教ヘテ、乃チ三千人ニ至ル、此ノ三千人異口同音ニ諸佛ノ名ヲ稱ヘテ一心ニ敬禮ス、是

クノ如ク諸佛ヲ禮拜スル因縁功德力ノ故ニ即チ無數億劫生死ノ罪ヲ超越スル
コトヲ得タリ初メノ千人トイフハ華光佛ヲ初トシテ下毘舍浮佛ニ至ルマデ莊
嚴劫ニ於テ佛ヲ成爲スルコトヲ得過去ノ千佛是ナリ此中ノ千佛トハ拘留孫佛
ヲ首メトシテ下樓至如來ニ至ルマデ賢劫ノ中ニ於テ次第ニ成佛ス後ノ千佛ト
ハ日光如來ヲ首メトシテ下須彌相ニ至ルマデ星宿劫ノ中ニ於テ當ニ成佛スル
コトヲ得ベシ佛寶積ニ告ゲタマハク十方現在ノ諸佛善徳如來等モ亦皆是ノ
五十三佛ノ名ヲ聞クコトヲ得ルガ故ニ十方面ニ於テ各々皆成佛シタマウ
とある爾れば三世の三千佛とも何れも皆互ひに勤め合はうて五十三佛を禮拜せ
られた其功德に因て過去遠々劫から作り溜めた罪過を一時に消滅して悉く成佛
なされたのである

されば各々方も屹度成佛は疑ひなき事であるぢやに依て禮拜を油断せぬやうに
聲を張り揚げて「南無三世諸佛」と唱へ禮拜せらるゝのが肝要である老人や病
身な衆中の起居のなりかねるは座りながら拜をせらるゝもよい何れも五輪投地
と云つて兩方の臂と兩方の膝と頭の頂上とを疊にヒタリとつけて佛の御足を兩

手の掌に受けて頭に押し戴く心持で致さるゝがよい確曰踏むやうに騒がしく拜
することゝをば大きに叱つてある向ふの最下とする一番賤い足をば自分の一番大
切なる親にも踏まざる頭の頂上に押し戴く事ぢや故に少しても我慢があつては
出来ぬ事ぢや又合掌するとても指の間の透かぬやうに心懸けて十本の指と手の
掌とをキツチリと合せて指の先を上の方へ向けて胸に當て丁度鼻の先と相對
するやうにするがよい
先づは右の通りにして七日の内何事にもよらず直壇の申す事を守つて聊も相違
なく勤めらるゝがよい

第四段 受戒と佛子の事

且つ三世の諸佛歴代の祖師何れとても受戒せずして得道なされた御方は一人もな
い總て受戒なされてから佛子と云はるゝのである縱令諸經諸論に通達し一切佛
法の玄妙を究盡せる人でも一たび明師に就て此佛戒を授からぬときは名けて外
道邪見の人と爲すと梵網經にもお説きなされた故に是非とも一度は受戒せねば

ならぬ事ぢや此儀式を調へぬときは其爲人度生は無論のこと在家の衆中や或は亡者等に付授する當然の儀式だに立ち難い然るを此處に氣附かずして妄りに人の供養を受け知識の名を犯すといふは自他を味まし生々を錯まる罪人といふものぢや又學人分上とても程なく知識の境界となることなれば人々法中の王といふ者ぢやに由て決して下劣の心を以て心地戒を味まさぬが良い又剃髪した許りて受戒せぬときは方袍圓頂の形のみにして無戒の外道といふものぢやに依て片時も早く受戒せねばならぬ又先きに受戒しても覺えず犯戒することもあり或は覺えず破つたこともあるものなれば又々重ねて受戒して内外清淨ならしむる之を重受と云て尙々結構な事ぢや一人として誤らぬといふことは無いものぢやに由て懺悔するを以て佛道とすることぢや又先きに正しく受けて全く持ち眞に清淨なれども授戒會の縁に逢て重ねて受けることもある是れは勿論最上乘の勝利といふものぢや佛の教へにも戒は重受を貴ぶとあれば戒縁さへあれば幾返にても受けるがよい又兩親の代戒或は先亡の追善の爲に代りて受戒することもある是れ亦最上親切なる廣大の功德ぢや是れに由て志す所の亡者が忽ちに佛果を

圓成する事ぢや自身が先亡に代つて加行を勤め懺悔を修し大戒を授かるは勿論又外の人を頼んで代戒して貰ふも随分出来ることぢや又出家在家共に受戒の志はあれども障りがあつて意に任せぬは他人の受戒するを見て隨喜して貧乏人に戒金でも與へて受戒せしむるやうに心懸るが宜い然れば自身發得と齊しく受戒の大因縁を得ることぢや餘り遠方であつたり又は極老人や病人など其外色々の碍りがあつて自身授戒の會座に列なりにくい人は代りを立て受ける法もあるこれは止むことを得ず佛の御許しなされた作法である
若し又受戒する志のある人を邪魔したり誹謗したりする人は誠に自身の佛種を削り断ち他人の道業を破壊する大罪人佛法の冤敵にして魔王の眷屬といふものぢや又一人にても勤めて諸共に菩薩の大心を起し菩薩の大戒を受くるは三千界に類ひなき善根功德なるが故に十方の諸佛天神地祇共に隨喜讚歎なされ其受戒の人を離れず御守り下さるとある然れば此會の兄弟志を助け勞を忘れ隨喜して加行し面々同じく一戒光明に和同し照されて究盡のなきは誠に不可思議の大因縁にて之に過ぎた慶快はあるまい

第五段 正傳大戒の事

今授ける所の戒法を佛祖正傳の大戒と稱することは佛とは總じて三世十方の諸佛何れの佛にも皆この戒法があつて梵網經にも千佛の大戒七佛の教戒とも説か
せられてある今別しては本師釋迦牟尼佛を指すのである釋尊初め我が本身なる
蓮華藏世界の盧舍那佛よりこの戒法を受けてこの閻浮提なる菩提樹下に於て御
開演なされた最後に第一の祖師摩訶迦葉尊者に御付屬なされたその摩訶迦葉よ
り西天竺二十八代東土十六代嫡々面授して吾が永平高祖道元禪師まで五十一代乃
至この雲樞まで七十七代一代も欠けず相續傳授するを佛々祖々と云ぢや

第六段 正傳大戒淵源の事

扱て又佛祖正傳の證據を云はゞ六祖壇經に無相の三歸戒といふ事があるから次
てに説て聞かせませう六祖大鑑禪師が初めて南海より曹溪に御越しなされた時
其國の主常璩といへる大名が大師を大梵寺の講堂の中に請待致して大衆の爲に

無相戒を授けて貰はれたその無相戒といふは即ち大乘戒の名である其時に受戒
した僧俗が一十餘人とある之が六祖大師の法化を開かせたまふた一番の最初
佛祖正傳の大戒であるその正傳のことは壇經に七佛より六祖までの血脈を自か
ら説かせられこの戒壇を御執行なされた故その語録を六祖實法壇經といふ洞家
に於ては佛戒は宗門の一大事因縁也と血脈の下端に天童山の如淨禪師が日本の
高祖道元禪師へ御示しあつてより以來その兒孫たる面々が其語を改めずに各々
の語となして今に至るまで戒弟に示す事ぢや

第七段 血脈秘訣の事

扱て其の血脈といふは釋迦牟尼佛の頂上に一圓相を寫して此一戒光明に於ては
十方の邊際なく三世の始終なく圓滿無量なる道理を表示して夫れから系圖の紅
なる線を圓相に引貫き今受戒する戒弟の法名に引透し亦釋迦牟尼佛の頂上に引
き至らしめて始めが即ち終り終りが即ち始めて一々の圓相にしてあるこれは彼
の一戒光明が各々の分上に少しも欠けぬ道理を表して佛と衆生との差別なく

衆生佛戒ヲ受クレバ即ハチ諸佛ノ位ニ入ル位大覺ニ同ウシ已ル眞ニ是レ諸佛ノ子ナリといふ甚深の妙理を示したものでちや此一條の紅線は一圓相にして始めもなければ終りもない夫れ故その線を引きくに角を遺して戒弟の法名を引き透すといふのが古來相承の口訣であるされば佛と祖と今日の戒弟との發菩提心に於ては心佛及衆生是三無差別の圓融無碍の金剛寶戒にして佛と衆生と全く二ツないと了解せらるゝがよい

第八段 菩薩戒の事

扱て菩薩戒といふは何ういふ事かといふに菩薩とは天竺の語略にて具サにいへば摩訶菩提質帝薩埵といふ漢語に譯すれば摩訶は大なり菩提は道なり質帝は心なり薩埵は覺有情とも成衆生ともいふ義になる摩訶菩提質帝薩埵と續ければ大道心覺有情といふ義にもなる其心は無邊法界の六道一切の衆生に佛心を悟らしたいといふ心を起せる人といふ義になる夫れを略して菩提といふ此人の受ける戒なるが故に菩薩戒といふ

第九段 四弘誓願の事

菩薩は一切衆生を悟らしめんと誓はれるのであるが僅かに此の一念が起れば此の一念に邊際なき故無量恒河沙の國土にある地獄餓鬼畜生修羅人間天上共に此人の恩を蒙むらぬ者はない上は梵天帝釋より下は地獄の釜底までも此人一念の發心にて悉く夫れ相應の利益を得るのである此の菩提心を發すに先づ四弘誓願と云うて四ツの大願がある〇一には衆生無邊誓願度衆生界は無邊際にして盡きぬものなれど夫れをも厭はず濟度せんことを願ふのである故に虚空は盡くることあるも我願は盡くることなしと誓ふのである〇二には煩惱無盡誓願斷此れは我身と心とに無量劫より以來薰習し附けた三毒五欲の惡業煩惱を斷じ盡さんと誓願するのである〇三には法門無量誓願學此れは一切衆生を濟度し有らゆる煩惱を斷ずるには先きに衆生を濟度し煩惱を斷じ盡された如來の教へ置かれた法門を能く合點せねば濟度の仕様も知れぬゆゑこの誓願を起して有らゆる先佛の法門を學び盡さんと願ふのである〇四には佛道無上誓願成以上の三ツが揃

へば其の功德が積つて萬徳無上の佛境界が圓成するといふ義である。縦令どの様な賤しき人柄でも知識の教に従ひ一たび菩提心を起して菩薩戒を受ければ、其後縁に觸れて時に或ひは惡念が起り惡業を爲しても、あゝ濟まなかつたと一念懺悔の心が兆すといふことぢや、この一念は全く受戒發心の薰習力に依るとのこと、故にこの一念は盡未來際までも朽ちぬといふ事である。夫れ故菩薩戒は受法有て捨法無く犯あれども盡未來際に失はぬとの佛勅である。して見ると實に有難い一大事の因縁といふものぢや。

文殊菩薩の仰せに、小乘聲聞の戒は重禁を犯すれば一生に再び受けることができぬ、譬へて云はゞ、大きな石の破れた様な道理で再び接ぐ事がならぬ。菩薩の大戒は縦令幾度犯しても、一念翻つて懺悔すれば本戒に於て捨たりはせぬ。喩へて云はゞ、金銀を以て作つた器の縦令破れても、又々作り直して用ひらるゝ様なものぢや、夫れ故懺悔の心さへ起れば一度受けた戒法の盡未來際まで失はぬとある。

第十段 佛法東漸と菩薩戒の事

扱て又大般若經の中に佛法東漸と云ふ事が説いてある。如來の滅後には大乘般若の法が東北方に弘通すとは佛の仰せてある。唐が天竺の東に當り、三韓日本が東北方に當るので、即ち般若流通の方角といふものぢや、この佛法東漸の佛勅に違ひのない譯は、人皇第十六代の應神天皇が第三十代欽明天皇の時八幡と現はれたまふた。其後第五十代の桓武天皇延暦元年に大菩薩の尊號を奉れとの神勅があつて爾來八幡大菩薩と稱し奉ることぢや、大政維新以來神佛混淆を忌むといふ書生論の爲め、今は八幡宮とか八幡太神とか唱ふるやうであるが、夫れならば八幡といへる御尊號まで改名しなければ本統でない、夫れを八幡宮と云つて濟し込んでをるのは笑止なことぢや、この八幡大菩薩が菩薩戒をお持ち遊ばせることは云ふに及ばず、弘法大師の書かれた八幡の尊像は出家の姿にて九條の袈裟をかけ、右手に錫杖を持し、左手に珠數を持して御座る。

又延喜帝の詔勅に依て敦實親王の作らせられた八幡の尊像も亦出家の御姿ぢやとある。左すれば八幡大菩薩の現身は全く出家の菩薩といふ事に極つてをるのである。

第十一段 大乘戒と戒壇の事

日本は元來大乘流布の國柄であるから、聖德太子は在家の儘で佛法の教化を開闢せられた故に、在家の菩薩にかゝつた維摩經、勝鬘經、法華經等を専ら講釋せられ、註釋までも述作なされた。是れは何うかといふに、維摩經は専ら小乘を彈訶せられてあるが、經であるからのことぢや、其後聖武皇帝の時、唐の鑑真律師が來朝せられてから、大和の招提寺と、下野の藥師寺と、筑前の觀世音寺とに戒壇を立てらるゝ事となり之を日本の三戒壇と定められ、關東の者は下野の藥師寺、關西の者は筑前の觀世音寺に集つて戒法を受け、中國の者は大和の國に集つて授戒せらるゝ様に定められたのである。されど是れは其小の戒壇で、小乘を兼ね、大乘戒を授けらるゝ故に、純一無雜の唯菩薩戒法といふのではない。そこで日本の唯大乘國と相應せぬものぢやに依て、何時ともなく衰へて、今律僧といふものは、諸宗の中に、ただ希れな事ぢや、間に殊勝らしく二百五十戒を持つといふ律僧となる者もあれど、末を全うする者は甚だ少ない事ぢや。

此の戒法なるものは數が多いからとて、夫れが敢て功德になるといふわけのものでもなければ、自慢になるわけのものでもない。

第十二段 唯大乘戒興隆の事

そこで傳教大師弘法大師の入唐歸朝の以來、獨りこの唯菩薩戒が興隆せられた。弘法大師は眞言の三摩耶戒といへる唯菩薩戒を授けられた。大日經には十重禁を一戒として三世無障礙智戒と説かせられてある。傳教大師は右の三戒壇を肯ひたまはず、別に圓頓戒壇を叡山に建立せられて、専ら正依の法華經、傍依の梵網經を標準とし、且つ法華經、安樂品に依て戒を立てられ、求聲聞のものに親近するなどの經文を用ひられ、又梵網經に二乘外道の惡見とある文をも同一にして用ひられ、今に至るまで一千餘年、天台の一派は皆菩薩僧ぢや、その天台から出た淨土宗も亦圓頓戒を傳へて一派は皆菩薩僧となるのである。又吾が禪宗に於ては、本より遠磨大師の遠孫であるから、勿論唯菩薩法の一乘戒である。然れば日本一國は皆菩薩にて、知るも知らぬもあしなべて皆菩提心を萌さぬものとは一人もない。善。

吾が永平の一派は出家の菩薩在家の菩薩の懇請に依り、傳法相續の師家たるものが戒會を開いて授戒なさしむる所以のものは、梵網經の新學の菩薩も頂戴して戒を受持し、是戒を受持し終つて轉じて諸の衆生に授けよとある佛訓に順じての事ぢや、縱ひ末世にあればとて、此戒の因縁に値ふは直に佛に値ひ奉つると同然である。

第十三段 菩薩戒難値の事

さて此の戒法の有難きことは如來涅槃の夕に於て、若し我れ世に住するとも此れに異なること無しとの仰せでありますゆゑ、今この佛戒を受くるといふは實に人間に生れての最大幸福といふものぢや、佛法の因縁ばかりは、貧富にもよらず、老若にもよらず、有智にもよらず、無智にもよらず、貴賤にもよらず、男女にもよらず、乃て、唯過去の宿因に依りて現在の善果を牽くものであるから、親子兄弟たりとも過去の因があればこそ今生の果を結べるのである。今佛法を信仰するといふことになつたのは、過去に於て善い種を蒔いて置いたからの事ぢや。

今日この良縁に値ひなから、若し信仰もせず、受戒もせず、に遇したならば、來世は愈々苦提心に遠ざかつて三惡道の罪人となるより外はあるまい故に、各々方は斯様な有難い授戒の大因縁に逢ひ奉つることを貴び喜ばるゝが何よりの肝要である。

第十四段 大乘戒特色の事

扱て又小乘戒に於ては根欠杯と申して種々な差障りがあつて、よし此の人間に生れたからとて授戒を許さぬこともあるが、この菩薩戒に於ては、如何様な諸根不具のものでも、姪男姪女奴婢八部鬼神畜生、までも戒師の教を聞いて心に合點する程のものには皆これを授くるとが出来るので、梵網經にも一切の意識心この情この心あるは皆佛性戒の中に入るべしと説かせられてある。されば如何なる者も一度發心して受戒すれば直に諸佛の位に入つて位の大覺に同らし已るとある。然れば受戒さへすれば如何様の男女卑賤の者でも、諸佛の位に入つて諸佛の御子となる故に、十方の淨土に在します諸佛は皆共に我子なりと不憫に思召して、世人を憐れませたまふゆゑ、現在に於ては一切の災難惡病等を免かれ、未來は縱ひ三惡道に墮

ちたいと思つても落ちることは出来ないのである。願ひはせねど天上か人間か成
は淨土か、その人々の願ひの通り叶はぬといふ事はないのである。

第十五段 菩薩戒に宗旨無き事

さて今の世の如く、天台眞言淨土と諸宗の分れたことは佛の御時代には無かつたのである。佛の御入滅百年ほど過ぎて如來所説の小乗律が五部に分れた之が佛法衰微の發端ぢや其後漢土以來日本にまで宗旨の色々に分れたのも、人々の私の見識から差別を起したもので、元來一佛乘に於ては、無二亦無三て三乗ぢやの一乗ぢやのといふ差別はないのである。差別が無いから〇山々の木々の梢に傳へ來てたゞ一音の峰の松風で、縦ひ八萬四千と分れても、約まる所は全く唯一乘法にして別の法といふは無。然るを末世に至て悲いことには、彼の宗旨は此の宗旨を嫉むやうになり、此の宗旨は又彼の宗旨を忌がるやうになつて互に徒黨を組んで、謗り諍ふといふは誠に我知我見のみで、無我無人の佛法とは云ひ難い。今の如く日本に於て在家の宗旨の定つたのは、家康公の時代から始まつたので、切支丹パテレ

ン宗などの邪宗門を禁ずる爲めに檀那寺を定め、其の寺々から其の受持の檀家が佛法を信ずるか、邪宗を信ずるかを吟味させるために、御上からその調査を命じられたのである。明治維新の革命に依りこの掟は廢止せられて、信教は自由といふことになり、日本の憲法にまで此事を規定せられた。夫れ故年々益には、糊經と名けてその家々の様子を、見届けに廻り、又新亡があれば、髮剃と名けて死骸を改めさせ、其上相違が無ければ、彼の者は何宗に紛れなく、邪宗門の者でなしといふ證印を致して、年々公義へ差出す之を、宗判と申したのである。(これにも弊害が生じたので、遂に廢止となり、戸籍簿は市町村の役場で取扱ふことになつたのである。) 夫れから檀那寺といふが始まりて、我は淨土宗、我は天台宗、杯といふやうになつたのである。禪宗でもあれ、淨土宗でもあれ、公義の宗門帳が定まつたればとて、夫れが菩提の爲には少しもならぬ。爾るを愚痴無智の在家人は、我は此の宗旨ぢやから彼の佛は拜まぬ、彼は何宗ぢやに、あの神を拜むは聞えぬ、杯といふは誠に憐れ至極なものぢや、今この菩薩戒といふは三世諸佛定格の菩提の直路であるなれば、宗旨に片倚りて受けるには及ばぬ、杯といふ心があるなれば、三世の諸佛に見放され、一切の神々

からは疎んぜらるゝのである

第十六段 日本諸神受戒の事

扱て又佛法には護戒神というて幾百千といふ數限りもなく守護神があるぞと説かせられてあるけれど唯受戒した者ばかりを守り給ふ故に受戒の者を守護なさるゝといふので護戒神とも護法善神とも申すのである日本大小の神祇も皆護戒神の類で皆佛菩薩の垂迹なれば(この垂迹及び本地の説は妄説ぢやと破する者もあれど、それは靈界の事に關する者の暴論にて取るに足らぬ)受戒した人をば別して守らせ給ふのである其の證據には日本の主天照皇太神に於かせられては伊勢國阿阪の淨眼寺大空玄虎禪師の許にて受戒なされ血脈を御受けなされた御法名を「高麟淨永大禪定門」と申し奉つるその御禮に稱絲の袈裟白石の珠數金朱の香合とを金の盆に堆く捧げての宣ふには此は是れ僧物なり和尚に獻じて聊か御恩の萬一に報謝せんが爲なりとて差出された今に其品が淨眼寺第一の寶物になつてある其外にも神明水と云つて天照皇太神の御寄進の水も今に絶えず流れ出

づる事ぢや

○又住吉明神は長門國深川の太寧寺定庵和尚から受戒なされ○信州諏訪明神は其の神主に託して道樹和尚から受戒なされた爾れば唯今受戒の一法に於ては誠に此上もなき結構な大善根ぢや夫れなればこそ地獄の主閻魔王てさへ自分も一度人間に生れて出家し受戒して此苦患を逃れたいと常々願はるゝと云ふ事が樓炭經の中に説いてある

第十七段 閻魔王受戒の事

夫れに付けて元享釋書の九卷に大和國矢田寺の滿米上人といふは戒行堅固の名僧であつたといふ其頃朝廷に於ても名高い歴々の小野の篁が弟子の禮を具して常に滿米上人に歸依せられた此の篁といふ人も行蹟の測り難い人で其身は朝廷に仕へ乍ら時々閻魔王宮に往來せられた或時閻魔王嘆息せらるゝやう末世の衆生は罪障が至つて重い我れ正直なりといへども頗る殃にかゝつて地獄の主となり雙王の名を得たのである是も宿業の所感であればドウも仕方がないと申され

たれば其時閻魔王の臣下が申すに願くは大王菩薩戒を受けて此殃ひを逃れ給へといへば閻魔王自分もさうは存ずれど地獄陰府の淺間敷ことには戒法を受ける戒師がないから力に及ばぬと云はれたスルと小野篁進み出て申さるゝに私娑婆に於て近付の和尚が御座るこれは戒行清淨の人であるから是れを請待して戒法を御授りなされては如何といへば閻魔王大いに悦んで其の沙門を早く請待して参れと申さる

ソコで篁は娑婆に歸り矢田寺に参り右の事を具さに満米上人へ申上げて懇ろに請待申したれば上人即ち篁と同道して地獄に赴き給ふた閻魔王歡喜踊躍して上人を尊敬し高座の上に請して法の如くに受戒なされた斯く申す内にも右の二人はドウして地獄に行つたのであらうかとの疑ひを起す人もあらうがそは神遊といふものにてこの肉體が其んな所へ参つたのではない入定の間に神識が出入したのである

時に閻王戒徳は至て重い事であるが何を御禮に到さんかとあれば上人の申さるゝやう我れは沙門の身別に求むるものは御座らぬ何うぞ地獄の苦みの有様を一

見させて下されとあれば閻王夫れは易き事なりとて上人を伴ひ無間地獄に赴かれたれば成るほど鐵門鐵釜火聚刀山諸の苦具等却々に詞に述べらるゝ様な事ではない斯くて或所を見給へば大火の進り上る中に一人の沙門あり俄に随つて上下してをる時に上人閻王に尋ね給ふやう此沙門は何人で御座るぞと閻王そは上人自から問ひ給へと依て上人は近く沙門の許に近寄り君は如何なる人で御座るぞ又何たる因縁に由て是くの如きの苦を受けらるゝぞと問はるれば沙門の答へに我は是れ地藏菩薩である汝此界に来て戒法を説く故に地獄の衆生にして苦を脱るゝものが多い我は甚だこれを悦でをる事ぢや我は釋迦牟尼佛の付囑を受けて猛火を怖れず地獄を怖れず大悲をもて苦に代り衆生を救はんが爲めに是くの如く地獄にありて猛火の爲に身を焦すのである又其上我が平等の慈悲を行ずれども縁なき衆生を濟度する事ができぬ汝娑婆に歸りて我が此苦を受くる存様を世人に告げて佛道に入らしめよと懇ろに御告げなされた夫れから上人は日本に歸り上手な佛師に申付て彼の地獄の中で見られた地藏菩薩の尊像をばその長け五尺に作り奉りて娑婆の諸人に勝縁を結ばせられたそれが今の大和矢田の

地藏菩薩である爾れば佛菩薩は斯様に衆生の苦に代らせられ、何とかして迷ひの衆生を救ひたい、助けたいと思召さるゝ大慈大悲の御誓願のみ然るを何とも思はず、意に任せて悪業許りを作つては實に勿躰至極もないことぢや、であるから少しづつは心を持ち換て善事を行ふやうに心懸けらるゝが佛菩薩への御恩報じてある

満米上人閻王宮へ神遊の状態

校訂者云く、閻王受戒の因縁は上にありし如くなれども、その説明未だ充分ならざれば却て疑念を生ずる人も多からん、其事たる予が先年利劍居士の質問即ち「地獄極樂の有無と題する長篇の中に、閻王受戒のこと及び満米上人神遊の状態を詳かにせしことあり、依て今茲に其中の片々を紹介して本講話の補ひと爲すべし

閻王受戒の希望は前段と異なるなし、小野篁閻王の依託を受け……それより篁は日本に歸り、彼の矢田寺に到り、満米上人に會ひつゝ、事の由を委しく告げて請

待しければ、上人笑つて曰く、我れ素より卿が術なし、彼は幽界なるもの、我は顯界にあるもの、争てか彼に到るべけん、到るべからざれば何ぞ卿が請に應ずるを得んと、篁の曰く、敢て許諾を賜らば拙者即ち案内を致さんと、上人曰く、されば何ぞ敢てこれを辭せん、是に於てか二人即ち一室に入り、内より堅く戸を閉ぢ、而も徒弟の者に誠めて曰く、一七日の間は決して來り窺ふこと勿れと、時に篁上人をして目を瞑ぎ、心を禪寂に棲しめ、而して兩手を以て脊より自分の肩に加へ、恰も子守の乳兒を背負ひたるが如く、須臾の間にして告て曰く、最早目を開き給へと、上人乃ち目を開き給へば、是れまで見たる事もなかりける處へ到り居れり、その世界は嚴好にして驚くばかりなり、重門窈窕として遙かに宮殿を見る、その宮殿實に金銀珠玉の構造にして、その美觀言ふべからず、前んで階下に到れば、閻王出て之を迎ふ、その威徳の尊嚴なる人間の王者に十倍す、上人は辭儀をしてその宮殿に上り給ふ、上り見給へば、殿内如法に戒壇を設けあり、それより上人七日の間、戒相を説くこと極めて懇懇なりし、既に七日に満ちて受戒も訖りければ、王種々の布施物を以て上人に謝す、以下大同小異なれば略す、さて別れに臨み、閻王は一の小斗を出し、之を授けて曰く、上人

に於て財寶を受け給はざるは宜なり、されば只この斗を持して歸り給ふべし上人世を卒るまで衆の多少に隨ひて用ふる所の糧米は日々この斗より湧出せんと上人拜謝して之を携へ而もその王宮の門首に出て給はんとす閻王また送つて門首に到る時に篋また背に上人を負ふこと始めの如くなりしが、また須臾にして目を開き給へば二人自若として金剛山矢田寺の丈室に坐せりとなん依て内より侍者を喚んで戸を開かしむ、さてその七日の光陰は宛も黄梁一炊の夢の如く實に暫時の間なりし、而してその袖口に印あり、彼の地獄にて地藏菩薩に逢はれし時菩薩上人に告げ我が像を造りて衆生に結縁せよと上人云く、されど如何してか我をして信を神國に取らしめんと、時に地藏菩薩懐中より一の靈印を出して上人の衣袖に印し、且つ語つて曰く、此印を翻刻して普く衆生に授けて受持せしめ云々、且つ座の傍らに斗あり、その斗より精米を出すに隨つて傾むくれば隨つて満つ、月月乏しきことなし、上人の名は元來滿慶なりしも、是れより時の人稱して滿米上人と爲したるものなり

上人それより狀を具さにして朝廷に奏聞し給ひぬ、然るに朝廷にはその由を天下

に令し給ひしかば、來つて靈印を受け地藏菩薩に歸するもの多かりき、而して滿米上人は尊像を造ること約の如くせんと欲して職工に命ずと雖も、意に稱ふもの無かりしかば、遺憾に存せられ、心中快々として苦辛せらるゝの際、忽ち四男あり來りて上人に申す、試みに我等へ地藏菩薩の尊像を造らせ給はれと、因て上人と與に春日山奈良に往て良材を擇む、折柄、桐の大木ありしゆゑ、四人齊しく指して曰く、彼の木こそ可からめと云ふや否や、不思議なる哉、その大木、燦然として破裂しければ、その内より尊像の出で給ふ、毫も刀斧を施さずして、相好の殊特なることは、宛も上人が地獄に於て拜し給ふ所に、少しも異なることなかりしといふ、爾しより今に至るまで、矢田寺に安置する所の尊像は、即ちそれなりとぞ、斯くて上人は大いに歡喜せられ、謝するに金帛を以てせらる、然るに四人の者、謝絶して曰く、吾等何ぞ金帛を屑とせん、但上人には此像を模範とし、多くの尊像を造立して、天下に遍ねからしめ、能く國人をして縁を菩薩に結ばしむること、地獄に在りて親しく囑託を受けられたるが如くならば、我等に於ての喜びは何物か之に過ぎん、吾等四人の來つて上人の情願に應ずるも、亦唯だ是れのみと謂つて、即ち去らんとするゆゑ、上人尙も不審に

思召され問はれけるに貴公等はそも何人なるやと曰く我等は即ち春日四社大明神なりとかき消すが如くにして去りにけり云々
斯くの如く神遊の事蹟といひ神々受戒の事蹟といひ如何にも神怪不思議の事に属し世人の容易に信ずべからざるものなれど日本の古記は之を遺して怪むことなし以て参考の一に供す

第十八段 信心第一の事

○梵網經に大衆心に誦に信ぜよ汝は是れ當成の佛我は是れ已成の佛常に是くの如きの信を成せば戒本已に具足しぬとある又○華嚴經に信は是れ道の元功德の母なり一切の諸善根を増長す疑網を斷除し愛河を出て涅槃無上道を開示すと説きなされてあるほどに第一に信心を起さねばならぬ事ぢやその信心といふことは實に一切衆生悉有佛性とあつて銘々が皆佛に少しも變ることの無い心を具へて居るといふことを信じて疑はぬのである各々佛に變らぬ佛心は具へて居るのぢやけれども過去遠々劫より造り溜めたる罪過の塵埃に蔽はれてその心光が

明かならぬのぢや夫故迷ひの凡夫といふ

○涅槃經に小罪を輕んじて以て殃無しとすること勿れ水の滴り微なりと雖も漸く大器に盈つ刹那の造罪殃無間に墮す一び人身を失へば萬劫にも復らず壯んなる色の停まらざることは猶ほ奔る馬の如し人の命の無常なることは山の木よりも過ぎたり今日は存すと雖も明けんまで亦保ち難し衆等各々一心に勤修精進して慎て懈怠懶惰睡眠して意を縱にすること勿れとあつて一心に世の無常なることを觀じて少しの罪をも恐れて造らぬやうに心懸け怠りなく勤めよとの仰せてある誠に身命の無常なることは夢幻の如く今日あつて明日といふ受合ひのならぬものぢや ○夢の世に夢に夢みる夢人の夢物語りするも夢なり
と古人も詠て置かれたが誠に生死無常は娑婆の習ひ生住異滅の四相遷流と移り變りゆくありさまは全く夢に相違はない一年三百六十日は白駒の隙を過ぐる如く春かと思へば夏になり夏かと思へば秋になつて光陰の移ることは矢よりも早いさるからに我身は若いぞと頼みに思つても何時の間にか老年に及び ○日はかすみ耳に蟬なき齒は落ちて雪を戴く老いの暮かなとは解脱上人の歌ぢやと

あるが實にその通り思はず知らず衰へ疲れて、子供の時分の事を思へば昨日今日のやうなれども是れまでの年月の数を思へば去りとは又久しい未だ行く末は長いかと指を折て見ればよくも活きて五年か十年實に頼み少ない老後の有様ぢや過ぎし昔を思へば或は歡樂苦痛の悲喜尤も躍り揚がる程に悦んだこともあれど又身節にこたへて悲んだこともあり榮辱浮沈色々の事があつたが年寄りての今で見れば皆一場の夢の戯れてあつたのぢや、今一度十九や二十になるやうな覺えがあらば格別のことよく活きて五年か十年、ヒョットしたらば今も知れぬといふ先の近い身の上ならば尙々後生に油斷を仕様道理はない、夫れを何とも思はず浮々として ○驚かす鐘の聲さへ聞き慣れて永き睡りの覺むる夜もなしといふやうなものでこの無常を知らぬ故、目が開くと何が欲しい彼が欲しい何う爲たい斯う爲たい春は何うせう秋は何うせう子供が行末が何うならう何をいふも金の事ぢや金が無ければ何うもならぬ人を突きこかしても金にしてやらうと一日一夜八萬四千の地獄の苦み食欲暎患の水火死ぬまで間斷なく苦みに苦みを累ぬるのである ○何事もみな偽りの世の中に死ぬる許りはまことなりけりて死ぬこ

とばかりは少しも虚妄のない事である依て切めてはこの七日の間暫時でも油斷なく加行を勤めらるゝが肝要である

第十九段 破戒は無戒に勝る事

西天竺の昔は國王の國位に即くにも百官宰相の官位に就くにも並に先づこの佛戒を受けたものである、これはその境邑の人民を利濟せんが爲めである、縱令受けて後に犯すことがあらうとも必ず先づ一たびは受けねばならぬ、若し受けなければ佛弟子と申されない佛弟子でなければ外道異端と云はねばならぬ、お經の中に菴菴の華は萎むといへども尙ほ一切の華に勝れり、諸の破戒の比丘は猶ほ諸の外道に勝れりとある、菴菴は山梔の事ぢや、比丘は僧侶のこと、凡夫の悲しさ、縱ひ一たび受けたからとて生涯破らないといふ保證はできぬ、今日受けて縱しや明日破ることがあらうとも、夫れには構はず受けるがよい、受たなら屹度受けた丈の功德が其身に備はる、戒は即ち精神の衣食ぢや、衣服は何時までも新らしくはない必ず垢が附く破れる古くなる、垢が附けば洗はねばならぬ、破れたら縫はねばならぬ、食

物も一度喫べたから何時までも腹のふくれてをるものではない必ず空いて来る、朝一度喫べたからとて夫れてよいと澄し込てをる譯には行かぬ死ぬるまでは毎日く三度づゝ缺かすことはならぬ殊に依ると三度の外に間食も致すことがある、尚ほ労働の烈しい人は四度も五度も喫べねばならぬてはないか、その如く各々方でも世俗の塵埃にもふれてをるに就けては、見るにつけ、聞くにつけて戒法を破り勝てあるほどに幾度でも受けねばならぬ事ぢや、お經の中にも犯すことあれども菩薩と名け犯すこと無けれども外道と名くとお説きなされてある、其處は薔薇の花にお譬へなされたのである、薔薇の花は花の中でも世に並びない美しい花で、縦ひ萎んでも餘の牡丹芍薬などの美しいものにも勝れてある如く、破戒の人も外道の正しいよりも勝れてをるとの事である、一度戒法を受けたものは、縦ひ破るやうなことがあらうとも、尚ほその餘薫が染み込てをるから慚愧の念を生ずることがある、慚愧の念が起れば再び懺悔の心が起る懺悔の心が起れば再び受戒するといふ眞面目な心も起る再びても三たびても乃至數十回ても懺悔受戒すればする度毎に其身も心も清淨になる、故によし戒師に就かずとも、朝夕佛前に焼香禮拜して懺悔三歸の文を唱へて、其身と其心とを清淨に致すといふ心懸が何よりの肝要である

第二十段 佛法難遇の事

扱て又六道輪回の内、この人界に生を受けることは容易なこととある、單に人間といへば如何にも廣いことにて、この五大洲ばかりでなく、我等が耳目の届かぬ所にも人界は無限に存在してをるとの事であるが、先づ尚ほ佛法の句調て申しますると、この五大洲即ち今の地球を總くるめにして南閻浮提と申すのである、これは須彌山といふを中心として、此んな大きな世界が東西南北にあると申すのである、其中で南閻浮提に生を受けるといふは、仕合せな事とある、何故かといふに、餘の三洲とは果報が劣つてをる、先づ第一壽命が短かい、其上命に定りが無いに由て、老少不定のありさま、常に愁嘆の聲のみを聞いて頼母敷からぬ所なれども、幸ひ此

界の衆生は四苦八苦のために逼まられて菩提心を起す便りがあるゆゑ、この南閻浮提に限つて、諸佛如來の御出世があるとの事である、今は釋迦牟尼如來の御世に

て、その御肉躰は二千八百五十餘年の昔し涅槃の雲にお隠れなされたけれども、今尚ほ如來の正法が弘まつて居て、それを聽聞し戒法を受けて佛弟子となり、現當二世の安樂を得させて頂かるといふはナンと有難い事ではないか。其上此度授戒會の道場に列なり、朝夕佛法を聽聞し、諸佛如來を禮拜して、値ひ難き勝縁を結ぶ身の上となつたは、實に萬劫千生の幸福であるぞと喜ばねばならぬ。

第二十一段 小大二戒差別の事

扱て又この戒法に大乘と小乗との區別がある之を篤と合點しなくてはならぬ事ぢや、この菩薩戒を大乘とし、聲聞戒を小乗と爲すことは何うかといふに、聲聞は自分の爲めを重しとし、菩薩は他人の爲めを専らとするのである。この菩薩聲聞は必ずしも出家の僧侶に限つた事でもない、これは其の形の上からばかり申したのではない、根性として其人々の心の持方に名けた名義である、夫故あの人は根性がわるいとか、よいとか申すてはありませぬか、これを根性と讀ます倒さまに性根といへば能くお分りになる、性根玉を入れ替へるなど申しますが、在家でも出家でも性根

玉の置所一ツによりて聲聞根性の人もなれば菩薩根性の人もなるのである、近來の言葉で申せば利己主義と利他主義である、蓋し利といふは營利利欲の利てはなく、利生利濟の利である、故に利己といふは自己の助かることのみを修行するので、此れは小根小智の人の身にあること、利他といふは自己の助かる修行を後廻しにして先づ人を助けるといふ修行を専らとするのである、ソコで持つと犯すといふ點に於て天地の相違が生じて來るのである。例へば一人を殺せば萬人か助かるといふ様な場合には之を殺すのが菩薩根性の人の爲めには持戒となるのである、之を知りつゝ、殺さずして萬人の爲めに害を及ぼすは却て破戒となるのである、然るに聲聞戒の方では縦ひ萬人の爲めに利益になればとて、その一人を殺すは破戒となり殺さぬが持戒となるのである、譬へば美しき婦人の水に溺れて死せんとするを見し時、手を觸れ自から引揚げて之を助けたりするは菩薩戒の方からは持つことになるのぢやけれど、聲聞戒の方からは破るといふことになる、それ故聲聞の持戒は菩薩の破戒となり、菩薩の持戒は聲聞の破戒となるのである、何故かといふに聲聞小乗の戒は耳目に觸れる境界に就て持戒と犯

戒とが分ち菩薩大乘の戒は耳目に觸れぬ境界に就て持戒と破戒とが分かるゝの
 である故に菩薩戒の事をば心地戒とて身の戒ではなく心の戒ぢやとある、イカサ
 マ口を養ふは志を養ふに如かずと云つて世上に於て子が親に事ふるに随分珍膳
 美食を進めて養育しても萬事萬端の仕向が親の心に合はぬときは決して孝行に
 なるものではない、縦ひ貧乏して珍膳美味はサテ置き藜の葉の雑炊を參ら
 せても平生の仕向が親の心に叶へば父母は却て夫れを千倍にも悦ぶものである、
 小乗戒と大乘戒との差別は丁度その様なもので、表向の勤めは少々缺けても親の
 心に叶ふ様に取り行ふのが孝行である如く夫れを菩薩の心地戒とは申したも
 今お授け申す所の戒法が即ち夫れである、こゝを篤と合點して持たるゝがよい
 ○昔し一人の沙彌未だ僧戒を受けざるものがあり、一人の羅漢のお伴をして行か
 れた道中に於て其の沙彌が偶々菩提心を發し、この菩薩戒を受けたいと願はれた
 れば、その羅漢尊者却て其の沙彌を敬ひ貴んで、夫れはまあ結構な志である、我が志
 の及ばぬ所であるとして、其の沙彌の頭陀袋を贈ひ、却てアチコチに羅漢が其伴をせ
 られたとある、小乗戒と大乘戒とは斯れ程の相違があるのである

○梵網經に我れ已に百劫に是の心地を修行せしをもて、吾を號して盧舍那と爲す
 汝諸佛我が所説を轉じ、一切衆生の爲めに心地の道を開きぬとある、これは盧舍那
 佛が釋尊に對してお告げ遊ばした言語である、斯の如くに傳來した戒法である故
 に、今各々方に授くる所の戒をば大乘の心地戒と申すのである
 ○梵網經に爾の時に釋迦牟尼佛初め菩提樹下に、無上正覺を成じ了つて、初めに菩
 薩の波羅提木叉を結し、父母師僧三寶に孝順せしむ、孝順は至道の法なり、孝を名け
 て戒と爲し亦制止と名くと説かせられてある、その孝順とは人の子たるもの力を
 盡して分相應に食事等其外時々の衣服醫藥に至るまで氣をつけて、父母の介抱致
 し堅く言ひ付を守りて親の心に背かず、親の誤りのあるときは諫めを獻じて以て
 其殃を防ぎ、又自分にも親の難儀になる事を仕出さぬ様に心懸るを孝順と申すの
 である、自分が人を殺せば其殃ひが必ず父母に及ぶ、殺生戒を守るときは先づ其氣
 遣ひはない、又自分が盗みをすれば其殃ひが必ず父母に及ぶ、偷盜戒を守れば其の
 氣遣ひもない、其餘の戒法も同じく之に準じて知らるゝがよい、さすれば善くこの
 佛戒を守るに於ては即ち父母に孝行を盡すといふものぢや、又父母に孝行なれば

自からの戒行も完全になる。○法華經に今此の三界は皆是れ我有なり、其中の衆生は悉く是れ吾子なりとある。爾れば佛は一切衆生の父上である。故に堅く佛の教戒を守れば即ち僧に孝行を盡すことになる。是れて三寶に孝順するの道理が聞えた、師僧といふは師匠の事で、今この戒法を授かる戒師の事である。今受けた戒法を懐かに持てば即ち戒師への孝行といふものである。篤と此孝順の意を合點すれば、至極の大道にて之れに過ぎたものはない。故に孝順は至道の法なりといふのである。○瓔珞本業經に佛子若は過去現在未來の一切衆生此の菩薩戒を受けざる者は情識ある者と名けず畜生と異なることなし、名けて人と爲さずとある。故に人の人たる道は即ちこの戒法である。

第三席 懺 悔

第一段 懺悔の大意

さて各々方この授戒に就ての概要だけは既にお話し申しましたから、今日よりは

懺悔のお話しに及びませう。既に夫れ閻魔大王を始め支那日本の神々は申すに及ばず御代々の天子様將軍様大名の方々迄がお受けになつた無上廣大の佛戒を受くるのでありますから、その器が汚れて居ては受けたが受けたになりませぬから、それを受ける前に懺悔といふ大掃除をして掛らねばならぬ事でありませぬ。その掃除をするには箒や塵扣がなくてはならぬ如く、互ひ心の中に積り積つた塵芥を拂ふには佛様のお製へになつた懺悔文の掃箒や雑巾がなくてはならぬ世の中には別段その懺悔文などを唱へなくとも心にさう思うてさへをれば宜いと澄まし込てをる人もありませぬけれど、それは丁度掃除をした積りになつて掃箒や雑巾を用ひずをると同様のことで、故にドウしても式の如く懺悔の文を唱へなくてはなりませぬ、その懺悔の文といふは

○華嚴經の普賢行願品に、その文句をお説きになりました

我昔所造諸惡業 皆由無始貪瞋癡 從身口意之所生 一切我今皆懺悔

懺悔 (われむかし造りし所の諸の惡業は皆無始の貪瞋癡に由り、身口意の所に從ふ、一切われ今皆懺悔す)

これは棒讀に致した方がよろしい訓譯にしては唱へ苦いやうである
 ○復普賢觀行品に「一切の業障海は皆妄想より生ず若し人懺悔せんと欲せば端
 座して實相を念ぜよ衆罪は霜露の如く慧日能く消除す」
 その無始の貪瞋癡とあるは過去遠々劫よりといふことこの貪瞋癡の三毒煩惱
 が身と口と意との三業に顯はれて罪過となつて今生の此身に付き纏うてをる
 それを今自分が残らず懺悔と悔の改めると誓ふのである
 今日の方々も初めの程は因果の道理も辨へ知らぬ故罪過を何とも思はず盲目
 蛇に恐ぢずて行末の事などは何んとも思はなんだのである所が物の道理を能く
 考へて見ると死んで行く先は何うなる事ぞと何處ともなふ未來が恐くなつ
 て今迄後先知らず造つた惡業は石を懷にして淵川に沈む如く三惡道へ落ち行く
 てあらうかと扱てく恐しい事ぢやと頻りに恐氣が付て來たのであるそこで知
 識の教化が耳に入るやうになつて今迄放逸無慚に散り亂れて居た貪瞋邪偽奸詐
 百端蛇蝎の様な根性をばサツパリと改め替へて無始以來の罪過を打捨て發露懺
 悔する意になつたのを改惡遷善といふのである此の菩薩の大戒を受くるには罪

過の有丈を懺悔して身も心も清淨にして置て夫れから此の戒法を受け佛と等し
 い位に昇るのである夫れを譬へていへば丁度備前燒の徳利に腐つた酒を久しく
 貯へてあつた夫れを打開けよく奇麗に洗ひ注いで夫れから御膳酒の様な結構な
 のを一杯つめる様なもので是れまで貯へた無明業障の腐酒があつてはなか
 菩薩大戒の御膳酒は一滴も這入らぬそれ故懺悔が大切である
 ○涅槃經に「善婆醫師阿闍世王に告ぐ臣佛の説を聞く智に二有り一には諸惡を造
 らず二には作り已て懺悔し更に敢て作らず猶ほ濁水の之に明珠を置けば珠の威
 力を以て水即ち爲めに清むが如し煙雲除けば月即ち清明なるが如く惡を造りて
 能く悔ふことも亦復是くの如し若し懺悔せば罪即ち除滅して清淨なること本の
 如しとあつて眞實心を以て懺悔さへすれば是れまでの罪業は亡びて本具の佛心
 が明かになる夫れを譬へて云はゞ濁つて居る水の中へ明珠を入れ置けば自然に
 水の清く澄む如く迷ひの罪過の雲さへ除けば本來清淨の月の明かなる如く本心
 の光明はあつと顯はれて來るのである
 雲はれて後の光と思ふなよとより空にありあけの月

第二段 懺悔譬喩談

○夫れに付お話がある昔し國王があつて他所に出らるゝ度毎に大酒を飲み可や
 鐵砲の様なもの、鹿や猿を打殺し夫れを樂みとして居らるゝ又内へ戻らるゝと
 佛前へ燈明を上げ香花を供へて信心を勵まし禮拜恭敬せらるゝ其處で或時臣下
 の一人が尋ねて申上ぐるに御前には御酒を召上がられては殺生がお好きで御座
 りまするが御歸りなされては香花を具へて御信心に禮拜恭敬遊ばせらるゝが如
 何の次第で御座りまするぞ不審に存じますると申し上げたれた王の申さるゝや
 う成る程尤なことぢやとて夫れでは大釜に湯を一杯沸せとありてその煮立つ中
 へ金の壺を一ツ打込て此中の金を取上げて見よとの仰せ時に臣下は申す何うも
 湯が熱くてナカ／＼手が付けられませぬと王の仰せにては汝方便をして取れと
 のこと其者その方便とは如何致すことと御座りまするぞと王汝その釜の下火
 を引き水を以て其湯に入れよとある故仰せの通りに致したれば易々と金が取上
 げられたソコで王の仰せに夫れ見よ此方が酒を飲み殺生するは湯の煮立つやう

なものぢや又禮拜恭敬するは火を引いて其の煮へた湯に水を入れる様なものぢ
 や湯さへ冷めれば自から金を取上げらるゝてはないかその如く禮拜恭敬して懺
 悔の心さへ生ずれば佛にも變らぬ本具の知見が明かになる何爲ぞ福が得られま
 いぞ是れて其の疑ひを晴らせと申されたとあるこの譬喩は雜譬喩經にあること
 ぢや

○梵網戒經の序にも自から罪ありと知らば常に懺悔すべし懺悔すれば即ち安
 樂なり懺悔せざれば罪益々深しとあつて少しの罪でも隠して懺悔せぬときは
 遂に大罪となる

第三段 花婿餅米を含みし事

○賢忍經の中にも夫れをお譬へなされてある或家に二三里もある近在から嫁を
 貰ひ婚禮も済んでから其婿が婦の在所へ初めて参つた婦の家では何がな花婿ど
 のが御座つたというて色々待遇て上へ下へと騒ぎ立てる婿どのは段々屋敷を廻
 り見物して裏の倉前に至れば米が搦きかけて捨てゝあるよく見れば而も餅

米である、さては此れは善いものがあるとして、先づ一握み攫んで、何かなしに思ひさま口へほうばつた、爾うして居る所へ婿さま只今も盃が出ました、サア御座敷へお出で下さいと云つて迎へに来たけれど、例の物をほうばつて居るから返事をする事ができない、スルと使ひ、女は膽を潰し、さて大事な婿さん、氣の毒な事には虫でも螫したか、急に頬が膨れて物をもよう仰せられぬといへば、夫れは困つたものぢやといつて、家内中が狼狽して、醫師を迎へて来て見せられたれば、且く脈を見て頬べたを撫てまわし、是れは如何様大事で御座る、石羊風と申す腫物でありますから、捨て置くと六ヶ敷なるであるから、先づ鍼をして膿を取つたら痛みも薄らぎます、御座りませうといつて、ソロ／＼懐中から針のピカ／＼するやつを出し、ソロリと口の端へ近づけたれば、彼の婿どのモウ堪らんから驚いて口を開けると、彼の餅米がポロ／＼と溢れた、ソコで舅姑は申すに、及ばず家内中が打呆れて、且くは物もロー云はなんだとある、サア其處ぢや

初め正直に吐くか何うかしてしまへば何事もなしに済むであつたに、隠して置いて懺悔しなかつたから、此通りの大恥をかいたのである、今もその通り懺悔せず

罪を隠して置くとツイ小罪も大罪になつて、未來永劫の間、地獄の苦を免かれぬやうになる

○大藏一覽に「罪に自性無し、心より起る心若し滅すれば罪も亦亡ぶ、罪亡れば心滅して、兩ながら俱に空す、是を眞の懺悔と名づく」と説いてある、實にその通り、罪過に本と自性はない、皆自分の心から惜しい、欲しい、惜しい、可愛い、あれが斯ういふたとか、是れが何うであるとか、色々様々の煩惱を拵へ立て、終には地獄の苦患を免かれぬほどの罪業を造り出すのである、その本はといへば、皆己のが心からぢや

極樂も地獄もおのが身にありて、鬼やほとけに心こそなれ
 恐ろしき鬼のすみ家を尋ねれば、邪見の人のむねにこそすめ
 夢の世は罪をつみとも知らねども、報はんをりや思ひあはせて

第四段 微妙比丘尼の因縁

佛在世の時、微妙比丘尼といふが、ありました、女性なれども、阿羅漢の證果を得て居

五十二

られましたが、或時此人が大衆の中に居て懺悔物語をせられた、其は何んな話してあるかといふに、已に羅漢の證果を開いてをらるゝからその物語といふは前々生の事柄である、羅漢の證果が開けると六神通といふ智慧が開ける、其中に宿命通といふは能く前生のことを知るの智慧でありませす、ソコで微妙比丘尼の中さるゝやう、往昔一人の長者がありまして何一つ不足なことも無かつたのですが、只一つの不足といふは家督相續の實子が無かつたので、長者は明け暮れ其れのみを苦しめてをりました、扱て種取にとて一人の年若き婦人を妾に飼へて置きましたが、戀て一人の男兒を産みました處で、長者の夫は世繼が出来たと云つて殊の外喜んでをりました、扱て物が二つになると誰れても必ず二心が起り易いもの、右長者の本妻が茲に恐しい考へを起したのであります、石女の本妻が思ひまするやう、彼の兒が今に成人すれば必ず此家の相續人となる、さうなつて來ると彼の妾めがぶ袋といふ譯で非常に幅を利かするやうになる、其時我身は餘計な者のやうになつて自然虐待を受けるやうになるは火を見るよりも明かな事實となつて現はれ來るのである、さうなつては何うして堪つたものではない、仍て何でも今の内

五十三

に彼の兒を殺してしまふが一番の上策と心得時節もあらばと、その機會ばかりを待つてをりましたが、或日のこと本夫も妾婦も外へ出掛けて其兒ばかりが居残つて、淋しさの餘りヒョロリ／＼と自分の居間へ參りましたから、あゝ殺すは實に今日である、と決心し、ヤニワニ引捕へて五六寸程の鐵釘を頭の天邊へ打込みました、所が不憫や其兒は聲を揚げて啼く暇もなく、兩ツの目を白黒にしてツイ息の根が絶えてしまいました、ソコでまあ宜かつたと心潜かに喜び、他所の者でも來て殺したかの如く戸外の庭先へ打棄て何喰はぬ風にて奥の間に引籠てをりました、スルと間もなく母親が歸り來り此の状態を見届け、ハテまあ何者の仕業であらう、ヤレ不憫や可愛やと狂亂の如くになつて悲嘆の涙に咽ぶも道理至極のこと、其の内父親も歸り來り驚き果て、物も言へぬといふ有様段々と犯人を搜索に及んだけれど、外から來て殺した様子とも見え、又殺さるゝほどの恨みを受くる筈もない、此れは何うしても本妻の仕業に相違ないといふことに極つて其方であらう、アタタてあらう、まあ何うして此んな慘酷いことをしたのである、何うして成さつたのぢや、本の通りに活して貰ひたいと聲を限りに泣き叫んで怨みを訴へます

時に本妻は左あらぬ顔で、イヤ此れは飛でもない迷惑千萬な難題、わたくしが平生
 どれ丈あの兒を虐待致しましたぞ平素は我兒の如く可愛がつて居たてはありま
 せぬか何うして其んな惨酷いことを致しますものか併し我身を指し付けて疑は
 るゝも一應の道理誰が聞いても私の仕業と思ひさうな事ですけれど身に覺えの
 ないことは何う云はれたとて爲方がない此上は唯だ神々と丹誠を籠めて我が身
 晴しをするまでのこと迎口に任せて申しけるやう若しあの兒を私が殺したので
 あるならば我れ此後生れ替り死に替り夫は蛇にさゝれて非業の最後を遂げその
 産んだ子は水に溺れ虎狼に喰はれて死ぬことがあらうともまゝよ又其上我身も
 生きながら大地に埋められ又は親の家から火を出して父母諸共に焼け死ぬるて
 あらう杯と何をいふやら埒もなく出任せなことを饒舌散らかしてをるどの様に
 責めて見た所で死んだ者は活き返らぬことゆゑほどくにして置いたのであり
 ます何うも夫れ殺したに相違無けれど殺さぬと言ひ張るものぢやからまあ有耶
 無耶の間に事済みとはなりました
 人間の前では人の眼を味まして、黒いものを白いと云はるゝけれど、因果應報とい

へる眞理の鏡に映るのは仕方がないまあ其の本妻も悪運が強くてその生前だけ
 はトウ／＼報いが露顯せずして命終致しましたが、夫れほどの大悪人であります
 から息引き取るや直に地獄に墮ちて多劫の間苦患を受けましたけれど墮ちる時
 があれば出づる時もあるので其罪が無くなつてから宿生の善根方に依り再びこ
 の人間界に生れ出てました
 此時も矢張り女人と生れ成人の後或る梵士の家に移して二人の子を設け夫婦睦
 まじく暮してをりました其後また懷妊して臨月に及び印度國の習俗として夫と
 同道して我が親里に往かんとしました所が因縁會遇の時果報還て自から受くる
 といふわけてその時に及び昔し長者の本妻たりし時誓ひ置いた願立の報いが一
 度に顯はれ來りまして二人が何氣なく野路を通り居たれば一疋の毒蛇が飛出て
 夫の足に食ひ付きましたが見て居る中に毒氣が總身に亘り間も時もあらばこそ、
 狂ひ死にを致してしまひました妻は夫れを見てハット驚きましたけれど野田の
 事とて人は居らず仕方が無いから夫の死骸をば其場に棄置き二人の子供の内一
 人をば抱き一人をば手を引いて泣き／＼親里の方へと進み行きました但其中途

に大きな川があります、一寸見れば格別深さうにも思はれませぬから、二人の子を一人づつ背負うて渡さうぞと思ひ、兄息子の方を岸に遣し置き、弟息子を背負うて向ふの岸に渡し、又引返して兄息子を連れに行かうとする時、其子は母の來るを待ち兼ね、獨り渡らんと合點し、水へ這入りましたが、年僅かに五六歳の小兒であるから、ツイ足を踏み損ね、ズルズルと川の中に陥り、浮きつ沈みつ流れますので、母親は見るとより、南無三寶流してはならぬと、急ぎ狼狽て取り留めやうとする内、何處ともなく一疋の狼が飛出し、向ひの岸に揚げ置いた弟の子息を一口に喰ひ殺して仕まひました、アサ暫時の間に我が夫に離れ、二人の子を失ひ、是れはまあ何うしたものであらうぞと、氣も狂亂の如くになり、我身も共に身を淵川に沈めて仕まはうかとまで思ひましたけれど、未だ故郷に兩親もあることなれば、兎に角兩親に對面してと思ひ直し、夫れから我身一ツに足早く急ぎ行き、我が在所附近にて知人に出逢ひ、父母の安否を尋ねたるに、其人か申すに、イヤ久し振りでありました、アナタ未だ御存じありますまいが、ナンです、昨夜お氣の毒な事を致しました、あの御兩親の家から火が出まして、御兩親を初め、兄弟衆、家内、残らず焼死んで仕まはれましたといふ

此事を聞き、ました時の驚きは如何許りでありませうぞ、扱もく、凶事許りが打續けば、續くもの、まあ此の様なことが世間に又とあらうかと、我身ながらに呆れ果て所詮最う此世に生きては居られぬ、寧ろその事に死んだが増しぢやと、覺悟は極めて見たもの、よくよく考へて見れば、胎内に兒もあることゆゑ、何うにかして之を首尾よく産み落してからと思ひ直し、我が夫の宅に歸つて居りました、扱て女の身といふものは妙なもの、世の中に鬼許りは居らぬもの、我身に打續きし不幸薄命を哀れと思ふ同情の人もあるもので、その懐妊の儘貫ひ受けたいといふ所があつたゆゑ、是れ儲けの幸ひなりと取り敢へず再び夫の家嫁しづき、またスルと程なく安産しました、今度も亦男子であります、ゆるゑ、まあ喜び勇んで、其子の愛に引かされ、以前の不幸も打忘れて、昨日今日と暮してをる内、又もや不幸の事が出来致しましたと申すは、後に持ちました夫は、非常な飲酒家で、何時もく、爛醉になつて戻り、色々無理なことがばかりを云ふので、之れにホッコリ困つて、離縁まで仕たいと思へど、何分子が可愛さに虫を殺して、忍へて居りました、或夜のこと餘りに夫の歸りが遅いので、盜賊の用心もわるいから、まあ戻られた時、開けて出やう

と思ひ門を締めて置きました、スルと夜深けて厳しく門を叩くものですから早速開けに出ました、然るに相も變らず大酒に酔ひ俺れの戻らぬ先きに門を叩くとは何事ぞ不都合千萬な奴と滅茶／＼に妻を打擲いたし其上まあ可愛さうに何氣なく寝かしてある小兒を引張り出し、それを大釜の中へ入れて煮殺し、能く煮へた所でそれを俎盤の上に於て斬り碎き、茶碗酒の肴にして之を喫べ、刺へ其妻にも之を喫べよといふ、厭ぢやといへば益々猛り立つるものですから仕方がない、トウトウ我子の櫛をイヤ／＼乍ら一口は喫べさせられました、扱て／＼まあ悲しい目に逢ふ事かなと現在人間にして我子の肉を食ふといふ事が有らう事か有るまい事か、此んな所に居たならば、此後又ドンな愛目に遭ふやら分らぬ、最う逆も構らぬと思つて早速其家を飛出し、又候波羅奈國といふ所に行き、三度目の縁附を致しました、まあ居場所が定まつて目出度しと思つて吐いた所で、又その夫が急病に罹つてコロリと死にました、爾る所其國の風俗として、夫の死したる時は妻も併せて活埋めにすると、いふの作法なのであります、是れはまあ悪い處へ來合せたものぢや、埋められては堪らぬと色々方便を設けて、漸くの事に逃げ出し、最う逆もこの人間世界

に居ては到る所一として碌なことはない、風かに聞けばお釋迦様といふ活佛が在りなされるとやら、寧ろその事に其のお弟子となり、生涯獨身にて存すに如くはなしと決心し、夫れから如來の御所へ参り、御弟子として貰ひ、一生懸命になつて修行したもののぢやに因て遂に阿羅漢の證りを開き、宿命通を具して、熟々過去世の事を考へ見れば、掌中の玉を見るが如く、前世の事がハツキリと分つて参りました、その昔し長者の妻となりし時、妾腹の子を殺し乍ら殺さぬと諍ひ、口に出る儘願立したのが一々今生の此身に報い來て有らゆる不幸艱難に遭遇したのであります、されど其の不幸薄命が我身の教訓となつて發心の志が兆し、ツイ佛弟子となつて今の境界になられたといふも善因には必ず善果ありて、過去遠々劫のむかし、或る羅漢様に一食の供養を致した其の善根力が虚しからず、今の身に顯はれ佛弟子となつて阿羅漢の證果を得たので御座ると、微妙比丘尼自から是くの如く宿生の因縁を語り其の懺悔話をせられたといふことが賢愚經の中に説き置かれてあります、善惡因果の道理は是くの如く明瞭なるものなれど、我等凡夫は何事も知らず辨へず夢の如くに生れて夢の如くに死ぬるは、殘念早く懺悔受戒して、今世後世の

大安樂を求めねばなりません

第五段 貧女施佛の事

○佛御在世の時佛が阿難尊者を随へ舎婆提城から婆羅門城に向はれた其時婆羅門城の王が外道を信じて居たので佛の來らるゝといふを聞き諸處へ高札を立て若し佛に食を與ふる者があり佛と共に語る者があつた時には相當の罰金に處するぞといふわけその後佛がその城中に入つて食を乞はれた所が各戸とも罰金が恐しさに皆戸を締めて一人も施しをする者が無いので空鉢にして城中を出てられた時に一人の老婢が粗末な器に米の洗ひ汁を盛れて門を出て夫れを棄てやうとしてをる所に佛と阿難の空鉢にして向ふより來らるゝのを見て氣の毒に思ひ何ぞ施したいと思ふ様子である佛は直に其の意中を察し鉢を申べてその棄つる所の白水を乞はれましたスルと老婢はまあ此んなものでも受けて下さるのかあゝ勿體ないと思ひつゝ差上げました佛は其の施しをお受けになつてから阿難尊者へお告げになりますやう彼の老婢は今日の施しに因り以後十五劫の間天上人

間の中に生れて富貴の慕しをして三惡道に墮ちぬその後男子の身を受けて出家學道し遂には辟支佛に成るぞと仰せられたといふことが大智度論の中にある僅か一杯の白水でも清淨の心を以て施しをすれば斯ういふ有難い功德になるのであります今各々方もその通り少々づゝの善根が積り／＼て終には成佛得果の種となるのである時かぬ種は生ぬから相應に志を立てらるゝのが肝要で御座る今日現在にも甚だ貧乏に暮して飲み喰ひの出來ぬといふやうな人も世に澤山あるこれは過去世に種を蒔き置かなかつたからのこと又或は金銀財寶は山の如く積み重ねて有ても夫れを自由に使ひも得せず人にも施さずして只その財寶を大事に番をして居る人も澤山にある是等は守藏餓鬼ぢやと經律異相の中に申してある爾るに今日同じ人間と生れて來てもその朝夕を暮しかぬるといふやうなのは皆前生にて善根の種を蒔かなかつたから其の果報が得られないのである扱て又富貴榮花の家に生れて來た人には過去の世に於て多くの善根功德を積み置いたからの事である爾し此世で富貴榮花に暮して居ても其心が放逸無慚にし

て正道に心を寄せず、慈悲善根の心なき人は、金銀の威勢に由り、少々道理に缺けた事があつても、當分その報いは見えぬけれど、未來には必ず其の報いを受けねばならぬ次第のものである。如何に多くの財寶を積み重ねて居ても、死ぬ時には一文だに持參することはできませぬ。是非貧賤の身となつて、飢渴の苦みを受けねばならぬ。扱て又今世では何程貧乏に暮して居ても、少しの慈悲善根があれば、未來には夫れ相應の福樂を受けて生るゝのである。之が即ち善因善果の道理である。

第六段 人間三苦の事

○法苑珠林の中に、人とは忍也、世間の遠順に於て能く安忍するが故に名けて、人と爲すとありまして、兎角この世界では我が心に違ふ事でも順ふ事でも能く物事に堪忍しなれば人間と申すものではありませぬ。此人間の苦みに三苦、八苦、十苦等の差別がある。先づその三苦といふは、苦々壞苦行苦である。その苦々といふは元來この娑婆は苦の世界であるに、其上に貴賤上下貧富ともに今日の渡世、其外何事に

依らず、自心に逼惱して、身も心も有るに有られぬ程の様々の苦みがある。故に苦の上には苦を重ねたる身の上といふ意になるのである。○次に壞苦といふは、直に樂みを目指して苦みといふ、歡樂極つて衰情多しとは、古人の格言、或ひは芝居見物、花見遊山、杯と酒宴遊興を致して、樂むかと思へば、其の樂みの終へた後は何時でも悲み、歎きに歸するので、皆各々覺えのある事ぢや、壞は破れるといふ事、樂しき事の長持せぬ義である。○扱て又行苦といふは、不苦不樂を捨受と名けて、苦みもせず、樂みもせず、何ともなしに日送りをする時は、別に苦みはないやうなけれども、この人間世界の無常遷流の有様は、例へば草木の春なれば芽を出し、夫れより段々と夏は茂り、秋は紅葉し、冬は枯れて終ふ如く、寒いかとすれば暑くなり、暑いかとすれば寒くなつて、念々刹那に生滅變遷して、暫くも止まることの無いのが、人間界の有様である。一刻でも時が移り、一日でも日が暮れれば、最早夫れだけ後へは戻らぬ時々、刻々先きの近くなるは、行苦である。

老の坂登りく／＼と見れば、急がぬ道の先きの近さよ、以上これを三苦と申す。

第七段 人間八苦の事

○次に八苦といふは生苦老苦病苦死苦怨憎會苦愛別離苦求不得苦五陰盛苦である

生苦の事

○第一に生苦といふは最初父母の想ひに由り羯羅藍の一滴を母の胎内に宿してから二百六十六日の間業風に吹かれて苦み夫れから正しく生るる時の苦みは、恰ながら牛の皮を剥て劍の林へ追ひ込むが如くに苦しいとある又月満ちて産るときは随分柔かな所へ産み落すのではあるけれど生れる子の爲めには百千の劍を以て切り裂かるる如くに苦しく思ふとある赤子の初めて産聲を上げて啼くのは苦しい哉くといふのおやさうです隔生即忘とて前生の事を忘るゝも此の生苦に由ての事ぢやとある

老苦の事

○第二に老苦といふは壯年の三十初老の四十をも過ぎ段々年月を重ねるに隨ひ老衰の身となり頭の黒髪も何時の間にかは白髪となり額には四海の波を漕へ腰には梓の弓を張り立居は心に任せず人には疎まれ利さへ我子にまでも隔てられ何に一ツ心に樂むことも無い様になるに由て人間は六十二歳を定命と致して未だ三十迄は格別身に痛いこともなく老の坂を登るやうなものなれども三十過ぎれば漸々に老の坂を下る如くなるのである○老の坂登るばかりはさもなく下るになどか苦しかるらんと誠に初老の四十をも過ぎると起居も易からず行歩も不自由になりて其の苦しい事は各々が知ての通りである

老いぬれば人には軽く思はれて起居に重き身こそつらけれ

と詠めるも弱衰の苦しきを申したものの誠に五十年か三十年の渡世の事にのみ心を奪はれて來生の事をば安閑無事に暮すは皆我が身の上を忘れて居ると申すものです面々互が頭は白くなり齒は抜けて眼はかすみ物は見えにくふなり耳は遠くなり皮は緩んで來る腰は躬んで杖に縋つて往來するやうに成るに付けては我が未來の近くなるを覺悟して惡業煩惱を起さぬ様にし随分に後生の心懸が第

一で御座る、斯く申せば老人許りの事の様に思はれやうが老少不定の習ひなれば
若いとても油断はならぬ夫れに付けて泉式部の歌に

定めなき世にも若きは頼みあり、兎にも角にも老の身を憂き

とある、然らば若きも年よりも何時知れぬ無常の世の中にて油断のならぬといふ
心である、又立櫻和尚の歌に

老につけ若きにつけて兎に角に憂きは定め無き世なりけり

とあるが成る程爾うぢや如何さま若いと云うても決して頼みになるものではあ
りませぬ彼の泉式部が其の娘の小式部の死せしに付

小足にてたどり行くらん死出の旅道知らぬとて還り来よかし

又その墓へ参りて

諸共に苔の下には朽ちずして隠れたる名を見るぞ悲しき

と詠んで歎きの餘り、一旦は狂人の様に成られたれども後に佛法に入りて

、夢の世にあだにはかなき身を知れと教へて歸る子は知識なり

とて悲みを以て喜びに代へられたと申す事である、仍て随分手足の達者な内に慈

悲善根を勤めて未來の事に安心致さなくてはなりませぬ

病苦の事

○第三に病苦といふは此人間の身は地水火風の四大を以て四肢百骸を成就し、
れより四百四種の疾病が起つて此身を苦しめるのです、此人間の病に就て治療
の施せるのと、施せぬのとの二種がある、一は今生の不衛生より招くのと、一は前世
の悪業より招くのとである、不衛生より招いたのは、治療が叶ふけれど、悪業より来
つたのは、何うしても醫藥の施しやうがないのである、縦し施しても其の効能が驗
はれないです

先づ今生の不衛生から招くと云ふは、其身の分量を加減せずして大酒大食を爲し
又は攝生の不注意より致して風寒暑熱の爲めに侵されて大患に罹るやうなと
これは外より招く所の病である、又は不品行不道徳不心得より種々の悪疾を身に
受けることもあり、怪我をすることもある、此等は多く治療の施せる所のものではあ
る、又は喜怒哀樂愛惡欲の七情より發す所の諸病も勿々多くありませぬ、色情狂もあ

れば落膽狂もある、政治狂もあれば學問狂もある、種々の失意失望の爲め氣鬱病を發する者もある、此等内外の事情原因によりて發する所の諸病は段々醫術の進歩するに隨つて神治奇効を奏するに至るは甚だ見易き道理である

次に前生の惡業より招く所の病とはドンなものであるかといふに其は前生に於て罪咎も無き者を打擲し、或は人を捕縛して牢獄に入れ、或は貪慾瞋恚痴の爲めに殺人罪を犯し、或は狼りに無益の殺生を爲して禽獸を苦しめ、或は神社佛堂を毀損し、佛像佛鉢に不敬を致し、或は聖人賢者の形像を傷けたり、又は惡心を以て塔廟を破壊などしたものは、現罰を受くるもあり、死して後、惡道に墮つるもあり、其罪減じて偶々人間界に生れ來るも六根の不具足となるものあり、身軀の甚だ卑賤醜陋なるもある、繼んば六根具足して富貴の家を生れ、又は中等の生活を爲す家に生れ來るも身に種々の難病を受けて、天下の有らゆる名醫良藥を以て金錢に構はず治療に手を盡せども一向に其効の見えぬがある、或は之を遺傳病と稱し、天刑病と稱すれど、約束る所は業病である、この業病は法力又は佛力神助によりて平愈することもあれど、罪業の重きものは容易にその靈驗を蒙むることができぬ、何うして

是ればかりは如何なる聖人賢者でも容易に脱るゝことができないので、釋尊の佛身でさへ尚ほ前生の業因にて背痛頭痛の御惱みがあつたと申すことである、羅漢の證果を得られた舍利弗尊者にも中風の病があり、伽婆舍尊者には眼病があり、橋梵鉢提尊者には牛疔の病があつたので、聖賢の御身でさへ定業の滅多に免かるゝ事ができないのです、まして末代惡世の凡身、何うして此の病を免るゝ事ができますものか、如何に萬乘の君位にまします高貴最尊の御身なるも、この諸病を全く免れ切ることとは出來ないのです

死苦の事

○第四に死苦といふは正しく臨終の時の苦みですが、以上の三苦は何れとて輕いのは一ツもない、皆忍び難い堪へ難い苦みばかりでありますけれど、又四大苦の中の最も堪へ難きものは死苦に過ぎたるものはありませぬ、誰れしも同じく臨終の一刹那となりましては、三百六十の骨々節々が活き乍ら解剖せらるゝか如きの大苦痛を感じて來るものですから、何か遺言を致したいと思つても舌が動かぬや

うになり妻子眷屬の顔を見やうと思つても眼が昏らんで來て見ることが出來ませぬ側からいろく語られても最早耳も聞えなくなり鬼の首でも抜くやうな氣丈夫の者でも最う此の場合に臨みましては些しの元氣もありませぬ虫の息を吐くやうになりまして身は百千の刃刀を以て斬り割かるゝよりも苦しむのが斷末魔の苦といふもの此時に臨み周章狼狽して神明佛陀に祈誓を罷めました所で何等の甲斐もなく當人は七顛八倒の苦しみを致して獨り死出の山路に旅立するといふのが普通凡人の死苦といふものである

されど平生豫て後生の一大事を心に懸けて三寶歸依の身となるものは臨終正念にして心に歡喜ありといふやうな目出度い往生を遂ぐる人もある故に戒經の序にも強き健かな時に努力して以て善を修すべし云何ぞ道を求めざらん安んぞ須臾待つ可き老いて何んの樂みをか欲するや是日も已に過ぎぬれば命も亦隨つて滅す少水の魚の如し斯に何の樂みかあると申してあるから平生無事の時に臨終の用意を致すが肝要であります

七十

冤憎會苦の事

○第五には冤憎會苦である冤は冤敵の冤てアダと訓む憎は憎愛の憎でニクムと訓むソモ人間界の習ひとして必ず冤敵といふものがあつて憎み憎まれ誘り誘られ瞋り瞋られることの止まぬものです他人は固よりのこと六親眷屬朋友縁者師弟主従の間柄に在り乍ら互に怨敵となつて憎み憎まれ恨み恨まれせにやたらぬといふは如何に情けない事でありませうぞこの苦に責めらるゝは今生故なく始まつたのではありませぬ前生前々生よりそれ程の悪因縁を結んで置いたものですから遁れやうとしても遁るゝことが出來ないのであります又それ此世に於てこの悪因縁を増長するに於ては世々生々この苦を脱るゝ時節はありませぬ釋尊の如き大聖人ですら提婆の如き佛敵があつたのです

目連尊者といへば神通第一の羅漢様であるそれですら執杖外道の爲めに打殺されて了ひなされたといふは或時婆羅門教を信じて居る教師の宅へ托鉢に行かれた所が彼れ大いに怒り憎ツくい坊主ぢやとその眷屬門生共に申付け尊者を四方

七十一

八面から取り圍いて雨の降る如くに瓦石を投げつけらるゝやら袋拍きにせらるゝやら血塗れになるほど酷い目に遭せられました時に尊者の思はせらるゝやら自分が今斯の様に不祥の事に遇ふたのはマサカ今世の所業とも思はれぬが定めし前世怨憎の悪業に出會つたのであれば止むを得ないこと必ずや前世に自分が彼れを此の様な目に遭はせた事が有つたに相違はない何を恨みやらぞ只自己の悪業を恨みるより仕方がないさるにても遺恨の報いは恐ろしきものぢやとて尊者は遂に夫れが致命傷となつて終に釋尊より七日以前に圓寂せられました師子尊者であるとか僧徒法師であるとか何れも生死透脱の大菩薩なれども玉難の爲めに命を奪はれなされた

▲憎むとも憎みかへすな何時までも憎み憎まれ果てしなければ

四方八面悉く冤敵ならぬものとは無いのです之が人間世界の状態である然るに一たび三歸を受けて佛弟子となつたる者は怨みを以て怨みに報い嗔りを以て嗔りに報いるやうな心を止め怨みに報いるには恩を以てするやうに一念憤りの念が發つたならば扱てく淺間敷い事かなと慚愧の心を起して本心に立歸るのが何よりの肝要であります

愛別離苦の事

○第六に愛別離苦 扱て我等一たび生れしものは必ず死すべきものにてその生は死の因逢ふは別れの始めにて今日父母兄弟妻子眷屬と夫々一旦縁を結び睦じく暮して居ても元是れ乗合船の如く互に寄り合ふたものなれば生き別れ死に別れに依らず是非とも一度は別れにやならぬ是れ許りは貴賤貧富の差別が無いのですが殊更富貴榮花に暮す人は有相執著の念が深いもので何時く迄も一處に集り居て歡樂が盡ることの無き様に思へども生者必滅會者定離の理りにて如何なる者でも逃がるゝことは出来ないのである

或は東西萬里の隔りとなりて顔を合することも叶はず南北の國を分つて音信だに儘ならぬやうなこともある生れて其の近間に居るものは喜ぶ事にもせよ憂ひ事にもせよ吉凶慶吊をば互ひに訪ふこともできるやうなものなれど山海萬里を隔てた所に居るものは親師匠の吉凶を訪ふこともならず兄弟朋友の心事を語ることもできないのが今日人界の有様である其れに付

◎李夫人の事

○昔漢の皇帝の御后をば李夫人と申した殊の外御寵愛の后であつたけれど無常の嵐は免れ難く終に敢へなくも果てられました時に皇帝は甚だ名残を惜まれ高師を召されて李夫人の姿を畫かせ朝夕これを御覽なさるゝけれども繪の事なれば詞の言ひ替しも出来ず心に叶ふこともなく却て見ざる前よりも悲みの情まさりければ様々に胸を痛められ思はるゝに彼の返魂香といふ香を焼けば我が思ふ人の形が其香の煙の内に現はるゝといふことを聞きその香を焼かせられたれば案の如く李夫人の姿が髣髴として煙の内に現はれたさうである皇帝は之を見ら

れたけれど眞の姿でないから物をも言はず却て離別の情が深くて尚更その心を痛められたとある又

◎慧遠法師の事

○廬山の慧遠法師と申す御方は幼年にして未だ出家せられなかつた以前は大弓の名人でありました或時原野に出で二疋の鶴の子を射殺されたスルと傍に居た母の鶴はそれを見るより忽ちに倒れて了ひました故に道は不思議な事かなと思ひその腹を割り裂いて見られたればその腸がズク／＼に切れてあるので此れは容易ならぬこと必ずや親子恩愛の別れを哀んで斯うなつたのであらうと流石に常並の凡夫でないから立所に開悟し直に菩提心を發して出家せられましたされば鳥畜類ですら是くの如く別れを悲むのですからまして人間は縦ひ玉の冠りを戴く一天萬乗の君たりとも金銀珠玉に事缺かぬ萬貫長者の家にも別離の苦を免かるゝことは叶はぬゆゑ親に後れて悲むもあり親は子を先きに立て、嘆くもあり妻は夫を失ひ夫は妻に別れて愁歎するもある杖と頼んだ孫を死なせて跡

に残る翁もあれば柱と思ふ總領の子に離れて血の涙を流す老婆もある誠にこの愛別離苦は貴賤貧富男女老若共に此苦を免がるものはない之を受別離の苦とは申したものである

求不得苦の事

○第七に求不得苦 此れも世間に數多ある事で人間の常の苦みである

思ふこと一ツ叶へはまた二ツ三ツ四ツ五ツ六ツ七ツかしの世や
兎角夫れ富貴なものは猶ほ富めるに従つて段々と金銀の殖ることをのみ望んでその望み心が止まぬものである又貧乏なものは尙ほ以て不自由なることを愁ひ何うにか不足のない身分になつて見たいものぢやと思ふこの思ひは明け暮れ胸を離るゝ時節はありませぬ有れば有るにつけ無ければ無いつけ總て心に満足することのないのが人間界の状態である然るに夫れ今生に富貴な家に生るゝは皆過去世に於て福分を植て置たからのこと又今生貧賤の家に生れ來りしは前生が慳貪であつたからのことこの貧家に生れたものは辛き生計を營むが爲め親子

恩愛の中も離れて従ふこともならず或は生れ落つるより母の乳を飲むこともな
らて他人の手に身を育てらるゝもあり又は親が教育さすることも叶はぬが爲め
他家に奉公の身となりて堪へ難き苦勞をせにやならぬもある或は其身の貧しき
が爲め報じても報じ難き父母師匠の恩をも報ずることのならぬもあり又は親類
縁者知己友人へ對する義理を缺くやうなこともあるそれと云ふのが今日くの
暮し方に逐はるゝものですから暇もなければお金の餘裕もないので思ひ乍らも
肩身の逼まるやうな事にもなり面目次第もなきやうな事にもなるのであります
之が即ち求不得の苦みといふものぢや故に毘沙門天王は死苦には逢ふとも貧苦
には逢ふべからずと仰せられた世の諺にも四百四病の病よりも貧苦ほど辛きも
のではないと申しますがいかさま寝ても覺めても忘れられぬものは此の貧苦であ
る然し乍ら今日何程貧乏しても人の物を掠め取るやうな心は持たぬが宜い君子
は誠に窮するものなれどその貧賤に素しては貧賤を行つて足ることを知りませ
が小人は淺間敷いもので天道の恐るべきことも人道の貴むべきことも因果の味
ましてならぬことも辨へず邪智を以て巧みたがるそれが罪業の根本となる前に

も申した通り、今生貧賤に生れつくのは、前生に於て其福を植置かず、慳貪邪見であつたからの事ぢや。

然れば今日何程貧苦に逼り辛い中にも何うぞ三寶に歸依して慈悲善根の志をばげまし、祖先の忌日命日などには怠らず香花燈明を捧げて回向なさるがよい。然るに今日貧苦に逼めらるゝと、縦ひ志のある人でも、自から神佛を魔末に致すから、未來は尙更貧賤の身と生れて、サマシの苦を受けねばならぬ。仍て成らぬ中から、祖先の供養も分相應に致さるゝがよし、乞食非人にも情けを加へて少しづつ、の志しをも施すやうに致したいものです。小因大果の原則から申しても、今世で少しく爲した善根功德も、未來では廣大無邊一粒萬倍の福が得らるゝのである。そして、今日富貴自在の家に生れた人は、随分精舍佛閣をも建立いたし、善根功德を爲したならば、現世も安穩にして子孫も繁昌いたすである。然るに自分が富貴であると、今日物事に屈宅がないから却て放逸無慚に暮し、善根修福の志がないから、未來は必ず貧賤の身となり、様々の苦みを致さにやならぬ。

五陰盛苦の事

○第八に五陰盛苦。此れは此身のこと、この軀體は、色受想行識の五纏が假りに和合して出来てある器である。纏は積聚の義とあつて、五種の聚まり物の爲め、有爲の煩惱が起り、無量生死の苦みを受けるゆゑ、斯くは申したもので、ちや別譯の雜阿含經に「若シ人ノ子孫アルトキハ、則チ能ク憂惱ヲ生ズ、財寶及ビ六畜スハ、是レ苦惱ノ本ナリ」といかに、も子は三界の頸かせ、孫は二度の責めと申して、子の爲めにサンザ骨を折つて苦勞した上、又孫にかゝりて身と心とを苦しめねばならぬ。扱て其外金銀財寶は身を養ふ爲めの物なれども、其が却て此身を責める道具となる。又人間の壽命も人生七十古來稀なりて、百歳以上に達するものは殆ど稀れてある。まして短命なものは母の胎内で死するもあり、生れてから二三歳にて死するもある。長命は如何にも人生の幸福には相違なけれど、その七十年八九十年生存へてをる間は以上の四苦八苦を具さに受けねばならぬ。老子先生が我に大患あるは此身あるが爲めなり、此身なきに及んで何の患ひか、これあらんと云はれたが、ホンに

爾うちや此身あるが爲め種々無量の苦みを受けねばならぬ眞にこの五蘊は苦の聚まり物ぢや苦の固りなれど、一たび菩提心を發して、無始劫來の罪過を懺悔し、三寶に歸依するときは此身が直に佛の弟子となり佛の光明に攝取せらるゝのである即ち苦が轉じて樂となる故に心地觀經にも懺悔は能く煩惱の薪を燒く懺悔は能く天に往生するの路なり懺悔は能く四禪の樂を得懺悔は寶を雨らす摩尼珠なり懺悔は能く金剛の壽を延ぶ懺悔は能く常樂の宮に入る懺悔は能く三界の獄を出づ懺悔は能く菩提の華を開く懺悔は佛の大圓鏡を見る懺悔は能く寶所に至るとある故に一切懺悔して清淨潔白にならねばならぬ

第四席 因果

第一 三時業の事

扱て又第一に明らむべきは因果業報の道理である、その因果業報といふは丁度栗や柿杯を植るやうなもので因とは植る所の種子、果はその熟したる所の實のやう

なものぢや栗の種子を植れば栗の實を取り、柿の種子を植れば柿の實を取るが如く、善業を作すものは善の報いを得、惡業を作すものは惡の報いを得るので報いの業を離れぬことは影の形に隨ふが如きものである、この造る所の業を因といひその受くる所の報を果といふ故に業報といふも因果といふも、その道理は同じことぢや、夫れ故業因といひ果報といふ又その善惡の報いを受くるに三通りの時、次第がある、之を三時業といふ、○一には順現法受業、○二には順次生受業、○三には順後次受業、縱ひ善にもせよ惡にもせよ、此生に業を造つて此生に報を受けるを順現法受業といふ、又此生に業を造つて第二生に報を受けるのを順次生受業といふ、又此生に業を造つて第三生目に受くるか第四生目に受くるか乃至百千萬生の間にもせよ、其報を受くるを都てみな順後次受業といふ、夫れを譬へて云はゞ、米や菽は今年種子を植て今年内に其實を採る、之が順現法受業ぢや、又麥や胡豆などは今年種を蒔いて來年に至りて其實を收める、之が順次生業といふもの、又桃や栗杯は三年目、柿は植てから八年目に漸く實がなる、天竺には多羅樹といふがある、此れは植てから百年の後に始めて實を結ぶとある、此等は順後次受業といふもの

ぢや、夫故世間に善根功德のみを勤める身の上にも、動もすれば災難に逢ひ萬事が左り前になつて商ひすれば損をする耕作すれば不作を招く奉公すれば失敗る、イヤ其上妻が煩らうの子供が怪我をするのと色々の不幸に遭うて常に愁ひ苦まねばならぬ様なこともある

又悪業ばかり作る人の身の上にも吉事幸福が集まり來り商ひすれば儲ける耕作すれば豊年に逢ひ奉公すれば立身する家内打揃うて無事息災一年経ても薬を一つ服吞むこともいらす爲ることの手筈が逢うて常に歡樂をのみ極むる者がある之を見て右の三時業を合點せず因果の道理に暗い愚かなものは業報杯といふものは無いものと心得因果を撥無する人が世には澤山ある之を佛法からは斷見外道と申すのである彼の勤めて善根を爲しても何事も不如意にして常に愁ひを抱くは前世に造り置いた悪業の報いが未だ盡きぬからの事ぢや、それ故此世で爲す所の善業の報いがまだ顯はれぬのである併し前生の悪業さへ盡きて仕舞へば、夫れから今爲したる善業がソロ／＼と顯はれて來るのである

又此世で悪業を許り造る人が當分萬事に仕合せが好いとて、そは決して當てにも

ならぬ先きの世の善業の報いが盡きて仕舞へば又此世で造つた悪業が顯はれねばならぬ故に善業も續善しなければ盡くる時がある悪業も續悪しなければ盡くる時があるのです○その續善とは善業を相續すること續悪といふもその通り次から次へと續けることである、それ故善事をば續けるやうにし、悪事をば續けぬやうにしなくてはならぬ譬へば五穀杯の年々に植て年々に其實を取れば萬代にも盡きぬや、なものである又一年植て次の年から植ぬときは用ふるに随つて終に盡きて仕舞ふやうなものぢや

總じて業因の深いと浅いとに由て受くる所の果報に三時の差別はあれども遅いか早い一度爲したる業因は善惡共に其報いを受けぬといふことはない、されども麥を蒔いて米を採ることはならぬ、菽を蒔いて粟を採ることはならぬ、ゆゑ善い果報を得たいと思はば必ず善い種を蒔かねばならぬ

善惡共に因果の道理は凡て是くの通りである、扱て又世の中に料簡違ひのあるのは親が善事を爲したならば子孫も必ず繁昌すべきものと思つてをる矢先に却て子孫の代になつてから衰微に及ぶもある、又親が悪事を爲したならば必ず子孫が不

ぢや、夫故世間に善根功德のみを勤める身の上にも、動もすれば災難に逢ひ萬事が
 左り前になつて商ひすれば損をする、耕作すれば不作を招く奉公すれば失敗る、イ
 ヤ其上妻が煩らうの子供が怪我をするのと色々の不幸に遭うて常に愁ひ苦まね
 ばならぬ様なこともある
 又悪業ばかり作る人の身の上にも、吉事幸福が集まり來り商ひすれば儲ける耕作
 すれば豊年に逢ひ奉公すれば立身する、家内打揃うて無事息災、一年経ても薬を一
 服不むこともいらす、爲ることの手筈が逢うて常に歡樂をのみ極むる者がある、之
 を見て右の三時業を合點せず因果の道理に暗い愚かなものは業報杯といふもの
 は無いものと心得因果を撥無する人が世には澤山ある、之を佛法からは斷見外道
 と申すのである、彼の勤めて善根を爲しても何事も不如意にして常に愁ひを抱く
 は、前世に造り置いた悪業の報いが未だ盡きぬからの事ぢや、それ故此世で爲す所
 の善業の報いがまだ顯はれぬのである、併し前生の悪業さへ盡きて仕舞へば、夫れ
 から今爲したる善業がソロ／＼と顯はれて來るのである
 又此世で悪業を許り造る人が、當分萬事に仕合せが好いとて、そは決して當てにも

ならぬ先きの世の善業の報いが盡きて仕舞へば、又此世で造つた悪業が顯はれぬ
 ばならぬ故に善業も續善しなければ盡くる時がある、悪業も續悪しなければ盡く
 る時があるのです。○その續善とは善業を相續すること、續悪といふもその通り次
 から次へと續けることである、それ故善事をば續けるやうにし、悪事をば續けぬや
 うにしなくてはならぬ、譬へば五穀杯の年々に植て、年々に其實を取れば萬代にも
 盡きぬやうなものである、又一年植て次の年から植ぬときは用ふるに随つて終に
 盡きて仕舞ふやうなものぢや
 總じて業因の深いと浅いとに由て、受くる所の果報に三時の差別はあれども、遅い
 か早いから一度爲したる業因は、善惡共に其報いを受けぬといふことはない、されど
 も麥を蒔いて米を採ることはならぬ、菽を蒔いて粟を採ることはならぬゆゑ、善い
 果報を得たいと思はば必ず善い種を蒔かねばならぬ、
 善惡共に因果の道理は凡て是くの通りである、扱て又世の中に料簡違ひのあるの
 は、親が善事を爲したならば子孫も必ず繁昌すべきものと思つてをる、矢先に却て
 子孫の代になつてから衰微に及ぶもある、又親が悪事を爲したならば必ず子孫が不

幸に遭ひさうなものが却て繁昌になるもある之を見て又因果はなきものであるぞと思ふ人もある

それは自業自得の道理を辨へぬからの事である親の病苦を子が引受くることもならず子の苦痛を親が代つて受けることもとならぬは自業自得の故ぢや子は子の持前があり親には親の持前があるので各々造り置いた持前通りに報いを受くるのである之を別業別果といふ

世に又父一人の功に由りて子孫までも富貴を有つもあり又は父一人の罪に由りて子孫までも貧賤に及ぶもある之を同業所感の報いといふ先の世に作り置いた業が同じい故に受くる所の報いも亦同じいのである然るを夫れ普通の人情を以て見るときは子孫の富貴なるも貧賤なるも父一人の所爲のやうに思ふものもあるべけれど全く爾うてはない悉く皆自業自得果である

第一 定業不定事業の事

○又此の業に定業と不定業といふことがある定業とは決定業といふこととて一た

び作つたからにはモウどの様なことがあつても轉ずることのならぬ所のもの然るに不定業といふは事によりて轉ずることもある譬へば燈火の風に吹かれて消ゆるのと油が無くなつて消ゆるとの様なもの風に吹かれて消ゆるは不定業であるから燈籠や行燈杯で消ぬ様に防ぎもなるけれど油の盡きて消ゆるのは定業といふのであるからどの様にしても防ぎがつかぬ

又江南の橘を江北に移して植ゆれば枳殼と變ずることがある此れは不定業である然るに麥を蒔いて米にならぬは決定業といふもの譬へば敵を討つに味方の軍が敵よりも強きときは必ず敵を亡すに相違ない又味方が敵よりも弱きときは必ず敵の爲に亡さるゝに相違ない

又水を以て火を消すに水は必ず火を消すべき力を以てをるものなれど僅か一杯の水を以て大火を消し止むることはならぬ如く善の惡に勝ち惡の善に勝つことも亦復その通り縦ひ定業なれども今の業力が強ければ前世の業力を壓倒するところができぬ限りでもない兎角業力の強い方に傾くのが原則である

引滿二業の因縁に由り一度人間に生れて其形の醜いものがそれを轉じて美しい

形に成りたいと思つても此生の内に爲直すことのならぬは定業であるから仕方がない、されど此の定業に勝つ程の大善業を爲せば萬に一ツ此生の内に思ひの儘に轉ずることが無いとも申されぬ

第三 醜婦美人と成りし事

○大毘婆娑論の中に昔憍薩羅國の勝軍といふ國王に一人の娘がありました國王の娘なれども至て不潔緻で二目と見られぬ位に見苦しいそれ故富貴の家へ嫁にやりたいたと思つても貰うて呉れる者が無い耐うかと云つて貧乏な者の所へはやりたくもない何うも仕方がないので彼れ是れと案じ暮してをる内に一人の長者の子息があつて其が段々不幸が打續いて御役も上り金銀財寶をも失うて身上が甚だ不如意になつた其處で彼の醜い娘の父たる憍薩羅の國王が聞きつけ私かに其の長者の子息を招き告げて云はるゝに此方に一人の娘があるがその容貌が至つて醜いので人並外れのものぢやが何うぞ貴公の女房にして呉れまいか呉れるならば金銀財寶も望みの儘に贈り與へてあげるが何うであらうと申された

時に長者の子息は此事を承諾致し、イヤ夫れならば御意に任せませうといふ國王は大に悦び夥しく財寶から田宅を贈り並に召使の下婢までを與へ遣はし程なく婚禮の儀式も首尾よく調ひました
扱て其れからその婿殿が我が妻の醜さを慚ぢてメツタには餘の人に逢はせぬやうにする自分が餘所へ出るときは必ずその部屋は錠をゑるして出づるといふありさまをれ故心易い友達たりとも其の婦を見たりものがない其處で婿殿の日頃親切にする朋友達が寄合ひ責めて言ふやうには貴公は何故婦殿を我々共に見せないのであるぞといへば長者の子息イヤ何に敢て隠すといふ譯でもないその様に急いで見ねばならぬといふ譯もあるまい何れ折りもあらうからと云つて態かない、その友達達は小頸を傾け、ハテ何うも變ぢや隠して兎角見せぬ様にするは如何にも合點の行かぬ事ぢやと互ひに之を怪み是非とも出させて見る積りの計略を設け何うぢや是れから七日目に銘々の女房を連れて花見の會を催して樂まうてはないかとオ、夫れが宜かろうと一同が賛成したものぢやに依て長者の子息も斷ることがならぬ始末になつた

形に成りたいと思つても此生の内に爲直すことのならぬは定業であるから仕方がない、されど此の定業に勝つ程の大善業を爲せば萬に一ツ此生の内に思ひの儘に轉ずることが無いとも申されない。

第三 醜婦美人と成りし事

○大毘婆娑論の中に昔憍薩羅國の勝軍といふ國王に一人の娘がありました國王の娘なれども至て不纏綴で二目と見られぬ位に見苦しいそれ故富貴の家へ嫁にやりたいたいと思つても貰うて呉れる者が無い爾うかと云つて貧乏な者の所へはやりたくもない何うも仕方がないので彼れ是れと案じ暮してをる内に一人の長者の子息があつて其が段々不幸が打續いて御役も上り金銀財寶をも失うて身上が甚だ不如意になつた其處で彼の醜い娘の父たる憍薩羅の國王が聞きつけ私かに其の長者の子息を招き告げて云はるゝに此方に一人の娘があるがその容貌が至つて醜いので人並外れのものぢやが何うぞ貴公の女房にして呉れまいか呉れるならば金銀財寶も望みの儘に贈り與へてあげるが何うであらうと申された。

時に長者の子息は此事を承諾致し、イヤ夫れならば御意に任せませうといふ國王は大に悦び夥しく財寶から田宅を贈り並に召使の下婢までを與へ遣はし程なく婚禮の儀式も首尾よく調ひました。扱て其れからその婿殿が我が妻の醜さを慚ぢてメツタには餘の人に逢はせぬやうにする自分が餘所へ出るときは必ずその部屋は錠をゑろして出づるといふありさま、それ故心易い友達たりとも其の婦を見たものがない、其處で婿殿の日頃親切にする朋友達が寄合ひ責めて言ふやうには貴公は何故婦殿を我々共に見せないののであるぞといへば長者の子息イヤ何に取て隠すといふ譯でもないその様に急いで見ねばならぬといふ譯もあるまい何れ折りもあらうからと云つて驚かない、その友達達は小頸を傾け、ハテ何うも變ぢや隠して兎角見せぬ様にするは如何にも合點の行かぬ事ぢやと互ひに之を怪み是非とも出させて見る積りの計略を設け何うぢや是れから七日目に銘々の女房を連れて花見の會を催して樂まうてはないかとオ、夫れが宜かろうと一同が賛成したもののぢやに依て長者の子息も断ることがならぬ始末になつた。

夫れでは若しこの約束に違ふたものはその科料として金子五百兩を出そうと云つて堅く約束して別れた夫れから約の通り七日目になると皆連中が残らず約束の通り女房を連れて花見に出かけた只彼の長者の子息許りが女房を連れて來ないといふものは金銭が澤山にあるから違約金を大儀とも思はず約束の五百金を持參致した

時に彼の長者の子息の女房のみ獨り部屋の内にて居て自から我身を責め自から我身を恨みて思ふやう我れ前生にソモ如何なる罪業があつて此様に醜い形に生れたのであらうか外の人は皆花見遊山して樂めるのに手前一人は此部屋の内を出ることもならず苦んで居るといふは只々淺間敷の極みである、イツソの事に早く死んだが増ぢやと思ひつめて、一心に南無歸依佛と念じ奉り、餘念なく慚愧懺悔して已に自害に及ばうとする所に釋迦如來は遙かに彼れが時の到れることをお知りなされて即座にその婦人の前に現はれなされた、スルト婦人は如來を見上つり、さても有り難い事かなと且つは喜び且つは悲みの心を生じ悦びの涙に咽び乍ら清淨の心を發して佛の相好を觀じ、一心に禮拜恭敬し奉つたこの善業力の強か

つたが爲め、その醜い姿が急に變じて天女の様になり容顏の如何にも美麗な婦人となつたので踊り上がるほど嬉しがり頻りにお拜を申し上げた時に如來其席に於て說法なされたれば即時に心内の塵垢が無くなつて預流果といふ羅漢果の初級に入り、聖人の仲間入ができた夫れから如來は直にお歸りになりました彼の婦人はその部屋の中に獨坐してをりましても以前とは違ひ縹緞が佳くなつたものぢやに依て従前の苦悶は少しもないのみならず、說法を聞いたので心が安らかなりなりました時に花見をしてをる朋友共は長者の子息が女房を連れて來ぬを悔しがり無理に酒を勸めて大いに酔はしめ前後を忘れて寢入て了ふた時分、その部屋の鑰を奪ひ取り、友達に残らず彼が家に到り部屋の錠を外してその女房を見るに、這はいかに容顏端正にして、尤て天人を見るやうぢや、ソコで友達共は肝を潰し恐れ入て讚めはやす成る程あの子が人に見せないのは尤な事ぢやと云つて花見の席へと戻り、何れも長者の子息に斷りを云うて其の妻君を譽めたるに、長者の子息夫れとは夢更知らず非常に耻入て、これは友達が悪洒落に自分弄るのぢやと許り思ひ益々耻入るばかり、夫れから花見の興も盡き互ひに別

九十九
れを告げて、我家に歸りましたして長者の子息殿が部屋へやの戸とを打ち開け、女房の様子を見て深く疑ひ且つ怪みあゝこの聖女は何れよりの御尊ごそん來てあらうぞ、幻術まじつにても掛けられたのであらうか、ハタ鬼魅おにまにても欺たぶされたのであらうか、我が妻は何處どこにをるのか、ヤレ御前ごまへさんは天人てんじんの天下あまのくにりてあるか、但しは化生けしやうのものでもあるか、我が女房は何處へ參つたのであらうぞといへば、そこで女房事にやうじ靜かに件の物語ものがたりりを致した、ソコテ漸く夫も合點がてんが行き、左様であつたか、夫れはまあ有り難い事ぢやと、夫婦ふうふのものは申すに及ばず、家内親類かうちんれい共々篤く佛法僧ぶつぽうそうの三寶さんぼうに歸依きいして、大信心者だいしんしんとなつたとある
此れは善業ぜんごふ力が強いから、此世このよで直ぐに善果ぜんくわを得たのである

第四 人間の犬と成りし事

扱あつかて又惡業あくごふ力の強かつたが爲め、人間の生なまを轉まぜず、此身このみ此儘このまま犬いぬになつた例たがひもある
○勸懲くわんてい政事せいじといふ書しよに昔宋むかしそうに刑州けいしゆといふ國くにに李生りせいといふものがあり、ました生れつて孝行かうかうなものであり、ました其母そのははが老年らうねんに及および、眼めが一向いっかう見えなくなつて

了しよふた、それ故ゆゑ李生りせいが餘所あまのへ出るときは、女房にやうぼうに老母らうぼの事を呉々いんいんも頼たのんで出るやうに致して居たのである、然る所ところその女房にやうぼうの金氏きんしといふは、至いたつて心得こころえの悪いもので、その姑しよへの仕つかへ方が悪いので、す夫そのとの留守留守に或日あるひのこと、有あらう事ことがあるまい事か、焼餅やきひやうの中へ兎う共どもの糞ふんを少し許ゆるり入れて、姑しよに振舞ふるまふた、姑しよは何氣なにげなく夫れを食たべて糞ふんのある所ところに至いたり、ドウも臭くさくて堪たらぬから、嫁よめには何とも云はず、それを喫たべないで藏かくし置き、子息こしよの李生りせいが歸かへり來るを待ち、潜ひそかにその焼餅やきひやうを見せられたれば、李生りせい大いに怒おこり、不届とどきな奴やつぢやと、杖つゑを以もつて妻つまを打ちに掛つた、スルと妻つまは惡事あくじの露顯あかり覺おぼりに、急いそぎ馳はせて閻王えんわうの御廟ごぼの中へ藏かくれた、李生りせいは跡あとから追おひかけて廟ぼの中へ這入はいり尋たずねて見れば、女房にやうぼうは忽たちち一疋ひとひきの犬いぬとなり、机つくえの下したに伏ふして目めをまじろかしてをる、李生りせいも斯ごとくなつては、打うつわけにも行いかず、急使いそしを女房にやうぼうの里さとに立て、その兩親りやうしんを呼よび見せられたれば、其犬そのいぬが涙なみだを流ながして申まをすには、私織わづかれを以もつて姑しよに參まらせなかつたならば、よもや此こののやうに犬いぬにも成ならなかつたであらうにと、痛いたく哀あはんださうである、夫れから近所ちかところからも遠方とほところからも、此事このことを聞き傳たへて、夥おほしく見物見ぶつに來きたさうであるが、夫れから其犬そのいぬは十日許よちひりして死しんで仕舞しまうたとある、

ナント因果は觀面では御座らぬか先づ一通りなれば不纏穢な醜い形も生を改め生れ代つて來なければ美しい形とはならぬのである又人間の境界から直に犬になられるものでもなければ右の如く此生に於て直ぐに變じたのは誠に業力が強いからの事である然れば善業に依らず惡業によらず何れでも今日の働き行ふ業力の強い時にはその轉じ難い定業をも頓に轉ぜらるゝ事のあるのも争はれぬものである斯様な話を爲始めると生き乍ら牛になつた者もあれば大蛇になつた者もある鐘巻道成寺の由来などは誰もよく知つてをる事ぢや清姫が一念の貪愛が直に蛇體となつたのは正しく順現業の現象といふものである實に何うも善惡因果の道理ほどの當觀面なものはないこの活理を信ずることが出來ないで兎や角と疑ひの念を起すほど愚かなこともありませぬ

第五 秦王繆公の心事

○又昔し秦の繆公といふ大名がありました或時秘藏の名馬を失はれました名馬の事ですから此處彼處と手を廻して尋ねしめられても一向に見當りませぬ見當

らぬも道理實は無智の百姓共が夫れとは知らずエロ一肥えた馬が逃げて來た善い食物ぢやと捕へて殺し料理して喰うてしまふたのです
 スルと反對の明證共が嗅ぎ付けあのお上でも尋ねになつてをる名馬あれは奴輩が屠つて食うたといふ馬であらう不届な奴原ぢや告發してやらうとて其筋へ告訴に及びました時に繆公よりは重い刑罰に處せらるゝであらうと思ひの外繆公の仰せらるゝやう馬を食してから酒を飲まなければ其れが毒になる程に其者共に酒を興へてやれとて多分の酒を賜りました何うもそれ罪を赦された上に御酒まで下げられました訴へた者は腰を抜かし訴へられた者共は屹度相當の刑罰に處せらるゝであらうと思つて恐々慄うて居た所が存外にも有り難い御思召であつたから何れも感心して喜びました其後繆公軍を興して晋の惠公を伐たれんとせし時先に名馬を喰へた程の者共は殘らず其の出征を願ひ死を決して其徳に報い恩を報じたとある若し夫れ名馬を失ふた上に怒りの念を起して其の百姓共を失うてあらうならば少しも軍の用に立つことは無いのです決死の軍人が加はつたものですから遂に勝利を得られたのであります若しこの決死隊が無かつたな

らば必ず敗軍に終つたかも知れませぬ
サア此處が大切な所であります、怒りの念を殺して人民を殺戮したならば名馬を
失つた上に味方を失ふのですから何の役にも立ちませぬ、此等は實に争はれぬ現
報といふものです

第六 楚國莊公の心事

○又楚國の莊王といふが、或時群臣に御酒を賜り、段々御馳走が出て、夜も深げ酒も
酣になりました頃、不圖蠟燭の火が消えた時暗かりに紛れ、莊王の常に御寵愛にな
つて居た美人の衣裳を引いたものがありました、ソコで美人は其人の冠りの紐を
切り取つて王に申し上げますには、早く火を燈し來れ冠の紐を絶つた者を見んと
申します、何うも夫れ女といふものは邪見なもので、聊かな事に人を辱しめやうと
の猿智慧がまはるものぢや、時に莊王の仰せに、人に酒を振舞ひ禮儀を失はした上
に、其方の操を顯はさんが爲め、大切な武士を辱めたるものかとあつて、左右に仰
せ付け、殘らず冠の紐を切らしめられ、百餘人の群臣が皆冠の紐を絶ち去て、夫れか

ら蠟燭の火を點けしめられたから、美人の袖を引いたのは誰であつたか分らず
事なしに濟みまして、又本の如く酒宴して歡を盡されました
其後軍が起つて晋の國と楚の國と戦ふた時、一人の臣下がありまして、常に其の前
に出で、五度は五度ながら、敵の首を得て、卒には其の戦争に勝ち終せ、其處で莊王
が惟み、其者を尋ねなされたれば、其者が申すに、私義は日外や御酒宴の席にて、美
人に冠の紐を切られたもので、御座りますが、御前の厚い徳に感じまして、必死の戰
ひを致し、御恩報謝の一端に供しましたので、御座りますと懇ろに申上げたとあり
ます

爾れば以上二ツの故事は、皆他人の力に由て戦争に勝ち得たので、必ずしも自業
自得とばかりは申されまいと思ふ人もあらうが、全く爾うではありませぬ、若し
二王が仁心もなく、馬を食ふた罪を咎めて、罪科に問ひ、美人の衣裳を引いた其過
をも正してあらうならば、決して勝利は得られませぬ、して見ると、其の勝利は全
く昔日その罪を赦してやられた仁心の因に報いたのであるから、全く自業自得
の所感といふものぢや

彼の追善修福によりて亡者の助かることも亦この道理である、凡て其の亡者の自から追悼回向に預かるといふも、彼れが夫れだけの種を蒔いて置いたからのこと、矢張自業の感得といふもので、之が即ち因果業報の道理といふもの、寫と合點しなければならぬことである。然るに佛法を信ぜざる者など申してをるのを聞くに、因果といふことは佛者の拵へた理窟のやうに思つてをるものが往々あるやうです、それは必竟文盲にして人生宇宙の道理に暗いからの事ぢや、一因あれば必ず一果のあるのは宇宙間の實理であるゆゑ、儒書でも、西洋の理化學でも殆ど因果を離れて口は開けぬ位である、只それが深いか淺いかといふまでのこと、儒書にても因果といへる文字は無けれど、その道理は諸書に顯はれてある。

第七 晋の魏顥が心事

彼の左傳といへる書は儒書の中でも非常に重んじられてある、其中に○晋の國の家老に魏顥といふものがあつて、其父を魏武士と申した、その魏武士に一人の妾が

あつて、夫れを平生寵愛して居たのである、然る所魏武士が病の床に就きましたが大分病の様子が重いので、父も到底助からんと思ふたものと見え、子の魏顥に命じて申すには、俺も此度は至快が出来ないであらうかと思ふて、俺が相果てた後は、あの妾は何方へなりとも縁付て呉れいとの頼みでありました、魏顥も父の命なれば畏まつて領承いたしました。然るに病氣が段々重くなつて、已に臨終の間際になつてから再び申しますには、俺の息が絶えた後は、あの妾も刺殺し、俺と一緒に埋めて呉れよと遺言して死にました、其時は最早精神が錯亂して居たもので、程々に聞き流して置きました、時に魏顥の思ふやう、我が父の遺言に正氣な時には、妾を他へ縁付て呉れよと申され、死病に迫つた時には、殉死させて呉れよとの事であつたけれど、死際になつてからの言ひ置は心が亂れて、夫れに従はず、正氣な時の遺言に従ふとて、殉死させず、相應な處を撰んで嫁しづけました所が、世人が之を聞いて、夫れは天晴ぢや、神妙な致方ぢやと賞めぬものはなかつたのです。然るに程經て、魏顥が大將軍となり、秦の國と戦争を致した時、敵軍の大將は杜回と

いへる一騎當千のものでありました。夫れさへ討ち取れば勝利となるのです。此時軍中に何處ともなく一人の老人があらはれ、只管その原野に生てある茅又は藤藎などを、彼處此處に結び合せてをります。そが他の者には見えねど、只魏顆一人の目にのみ見えませす。魏顆は不審に思ひ扱ても妙なことをするもの哉と思つてをる内、ツイ敵將の杜回が老人の結んだ草に蹉躓いてコロリと倒れたのを幸ひ、魏顆が味方の者共、飛かゝつて引括り、難なく之を生捕りました。已にその大將を生捕たものですから、敵軍はモウ叶はぬと思ひ、一目散に敗北して逃げ失せましたので、魏顆軍の大勝利となりました。さて魏顆が其夜の夢に、一人の老人が枕上に立ち申すやう、今日戰場にて草を結んだものは私でありました。私も生前には足下の殿父に召遣はれました。妾の父でありましたが、今は死して幽途にあるものです。幽途より潜に窺ひましたといふは、外の事でもありませぬが、御父君の病中初めは我が娘を縁付て呉れよと申され、後には殉死させて呉れよと申されました。然るに足下はその亂命に従はず、治命に従うて立派に縁付させて下さいました。その御志の忝けなさに、其の御恩報いんが爲め今日の戰場に態々と形を現はし、草を結んで敵を防ぎ、勝利

を得させて参らしたのでありましたと云ふかと思へば、夢は立所に覺めたと申すこととあります。同じ夫れ父の遺言なれども、末期に云はれたのは心が亂れてからの事であるから、本氣の沙汰とは申されませぬ。されば正氣の時の遺言に従ふたのが、父の心にも叶ひ、人生の真理にも叶ふたと云はねばなりませぬ。眞理に叶ふたから、鬼神をまで威ぜしめたのであります。此事たる因果の理とは記してなければ、正しく因果の道理を記したものに相違はありませぬ。即ち魏顆が父の正氣の時の遺言を用ひたのは、因といふものにて、老人が草を結んで勝利を得させて呉れたのは、果といふものである。若し亂命を用ひて殉死せしめたならば、敗北したに相違ない。積善の家には必ず餘慶あり、積不善の家には必ず餘殃があると云つたのは、全く因果の道理を述べたので、因果の理を味まされぬやうに心懸るのが、誠に肝要な事、御座る。

第五席 三 歸

第一 三寶の解釋

次に授け申す三歸戒といふのは佛法僧の三寶のこと、歸といふは歸依のこと、佛弟子となるものは、總て皆最初に三寶に歸依せよとの制法を定めらるゝを、從の戒めといふ心にて戒とは申したもので、三歸を受けざるものは佛弟たるの資格が具はらぬ、三寶を信ずるものは必ず三歸を受けねばならぬといふのが佛法の制法であるからの事ぢや

三寶とは三つの寶と書いてある、一には佛の寶、二には法の寶、三には僧の寶である、この三つを寶と名けたのは何ういふ譯かといふに、其は世間に於て金銀錢帛を寶とする道理によく似てをるからの事ぢや、この人間世界に於て金銀財寶さへあれば一切の樂をも招き、願ひも叶ふことである、之れは申すまでもなく、各々方の皆能く御存じの通りである、成るほど之れに越した物はなければ、此れは世間有爲の寶

といふもの、夫れてさへ苦を抜き樂を招くことができ、其の如く出世間に於ても、佛と法と僧との三つの寶をさへ頼めば、世々生々人間天上の樂をも得られ、又地獄餓鬼の苦を除くことも亦自由自在である、どの様な難事でも、三寶の德を頼んで成就せぬといふことはない、夫れ故古徳が三寶を世間の財寶に喩へて六種の深義を示して置かれました

○一には世間の難得に相似てをる世に無くしてはならぬものにて、此の金銀ほど得難きものはありませぬ、其の如く、この三寶も過去世に於て善根を植ぬ衆生は百千萬劫にも値ひ奉ることができませぬ、○二には無垢に相似てをる、彼の金銀は石や沙の垢に離れて寶となつてある如く、三寶は三界の煩惱妄想の汚れを離れてある故衆生の寶となるのである、○三には威徳に相似てをる、國王將軍には威徳があつて人民が恐れもし又は懐きもする、其の如く三寶に歸依すれば一切の惡鬼邪神天魔外道の類は恐れ怖き、又一切の護法善神薩苦聖衆のお守り下さるは、三寶に不思議の威徳が具はつてあるからの事ぢや、○四には莊嚴に相似てをる、世間に於て金銀さへあれば衣食住所美麗を飾るも心の儘ぢや、其の如く三寶の功德さへ頼め

百二
ば、梵王帝釋の福をも得られ、或は五十位の菩薩の七寶莊嚴の御境界をも得らるゝのである。○五には勝妙に相似てをる世間に於て金銀に越して勝れた結構なものはない、その如く三界の中には三寶に越して勝れたものはない、○六には不變に相似てをる金銀は何程焼いても灰にならず埋めても土とならぬ如く、此の三寶ばかりは三界六道を経て、三毒五蓋の煩惱に逢へども更に色の變ることもない、或は之を希有と、離垢と、勢力と、莊嚴と、最勝と、不改との六義ともいふ。
扱て此の三寶に三種の功德がある之を篤と合點せらるゝかよい、一には一鉢三寶、二には現前三寶、三には住持三寶ぢや初めの一鉢三寶を同鉢三寶ともいふ。

第二 三種の三寶

△一鉢三寶

諸佛も衆生も推しなべて、本より妙不可思議の法性の上に靈覺の徳が具つて、照了不昧と少しも暗まらぬ鳥を鷲とも見そこなはず、鐘を太鼓とも聞き誤らぬは靈覺

の徳である、この靈覺には煩惱もなければ無明もない、煩と本來解脱してある之を佛寶といふ。
法寶とは本來解脱の法性は、無自性にして畢竟寂滅なれども、無邊恒沙の功德が具はつてあるゆゑ、夫々の機感に従つて應現し、一切衆生出離得脱の儀則手本となる、之を一體の法寶といふ。
僧寶とはその照す所の光明と、無自性なる寂滅とは非一非異と申し、一でもなければ異でもない、事理不二にして性相和合するを一體の法寶とは申したもので、此の三寶は只一體なれども、其の一體の妙徳を三つに分けて申したまでの事である、是れは強ちに佛如來の御境界ばかりに限られたわけではない、歷代の祖師菩薩は申すに及ばず、今日の我々、廣くは一切衆生の境界に於ても缺けてをらない、之を不増不減の三寶と申す。
往時、達磨大師より二代目の祖師慧可大師が、二祖大師に告げてのたまふやうに宣しく、佛法僧に依て住すべし」と時に三祖の鑑智僧璨大師が申さるゝに、今和尚を見て已に僧なることを知る未審し、何をか佛法と名くるや」と、二祖の御答へに「是心是佛

是心是法とて此心が是れ佛にして、此心が是れ法である。法佛無二法と佛と全く二つはない。僧寶も亦然りと仰せられた。之が佛祖正傳の一體三寶にして三歸戒を授かる所の道理ぞと合點せらるゝがよい

△現前三寶

或は別體の三寶とも別相の三寶とも申して釋迦如來が初め菩提樹下に成道なされ、利益衆生の爲めに、満虚空の大身一丈六尺の小身、夫々の機宜に應じて現じたまふを現前の佛寶といふ

其の釋迦如來が一代四十九年の間、お説きなされた經律論の大藏小藏を引くるめて現前の法寶と申したものの、其の説法を聽聞してお悟りなされた舍利弗目連阿難迦葉等の佛弟子方を悉く現前の僧寶と申す

△住持三寶

扱て又住持の三寶とは、佛在世より當來彌勒佛の御出世まで斷絶せぬやうに三寶

を住世護持せしむるを住持の三寶といふ、而して泥佛塑像とて土で造つた佛や木で刻したり、金で鑄た佛又は書に書き彩色して永く保ち失はぬを住持の佛法といふ、又黄卷赤軸とて、今の世に流布する八千餘卷の經文を住持の法寶と申す、又剃髮染衣とて鬚髮を剃り落し、黒衣の衣を着て佛法を修行し、師より弟子に如來の正法を傳授して、幾百千年も斷絶せしめざるを住持の僧寶と申すのである、又此上に大乘の三寶、小乗の三寶といふともある、是れは大乗經の深理に依るの三寶、即ち華嚴經淨行品の中に説かせられた三歸の道理である、又小乗の三寶といふは小乗經の中に説かせらるゝ小乗の理に依るの三寶である、丈六の釋尊は佛法阿含等の經は法寶、聲聞戒の僧をば僧寶と申す、是くの如く大乘の三寶、小乗の三寶と分れば、すれども共に現前三寶と申す内に籠てある、斯くも三種の三寶といへば別物のやうにはあれど、皆是れ一自心の所變にして、各々の所見にある事ぢや、凡て三歸戒を受くる當人より外にあるものではない、夫故に今三歸戒を授かりさへすれば、上來示す所の三種の三寶押並て歸依し奉つるのである、その功德は無量にして、却々言語の及ぶ所では、御座らぬ、一度この三歸戒を受くる所の者には、諸の善神が夥しく圍繞

し、晝夜に守護なさるゝとある。爾れば一切の災難を除き、諸願満足なましめたまふことは、勿論の事である。出家にもせよ、在家にもせよ、佛道に入るの最初に授かるを翻邪の三歸といふ。其故は今迄は欲界の頂、第六天の魔王の眷屬であつたけれども、一度佛道に入りて三歸を受けたからには、三界の大導師釋尊の御子となる故、今迄の主人の魔王の邪法を離して佛の正法に歸入するといふ心にて翻邪の三歸とは申したものである。今迄は身に近いて祟りをしやうと思ひ、臭い物に蠅のたかるが如く、悪魔鬼神共が附廻したのであるけれども、一念菩提心を發して三歸戒を受くる其の場合には、蜘蛛の子を散らすが如く、四方八方へ逃げ亡せてしまふ事ぢや、已に悪魔鬼神が百由旬の外に去るといふ佛の金言なれば、聊かも恐れはない。先づ通例四十里を一由旬といふ、それを一百合せたならば、四千里となる。夫れほど逃げ去て、あの方から恐れを爲すぢや、又善鬼神とある。誠の神々は附添うて守らせらるゝとあるなれば、眞に頼母敷有難い事では、御座らぬか、又地藏十輪經には「具さに正に歸依して一切の妄執吉凶を遠離す、終に邪神外道に歸依せざれ」と説かせられてある。尙具さにとは、凡そ佛法に歸依するものは、隅から隅まで、取落しのないやう

に如來の御教の通りを守れとのこと、正にとは、正直に御教を受けて、己れが料簡才覺を交ぜぬこと、一切の妄執吉凶を遠離するとは、物ごと忌嫌して様々な愚痴なことを云ふたり思ふたりする様な根性をサラリと皆拂ひ捨て、しまへとの御教訓ぢや、其れを止め兼ねるは、假りの身命を重んじ、暫くの榮花富貴を願ひ望むからのぢや

さて其の生れた時は血を忌み、死した時は火が悪いと云ふて、恐れ憚かるは、世間の通例有り勝のことなれど、信心の力さへ堅固なれば、神は聊かお嫌ひになりませぬ。八幡大神の御託宣に、胞衣を切りたる竹の上にも、和光の垂跡はあるぞと仰せられて、心さへ正直なれば、胞衣を切て血の汚れた筥の上にも、神は宿るぞとあるの御託宣である。芳野の藏王権現は、我は汚穢を厭はず、慈悲こそ貴とけれと淨觀法師へ御示現あらせられた、證する所は、神々の御本意は、各々方に此の信心を得させやうが爲めの御方便に過ぎませぬ。

惟を見て惟とせざれば、其惟自から消滅すと、古人も申し置かれた物忌する人の癖として一寸した事でも、氣に掛けて騒ぎ立てる妖は、人に由て起ると云うて、餘り物

忌して氣に掛け出すと止める事が出来ぬやうになる縦ひ如何なる事が出て来る
 ととも生々世々の因縁事と明らかめれば別に騒ぐにも及ばぬ爾るをイヤ鳥啼が
 悪るの味憎が酸く成つたのと様々の事を氣にかけるも實は假りの身命財を大事
 と思つて因果の道理をよく明めず佛法歸依の信力が堅固にないからの事ぢや
 眞實佛法に歸依すれば何も氣に掛らう道理はない氣に掛らねば惟しき事もツイ
 消てしまふ妖は徳に勝たずといふ是事ぢや醫書にすら邪氣虚に乗じて入るとい
 ふ事がある誠に達者なれば流行病は受けぬといふ身に不足な所があれば夫れか
 ら邪氣を感ずるとある水に入れども虺龍も之を害すること能はず陸に在れども
 兇虎も爪を入る所無しと内心に信心さへ決定すれば外からの障りは決してない
 事ぢや
 扱又三歸戒の功德を一切經の中には處處に説かせられてある其中少々説いて聞
 かせませう文殊師利菩薩の過去に於て母の胎内に宿らせられた時母が胎内の兒
 の爲めに三歸戒を受けたれば夫れから生々世々文殊菩薩となつて大智慧を具し
 諸佛の師範とならせられたとある

第三 受三歸の功德 (其一)

○昔し佛御在世の時御母摩耶夫人の爲めに切利天に於て一夏九十日の間御説法
 遊ばされたその時一人あつて天の壽命が畢らんとする時七事の衰相が現はれ命
 終の後は獼猪と申してカツタイのブタの腹に宿るといふ事が知れた其處で其
 の天人が其の罪業を愁ひ釋迦如來を拜し何うぞ我が後生をお助け下さいましと
 お願ひ申したれば釋尊直に三歸戒をお授けになりました所が忽ちその罪業が消
 滅し三歸戒の功德力に依り維那離國といふ國の大福長者の妻の腹に宿つたとあ
 るして其兒が母の胎内に居る内も常に三歸を唱へ生れ落ちてからも不斷三歸を
 唱へて居たさうです或時舍利弗目連のお通りなされたのを見て呼びかけ此人は
 宿命通を得て居たものと見える私は養ひに切利天に於て釋尊に三歸戒を受けた
 もので御座りますと一々物語を致した時に舍利弗尊者が即時に入定し深く觀念
 して見られた所が成る程小兒の云ふ通り少しも違はぬと申されました夫れから
 其の長者が釋迦如來及び四部の御弟子達を家に御請待申して説法を願はれたれ

ばこの小兒及び諸の眷屬等が皆不退轉の佛智慧を開いたとある、して見ると三歸戒の功德の深甚なることはナカク申すも恐かな事ぢや、此事は舊雜譬喻經といふに説いてあります

第四 受三歸の功德 (其三)

○又佛在世に一人の帝釋天がありまして、命終の後は驢馬の腹に宿るといふことを知り、何うぞ善い所に轉生したきものぢやと思ひ、爲めに態々如來の御許に参り三歸戒を授けて貰ふたけれど、その造り置いた惡業が強かつた爲め、命終するや否や驢馬の胎内へ宿りました、宿りはしたけれど、其腹に在る内に其馬の車が切れて陶器屋の宅に駈け込めて、焼物を大に打破つた其處で其主が大いに腹を立て、馬の腹を打ち扣きたれは胎内の兒が死んでしまひ、其の神識が轉じて復た帝釋の子に生れたといふ事が法句譬喻經といふに説いてある、是れは一旦馬の腹に宿つたけれど、生れずして胎内で死し、直に帝釋の兒と生れたは、彼れが命終に臨んで、三歸戒を受けた所の功德である

第五 受三歸の功德 (其三)

○又昔し一の野狐が獅子に逐はれ、井の底に落ちた深い井の事ゆゑ何うしても上がる事ができない、爾るに此狐は畜生なれども三寶の有難きことを知て居た、それ故に夜絶えず南無歸依佛を唱へて居たのである、其聲が帝釋天の耳に聞え、諸天と共に天下りて見られければ、遙か井の庭に落ちてをる野狐の聲である、帝釋天は固より佛法歸依のお方であるから、天衣を垂れ下して井の底の野狐を上げ、それに説法せられたといふことが未曾有經に説いてある

又佛の仰せに須彌四洲の中に満ちてある程の聲聞緣覺の果を得た聖者を一生が間供養し、又その數々の聖者の御入滅後、その數ほどの塔を殘らず立てた功德よりも、一人の男子にもあれ、一人の女人にもあれ、一度三歸戒を唱へた功德には及ばぬといふことが、希有校量功德經といふに説いてあります、又懷妊した女人が胎内の子の爲めに三歸戒を受ければ、其子が大智慧を得て生れるといふことが雜阿含經に説いてある

第六 護戒神の事

扱又三歸戒を受けたる人には一歸に三個づゝの善神が附添てお守りなされるが故に、三歸戒には九個の善神がありて晝夜其人を守護せられ、一切の災難を除き、一切の福業の加勢をして下さるゝといふ事が七佛經の中に見えて九神の名號までも説いてあります、そは即ち

○歸佛に三神あり一には陀摩斯那と名く、二には陀摩婆羅那と名く、三には陀摩流支と名く

○歸法に三神あり、一には寶法と名く、二には呵責と名く、三には辨意と名く

○歸僧に三神あり、一には僧寶と名く、二には護衆と名く、三には安穩と名く、昔し鹿頭梵志といふ外道が邪心を翻して佛に歸依して三歸戒を受けた時に佛梵志に示し給ふに、三歸戒を受けた者は三十六人の善神に萬億恒沙の眷屬の神たちかあつて晝夜に其人を守護すると仰せられて、其の三十六の名號迄も一々委しくお説きなされてある、尙又此の三歸戒を受けた者が、此の三十六神の名號を書いて

身軀の内に常に守にかけよと教へられたことが、灌頂經の中にあります、

第七 歸依三寶の殊勝

扱て先きにも云ふ通り佛法に入るに最初に受くるを翻邪の三歸戒といふことは、此世界は欲界色界無色界とて、三界に分れて、色界無色界の天人は善根清淨の身なれば、直に佛に歸するの直路もあれど、欲界は六ツに分れて地獄と餓鬼と畜生と修羅と人間と天上とぢや、右の通りに下より數へ上りて段々世界がある、人間より上に欲界の四天、色界の日月の往還する所を四天王天といふ、須彌山八萬由旬の半腹にして、人間よりは四萬由旬上にある、即ち毘沙門天杯の御座る國土である、夫れから又四萬由旬上つて、切利天といふがある、これは帝釋天の御座る天宮である、夫れから八萬由旬上つて、夜摩天といふがある、夫れから又十六萬由旬上つては兜率天といふがある、今現に彌勒佛の説法して御座る所ぢや、夫れから三十二萬由旬上つて化樂天といふがある、夫れから六十四萬由旬上つて他化自在天といふがある、下の四天王よりは第六に當る、故に其の他化自在天の事を第六天といふのが魔王の往む

所て欲界の頂である此魔王が欲界の頂に居て神通飛行一切の徳を具し我より下は皆我が眷屬臣僕の家來人民ぢやと常に思ひ定めて居る故に此魔王に隨はぬものをば忽に損害し邪魔をする爾れども佛の威力に値うては負けねばならぬ故に常に欲界の者の佛事を行ふことを嫌がりて少しの佛事にも眷屬等に命じて障りを爲させ成就せぬやうに常に神通力で心掛ける故に善事に障碍を爲すを魔事といふ皆彼の魔王の爲す業といふ心であるそれ故に大般若經の中に魔事品といふを説かせられて一々の魔事を分明に御示しなされた又その魔事に従はぬ用心をも教へられて覺魔事品といふを説きなされた此の道理故に三寶に歸依せぬ先は何れも皆天魔の眷屬で邪黨の衆生であつた故に天魔から如何様にも自由にせられたので實に思へば口惜い次第でありました

第八 魔王怖畏の事

爾るを今三歸戒を受けて三寶に歸依してから後には天魔の思ふに我が眷屬が他人の方へ心變りして主人を捨て、行きよつた憎い奴原ぢやと思つて力のある丈

妨げにならうとするされど又佛の方には般若の十六善神や藥師の十二神などありて無量恒沙の善神たちが佛勅を蒙つて三歸戒を受けた人には晝夜離れずして守護なさる故に魔力はナカク佛力に勝つことはできぬされど三寶を忘れて因果を撥無し修證を捨て邪見解を起して佛菩薩を疎んずる心の起つたものは善神方も守護なさらぬ故夫れを幸ひ天魔の眷屬が我が方へ取込ひやうにするそれ故三歸戒を受けてからは口日怠らず三歸戒を唱へて信心を起し慈悲善根を勤めらるゝが何よりの肝要である扱て其の歸依といふは小身の武士家に仕へたものが何ぞ仕損ひをして重く仕置に逢ふ等なれども其場を逃亡して他國の大名の家に入りつゝいて官位俸祿高くなりたれば本の主人の心に何程憎いと思つても逆も叶はぬこと故に思ひ切て遂には手前の家來分を除くのと同じい道理にて何れも本は定りて小身魔王の眷屬なれども佛といふ大名獨尊に歸依し奉りて其の弟子となりたれば小身の魔王位が滅多に指すこともならぬ道理ぢやといふことが大方便經の中に説いてあります

第九 佛法の守護神

○大智度論に一切の山河樹木土地城廓一切の鬼神は皆四天王の管に属す故に皆隨從して共に來るとあり又○光明經の中に我等四王二十八部の諸鬼神等及び無量百千の鬼神淨天眼を以て常に觀て此の閻浮提を擁護す是故に我等を護世王と名くと説いてある此の閻浮提といふは須彌山の南方にある世界の總名であるこの日本も亦其の閻浮提の内州なれば其内にある鬼神は皆四天王の眷屬なりとあるゆゑ日本中の神々も殘らず四天王の麾下といふものぢやその譯は何うかといふに昔し守屋の大臣が神道を荷擔して佛法を滅ぼさうとせられた時若し佛法を滅ぼすのが日本の神の御心に叶ふものならばあらゆる日本中の神々が力を合せ佛法を破滅して靈驗を顯はし給ひさうなものぢやに左もなく却て聖德太子は佛法守護の四天王の加被力を求め四天王の木像を刻み頭の髮の毛の中に藏いて軍兵を率ゐ彼れを討ち給ひしに神道荷擔の守屋は立るに敗北を取り其身は誅戮せらるゝのみならず三族までも絶されたされば日本の神々の四天王の威勅に従

ひ却て守屋が悪心に神罰を被らしめたまふたといふものぢや夫れから太子が大阪に四天王寺を建立なされて守屋が是れまで持來りの家財等を分けて四天王寺へお附けになりました面して此の四天王寺は今の世に至るまで誰知らぬ者もなく繁昌である
 又守屋征罰の後佛法は次第に榮えて日本國中に徧滿し寺院伽藍も幾萬といふ數になつてある其外佛堂庵室の類は天下到る所に建立せられ僧尼も幾千萬といふに至り信徒も殆ど佛教を以て網羅するに至り佛法の盛大になつたことは恐らく世界一ともいふべきである是くの如く佛門の興隆せられたのも偏に四天王の威勅により日本中の神々が殘らず佛法を尊崇して深く擁護したまふたからのも事である
 然るに此譯を知らぬものは佛法は神のお嫌ひの様に心得て滅多無性に忌み厭ふ者もあれど并は大なる心得違ひといふものである右の趣て大概道理の明瞭なる事にはあれど尙も證據を引かうならば

第十 歴代天皇の受戒

○人王四十五代聖武天皇位を禪らせられて後出家受戒なされて法名を勝滿と申し奉り同じく○四十六代の孝謙天皇は位を禪らせられて後出家受戒遊ばして法名を法基と申し奉り女帝であつた故尼僧と成りなされました同じく○五十六代清和天皇も位を禪らせられて出家遊ばしました同じく○五十九代宇多天皇も出家なされて法名を空理と申し奉り同じく○六十四代の圓融天皇は御出家の後法名を覺如と申し奉り同じく○六十五代花山天皇は御入道の後法名を入覺と申し奉り西國三十三所の觀音靈場を巡拜せられた同じく○六十八代後一條天皇は女帝に在りまして尼僧と成りなされ法名を清淨覺と號し奉りました同じく○七十七代後白川帝は御入道の後行眞と申し奉り同じく○八十七代後嵯峨天皇は御入道の後法名を素覺と申し奉り同じく○八十八代後深草天皇は御入道の後法名を素實と申し奉り同じく○八十九代龜山天皇も出家遊ばされ○九十代後宇多天皇も僧と成らせられて金剛性と號し奉り○九十一代伏見天皇も御得度の

後持明院と號し奉り○九十二代後小松天皇も僧と成らせられて素行智と號し奉り

是くの如く御代々の天子様方も御出家の上佛戒を受持なされました扱て又其餘の皇子様方次には三公九卿および諸侯方も出家得度なされました扱て又大織冠鎌足公は神官吉田家の祖先にして神道正傳の人である○本朝神社考に原漢文天神第一代國常立尊其の弟天の御中主の尊五世の孫天の兒屋根の尊天照太神の敕を奉じ皇孫を補佐して豊葦原を治む是に於て午時に三種の靈寶を以て皇孫に傳ふ是を王道の元と爲す又神籙の正印を以て天の兒屋根に傳ふ是を神道と爲すその末葉大織冠鎌足に至る云々

又元亨釋書に

大織冠鎌足は和州高市郡の人なり其先は天の兒屋根の命の裔なり世々天地の祭祠を掌る云々

本姓は大中臣なりしに藤氏を賜りてより宰權を司り深く佛法を崇奉せらるるか

て薨ずるに臨ては、帝純金の香爐を賜りて曰く、已に出家せしと聞きぬ、さあらば將た法具を持すべし、卿此の香爐を執て天仙の後に従ひ、兜率天に昇り、慈氏の前に到り、眞如の法を證せよとて、公卿百辟に敕してみな喪儀に赴かしめたまへり云々

同じく定慧の傳に云く、釋の定慧は大織冠の長子也と又曰く、沙門慧隱に投じて出家せしむ云々

前にも申しした通り、人王十六代の應神天皇は、欽明天皇の御時、八幡の謚號を受けさせ、桓武天皇の御時、大菩薩の號を贈れとの御神敕ありてから、八幡大菩薩と稱し、延喜帝の敕命に由て、教實親王の遣らせたまふ所の八幡大菩薩は、即ち出家の御姿で身に御袈裟を掛けて御在り遊ばすとおある、爾れば後世の僻儒邊鄙の神官などの中に、往々佛法を忌み憎むを以て自己の職分の機に思ふ族もある、此れ等は誠にもその譯を知らぬからの事である

我國の歴代天皇は悉く皆神祇の嫡流に在しますから、先づ肉身の神々様である、爾るに王子公子大臣百僚國中の萬民をして餘さず漏さずみな佛法僧の三寶に歸依家せしめられた

爾れば神といひ神官といひ古も今も佛法に歸依して出家になりたまふ事は、みな書物に記き載せてある事にて分明なものぢや、されど未だ曾て天皇様方の内にも諸侯方の内にも、遂接の衣を着けて儒者となり、鍔襜袴を着て神主とならせられた方々は一人も御座らぬ、して見ると出家を以て尊貴とすることは以上の事實に徴しても明かなものぢや、古語にも過ちを知ては必ず改め、理の長ずるには必ず就くとあるから、是れまでの料簡違ひをサラリと改めて二心なく速に佛法に歸依せられて三寶の境界に入らるゝのが人間界に生れて來た所詮といふもので御座ります

第十一 因縁脈の事

尙又差合杯あつて授戒に附かれぬ方々ても志あつて願はるゝ方へは、因縁脈と申す血脈を結縁の爲に授けて進ぜます故望みの方々は、其の掛りへ申込まるゝが宜しい授戒會が濟んでからでも授けて進ぜますけれど、成る可くは授戒中に受ければ尙々勝縁になる事御座る、或は亡者の爲に受けたい方々は、戒名又は俗名を記してお出しなされ

扱て此の血脈の有り難きことは大抵御存知の方もあらうが、赤地千里野に青草無しといふ様に、早りが續いて民百姓が雨をほしがるときに、海上へ船を乗り出して、此の血脈を龍神に授け、其禮に雨を降らした事なども、澤山にあります、又は幽霊に授けて、頓に成佛致した例もあり、又は生霊死霊の類に授けて、崇りを鎮めたこともあり、其外無縁の精霊の崇りを収めたといふ様なことは、數限りもなくある事なれば、勿々一朝一夕には述べ盡くされませぬ、中にも昔し

第十二 幽霊得脱の事

○越前國波多野雲州の刺史藤原義重といふ大名がありました、さて夫れ大名の事なれば、勿論富貴榮花に奢り色を好んで多くの美人を愛された、其内別して一人の美女を勝れて寵愛せられてありました、爾所其の奥方が常に心の内に嫉妬の念を抱き、其の美女を甚だ憎んで居られたけれど、殿の寵愛せらるゝ事なれば、何うも仕方がない、胸を押へて堪忍してをらるゝ内義重、天子の勅命を受けて京都へ上らるゝに付、其の氣に入りの美人に別れることはつらいけれど、眞逆に連れて上る譯にも行かず、據るなく別に妾宅を拵へ、其の美人を置いて上られました

扱て其の留守に彼の奥方日頃の思ひを晴らさんとて、私かに下人に申し付け、彼の美人をば深山幽谷の人も通はぬ所の深い池の中へ陥めさせました、其時彼の美人扱々まあ恨めしい事かなと心の内に思ひながら、遂に水底に沈んで仕まひました、夫れから其の亡者が幽霊となつて處々方々へ駆けまはり泣き叫ぶの聲は、凛々として恐ろしく、人の腸を裂く位であつたとの事、然る所に一人の雲水僧が行脚

の疲れに庵室を尋ねて村の者に其路を問ひました時に村落の者の申すに此處は此間幽霊が徘徊して人の往來も絶て無い程の事で御座ればその庵室へ御出なさることは御無用で御座りますと申したけれど其僧少しも恐れずイヤ夫れは幸ひのこと手前が一つその幽霊を試して見やうぢやが全轉それは何ういふ譯のものであらうぞと問はれたれば皆の申すに夫れは吉峰といふ山の絶頂に古池があります何が何でも其處から出るといふ事でありす、フン成るほど爾うであるかでは其の池の在る所に參るで御座らうとてスト／＼深山指して夕方より行かれまし村の者は膽を潰し何うも禪坊様といふものは度胸の強いものぢや……さて其の行脚僧は懸て池の邊りに行き大木の下に坐禪して居られた所が夜半とも思はるゝ頃池の邊りに俄に腥い風が吹いて波は山の如くに湧き雨は車軸を流すが如くに降り嵐は烈しくして爲めに天地も震動すれど此僧坐した儘に動かず安然として居られた度胸の坐つた坊様であります、スルト暫くして池の中から不思議にも容顏麗はしき婦人が水面にヌット浮び出てその坊様の前に來てたじと泣いて居る、そこでその僧は御前は何者であるかと問ひかけるとその幽

霊の申すには私は此國の領主波多野義重の妾でありませすが君上が日頃私を寵愛下さるものゆゑ奥方が嫉妬の情を起されて或時君上御上京の留守中に奥方は妾をこの池に落して殺されました妾はその恨みが今に解けず日々夜々胸を焦して居りまして誰あつて追善供養をして呉れるものはなく空しく水中に苦患を受けて永劫にも助かることは出来ず苦より苦に入り冥きより冥きに迷うて居ります、今幸に貴僧を御見掛け申して御頼み致したきはどうぞこのことを義重公にお傳へありて早く妾の爲めに追福の法事を齎むやうにして下されと泣く／＼頼みましたのでその僧はナル程御前の申さるゝことは至極尤ものことにて不憫には思ふが何か證據がなくては義重公の承知のほども覺束ないと言はれると幽霊は小袖の片袖を取り出して申すやうこれは君上と別れの節名残を惜みて賜はりた大切な物であります、何卒これを證據に我が君へ御傳へ下されよと紅染の片袖を解いてその僧に渡し幻の如くに消え失せたそれから其僧は未明に其處を立ち急いで京都に趣き右の次第を具さに義重公へ物語りして證據の片袖を出されると公はその袖を見るより涙にむせびしはしが程は打ちしほれ茫然として挨拶

もせられなかつたが直にその翌日その行脚僧と同道して京都の南の方深草の郷に行き極樂寺に於て道元禪師を禮拜して委しく右の物語りをいたし何卒彼の女人を御濟度なし下されと懇ろに願はれたれば禪師は御承諾遊ばされ義重公の爲めに且らく御垂誨あつて直に血脉を御認めになりその僧に御渡しなされて仰らるゝには是れはこれ佛祖正傳菩薩大戒の血脉なり是れを得るものは菩提を成ぜずといふことなし我今これを與へてその益の爲めに苦を抜き樂を與へて佛果菩提を成せしめんとありたればその僧は血脉を頂戴して速に越前に歸りその池の中に入れて彼の亡者に授けられるとその亡者忽ち空中にありて聲朗かに我今無上の妙法を得て頓に幽冥の苦みを免かれ速に菩提の果を得たりアナありがたやと鳴謝して天に上つたそれを聞くほどの者は皆々さても不思議や有難やと感ぜぬ者はなかつた義重公もその由を聞いて大いに喜ばれ是れ偏に道元禪師の御高德によるものと深く御歸依になり其地に大伽藍を建立して禪師を請待して開山第一祖と崇め奉られたのが即ち今の越前國吉田郡志比谷の吉祥山永平寺であつて誰れ知らぬ者もありまますまい曹洞宗の大本山で天下に隠れなき大伽藍であり

ますその妾の法名は唯心證空大姉の精靈といひ今に開基の位牌があつて日々回向せられてありますまたその池は血脉池というて今に永平寺の境内より二十丁除もある山奥の絶頂にあるから參詣せられた方は御存じのことでありませうして見れば煩惱業障を解脱して佛果菩提を成就するにはこの釋迦牟尼佛から迦葉尊者に傳へ迦葉から阿難に傳へ阿難から商那和修と代々相續したる佛祖正傳菩薩大戒の御血脉を戴くに越したことはありませぬ

第六席 三聚淨戒

扱この次に授ける三聚淨戒の道理は一切佛法の根本であつて如来御一代の聖教も此道理の外に別の仔細はないと申してよいのであります法報應の三身智斷恩の三徳の本因で甚深廣大の妙旨を含んで居る凡夫罪惡不善の者を萬徳圓滿の佛境界とするのはこの戒法の力であるそれを譬へて申せば衆生の貪瞋癡の三毒は溢柿のやうなもの如来の智斷恩の三徳は甘柿のやうなものです溢柿のまゝて置けば腐れ爛れて棄るの外はないそれを皮を剥ぎ棘に貫き日に乾かして雨のかゝ

らぬやうに用心して、毎日出し入れに念を入れて程よく乾かしさへすれば、そのまゝ妙味の甘干となり、一旦甘干となれば再び前の澁柿に復るやうなことはない。各々方の貪瞋癡の三毒もその通り、その儘にして措けば、煩惱で爛れて三惡道に棄てられるの外はないのです。それを煩惱の皮を剥ぎ、戒法の糸を貫き、佛の慧日にあて、乾かし、妄想の雨のかゝらぬやうに、時々刻々出る息入る息にも念を入れて、如法に勤めさへすれば、終には甘干の三徳三身の佛境界となり、再び本の澁柿の三毒に復るやうなことはない。この澁柿と甘干とは元來別物ではないから、澁を除いては甘干ではならぬ。澁を其儘と甘味とするには、皮は剥いだり乾かしたり、心の用ゐやうの秘傳一つにあるのです。これさへ篤と合點すれば、澁の強いほど甘味が多く出る如く、如何に煩惱が深くとも修行一つでそのまゝ菩提となる。何れも定まつた自性のないものであるから、煩惱即菩提の妙旨が愈々分明になつて來ます。

● 第一の攝律儀戒といふのは、一切の惡業を斷じ盡すことを期するのであるから、果上に至つては佛の三身中の清淨法身を成就し、智斷恩の三徳の中では、これを斷德彼羅密といふのです。本業瓔珞經には十重禁戒を引つくるめて攝律儀戒と御説

き遊ばされてあります。

● 第二の攝善法戒といふのは、一切の善根を積集み盡すことを期するのであるから、果上に至つては佛の三身中の圓滿報身を成就し、三徳の中では智徳波羅密といふのです。瓔珞經には攝善法戒は所謂八萬四千の法門なりと説いてあります。

● 第三の攝衆生戒といふのは、無量の善巧方便を以て一切衆生を濟度し盡すことを期するのであるから、果上に至つては三身中の應身を成就し、三徳の中では恩徳波羅密といふのです。瓔珞經には慈悲喜捨の化一切衆生に及ぶと御説き遊ばされてあります。この法報應の三身智斷恩の三徳が今日各々方の受けられる所の三聚淨戒から湧出したのです。この三聚淨戒が人々の一念から生ずるやうに、三身三徳も本より一佛身であるけれども、分けて説かねば佛徳の甚深廣大なる道理を衆生が信解し兼ねるから、右の通りに分けて説いたのであります。また四弘誓願の衆生無邊誓願度、一切衆生を濟度し盡さうといふのは、攝衆生成の誓願なり、煩惱無盡誓願斷八萬四千の塵勞煩惱妄想を立派に斷じ盡さうといふのは、攝律儀戒の誓願なり、法門無量誓願學、あらゆる法門を學び盡さうといふのは、攝善法戒の誓願であり

百三十
ます、かく三種の誓願を満足して佛道無上誓願成と見事に成就するので、さてこの三聚淨戒は菩薩戒の上に初めて珍らしく生じたやうであるがさうではありませぬ、一切衆生の本有の三毒が、その名が變つたまでのこと、衆生の瞋恚の火は一切の物を焼き拂うて跡方もなき時に止む、これを菩薩は名を變へて攝律儀戒となして一切の惡を斷じ盡す方に用ひられ、また衆生の貪慾の水は己れが心に順ふ物を欲しがり、充分飽く時に止む、これを菩薩は攝善法戒として、一切の善を集め極める方に用ひられ、また衆生の愚癡の癡は堅く凝固り碎けぬもの、これを菩薩は無邊の衆生を度し盡さうと堅き願力を以て、盡未來際止めぬ所の攝衆生戒に用ひられるので、この三毒に分れぬ以前を根本無明といふ、また第八識ともいふ、その根本から貪瞋痴の三毒と別れ、その三毒が三聚淨戒となり、それが佛の三身となつて三身即一の不思議不可得涅槃常樂の佛境界となるのであります、して見ればただこの第八識が名を變へ品を變へただけのことであるから、各々の境界が直に如來常住の功徳を圓成するのであります、この三聚淨戒は本業瓔珞經の説相が、佛祖正傳の玄旨に適うて居る、地持經などは聲聞の二百五十戒を取つて攝律儀戒と説いて

てあるが、これは共小の菩薩と言つて聲聞と作ふ戒法であるから、それ等を除いて瓔珞經梵網經の説が正傳の宗旨に能くかなふといふのであります、梵網經の序に今説三聚戒菩薩皆共聽とあつて、本文には三聚淨戒の名は出してはないけれども、一戒々々に止作といふことがある、止は攝律儀戒、作は攝善法戒であるから、何れの戒にも、三聚淨戒の心を含まぬはない、例へば殺生戒の文に、一切有命者不得殺とあるは惡を止める方ゆる攝律儀戒、應起常住慈悲心孝順心方便救護とあるは善を作す方ゆる攝善法戒である、この止と作とは普衆生濟度の爲めであるから、即ち攝衆生戒の道理を含んで居るのであります。

第七席 十重禁戒

この十重禁戒といふは梵網經に十波羅提木叉と御説き遊ばされてあります、波羅提木叉とは梵語で翻譯も名も種々にあります、今その中の別解脱と譯する義に就いて説き明かせば、別とは十重禁戒が十箇條に別れて別々になるから、この解脱とはこの戒法を受けて護持すれば、一切の煩惱惡業を解脱して佛の三徳即ち法

身般若解脱の境界に至ることが出来るからです。十箇條は皆別々にして、殺生と偷盜とは別なり、偷盜と邪淫とは別なり、一々を別に持つて、一々に煩惱を別々に解脱するから別解脱といふのであります。例へば殺生戒を持つては瞋恚の煩惱を解脱し、偷盜戒を持つては貪欲の煩惱を解脱するが如く、十戒一々に皆別々に煩惱を解脱するので、この十戒を十重と名ける譯は、この内を一戒犯してもその罪が重い後の四十八輕戒は設ひ過つて犯すことがあつても、その罪が軽いから輕戒といふのであります。この十重禁戒には一々に皆三聚淨戒の義理を含んで居ることは前に申した通りです。それ故に古人がこれを戒々具足の三聚と示されてある、一々に無盡の妙義を含んであるから十無盡戒とも説いてあります。その重いといふのは、この十重禁戒の内何れの戒でも、上經犯というて犯戒すれば懺悔が叶はぬ、直に地獄の業となるからです。それゆゑ十重を一々波羅夷罪と説かれてある。波羅夷とは梵語で此には極々重い罪といふ意で極重と翻譯するのであります。今下に十重禁戒を一々の箇條に就いて説きます。

第一 不殺生戒

この戒は生ある者を殺すなよといふのであります。その心は凡そ此世の中で如何に結構なる資でも、生命に代へる程の資はない。莊子に兩臂重於天下といふ語があります。が、こゝに一人あり、それを天子様の御前に召して、一通の券を取り出し、これは其方に天下を讓る證據の券である。其方若しこの券を右の手で把らば左の腕を斬り落す。また左の手で把らば右の腕を斬り落す。何れにしてもこの券を把らば天下を讓り渡すというても、一方の腕を斬り落されてまで玉となりたい者はあるまいといふこととあります。して見れば片腕は帝王の位よりも大切であるといはねばなりません。片腕ですらその通りであるものを生命を取るといふに至つては、この上の深い罪はあります。それ故にこの殺生戒を十重禁戒中の第一に置かれたのであります。受戒したる後は縱令自分の親を殺したる敵でも殺してはならぬと示されたこともある。況んやそれほどの恨みもないものを殺すといふ道理はない筈。總て受戒をすれば皆々佛子であつて菩薩といふ者である。菩薩は損己益物

と言つて己れは死んでも人を助けるのが本義である然るに却つて生物の命を取
 るなどのことはあるまじきことであるからこれを第一に書せられるのでありま
 す、この殺生については段々譯があるといふ内に、古人が大概これを上中下の三段
 に分けられてある、佛在世には佛を殺すといふことはない筈であるから、佛身より
 血を出すのが父母を殺すと同罪で、或は阿羅漢を殺し、或は父母を殺し、また師匠を
 害する類は、重罪の中にも格別に之れを逆罪といふのです、それ故七逆罪五逆罪と
 いふ名があつて、これを上品の殺生といひ、直に無間地獄の大罪であります、また天
 人や人間の類を殺すのが中品で、人間より下の禽獸畜類を殺すのを下品の殺生と
 いふのであります、また戒法には性戒遮戒といふことがあつて、遮戒といふのは佛
 の御出世なされて初めて制し遮ぎられたので、酤酒戒の如きがそれである、性戒と
 は殺生などの戒めは佛の御出世なす前から國王の制法で人が人を殺せば我が命
 を以て償ふ等の掟があつたやうに、生れつきの儘に備はる戒法といふ心で性戒と
 いふのであります、持戒と犯戒との譯は地持經や善戒經の説に依れば、三義と云て
 初中後の別がある、初めに殺したいといふ意を起すのは初て次に殺し遂げたのは

中殺して後本望を遂げたと悦ぶのは後、この三次が欠けぬやうに捕ふた時に殺生
 の重犯を結んで地獄の業因を成ずるのです、若し初め殺さうと思ひ中頃殺し遂げ
 ても後に悔る心を起すのは重罪にはならぬ、輕罪の内の重いのであります、或は初
 めに殺さうといふ意を起しても、サラ／＼いやなことと思ひながら中頃殺し遂げ
 ても、三次の中が二つ欠けて居るから、輕罪中の輕罪になるのです、この三次が皆捕
 うたのを上犯一つ欠けば中犯、二つ欠けば下犯といふので、後の二つは懺悔さへ眞
 實に行ずれば地獄の業が消滅して清淨の身となれるのです、熊谷直實が教盛を殺
 した働きの如きは重禁にあらずして輕罪に當るので、中犯と下犯は懺悔をすれば
 本戒に復することが出来ます、上犯は懺悔を通さぬから重ねて改めて殺生戒を受
 けるならば成するのであります、この上中下に犯は殺生戒に限らず、後の九戒の持
 犯が皆同様です、それ故十戒を悉く十重禁戒といふのであります、戒經の文句に就
 いて解釋しても初心の者には容易に分らぬから、肝要の箇所のみを引いて説いた
 のであります、

この菩薩戒は心地無相戒であるから心の内で料簡し分けて持たねば佛意に相應

しませぬ聲聞戒は表面に言ひ譯がつけば破戒にはならぬが菩薩戒は心のうちで犯せば破戒になるのです凡夫の前では言ひ譯で済むが三寶の照し給ふ所では通れることは出来ぬから軽いやうに見えても大罰を蒙ることがあります例へば不孝の子が父母を殺したい心が十分あつても方便の及ばぬ支へがあつて殺されぬ憤りに堪へ兼ねて刀を以て怒り乍ら一念に思ひつめてこれが親の首ぞと定めて柱を切つてヤレ嬉しや親の首を取つたと思ふ心が生ずればそのまま逆罪を作つて無間の大罪を通れることは出来ませぬ世間の法律では親殺しの罪ともならず隣家近所の人々も親に疵もつかぬから少しも不孝とは思はぬけれども三寶の照す所は逆罪なることは明白であります菩薩戒は心地戒と申して各々心の内で持戒破戒が分るのです聲聞戒では假令親の首に刀を加へても命さへ取らねば殺生にはならぬこの辨別は後の九戒も皆その通りであります

第二 不偷盜戒

この不偷盜戒はヌスムナヨといふことでありますがヌスムにも他の所有を陽に

とるのを劫といひ竊かにとるのを盜といふので劫の字はオビヤカスとも讀ませるて押込強盜などのことをいふのでありますさうしてこの盜むといふにもその物の多少によらず價に積りて錢四文より少なければ輕罪五文以上を盜めば重罪といふのであるこれが大鉢日本の法律で定められた輕罪重罪とは違ふから當今の人々には合點の行かぬことであるけれども舊來の説を一應述べて置きますこれも支那で戒相を説く人の料簡で彼の天竺の一文は支那の十六文に當るから五文といへば支那では八十文それで八十文以上を重罪としそれ以下を輕罪とすといふやうに解釋せられた人もあるそれを天竺の智者大師は佛經に五文とあるからには何れの國へ行つてもその國々の五文とか四文とかにして説けばよいと申されましたその後は大抵智者大師の説に従うて説くのです今もそのことに心得たならばよろしい梵網經に一針一草も盜むこと莫れとあるのは五文以下の一針一草は皆輕罪でありますまた有主物に五種とある中で出家の上には三寶物互用盜といふことがあつて若し互用すれば大偷盜戒を犯すことになりすからよく心得ねばならぬただ三寶物といへば一積のやうなれど佛物法物僧物と三種共に

百三十八

別々であります。僧物には和合といふ義があるから、衆僧の財物でも衆僧が和合して協議の上で用ひるならば佛と法とに互用しても犯戒にはならぬけれども、佛物と法物とは和合の義がないから決して互用してはならぬ。佛物ならば必ず佛の香華等を買つて、その佛に供養すべきもので、それを法に互用して經論の修習などに用ひては犯戒になる。法物を佛の方に用ひても同じ道理である。また僧物を佛と法とに用ひても和合のうへならばよいけれども、不和合で強めて用ゆるのは、矢張り盗罪を結することになり、また三寶物がそれ／＼別けてあるものを、彼處の道具を此處に用ひ、此處の道具を彼處に用ゆるのは互用の盗罪となります。すべて損じて用ひられぬ物は、清淨の處に捨るとか、或は川などに流して大海に行くやうにせねばならぬ。そのれいに因りて菩薩物は菩薩ばかり、羅漢物は羅漢ばかり、護法神の物は護法神にばかり用ひて、人々の料簡で勝手に扱つてはならぬ。假令佛物といつても釋迦牟尼佛の物とさだめられたるを、藥師如來の彩色に用ひ、藥師如來の物で阿彌陀如來の物を造るといふやうなもの、皆互用盜の罪になる。地藏物で觀音を造り、觀音物で文殊を造るといふやうなものも皆互用罪となるのであります。法物も

百三十九

その通り、それ／＼に定めてある物を互用せぬやうに氣を附けねばならぬ。この三寶物互用のことは、在家の人には滅多にないことであるが、出家の上には折に觸れてありたがるものであるが、能く／＼意を用ひて佛制に順ずるやうにせねばならぬ。又盗みとる財物の持主を論ずれば、梵網經に鬼神と有主と、劫賊との三段に分けられてあります。鬼神物といふのは、今頃の明神とか権現といふやうな社に屬する財物、或は園林果物、竹木等の類で、これに禰宜神主のついて守護して居るのを盜めば重罪となる。たゞ神領といふばかりで禰宜神主等の守護する人のないものを盜めば輕罪といふことになり、若しその竹木等が所望であれば、神樂を上げて御鬮を引き、神の許しがあれば伐り採つてもよいが、許しのないのを伐れば必ず祟りを受けるから氣をつけねばならぬ。次に有主物とは無主物に對して、揀んで示されたのです。無主物とは司どる主のない物といふことである。無主物はそれを取つても盜罪にはならぬ。荒れた土地などに自然に生じた野菊のやうな物を摘んでも罪にはなりませぬ。それに比べて有主物といふ義理を知つて、盜罪を造らぬやうにせねばならぬ。次に劫賊物とは、盜人が主ある物を盜み取つた、その盜み物をまたどり

するのを劫賊物といふのであります。また世間でも他に物を言はせて、それに答へをせぬ者を語盗人というて甚だ無禮になります。慎み深い人にはないこととしてすけれども、心易い仲間同志の交際には兎角ありたがるものであるが能くくたしなまねばなりません。縦令乞食をする程に貧乏しても他人の物を盗むといふは、淺間しいとはありませぬか。或國の非人村で新規に橋を架けて祝ひをする時、非人共が寄り合うて非人首領の處へ行つた。その中で非人が茄子を三個進物に持參すると首領がその茄子は何處から持つて来たかと尋ねると、途中で盗みましたと答へた。すると首領は乾度顔色を變へて申すやう、サテ汝等能く聞けよ。このやうに乞食して世を渡るのは、盗みをしたくないからではないか、おれは乞食の首領こそするけれども、盜賊の首領は致さぬぞと言うて、その非人を追ひ出して仲間をはづしてしまつたといふこととあります。して見れば盜人は乞食よりも賤いものぢやといふとは、これ一つでも分るてはありませぬか。これは先づ世間の上でのことですが、今は佛の嚴しく禁戒し給ふ戒法の上からは、別して恐ろしいこととて、未來永劫地獄の苦みを受けるのであるから、朝な夕な心懸けて他人の物に手をかけぬやうにせ

ねばなりません。

仲弓盜人を誡む

昔穎川の陳寔字は仲弓といふ人が大丘といふ處の領主となつて居る時、清塵潔白の徳を以て治められるものであるから、領分の者共が皆枕を高くして睡ることが出来て居たさうです。或時夜更けて、盜人が仲弓の宅に忍び入り、梁の上に登り隠れて居つた。それを仲弓が私かに知つて、家内中の子孫や眷屬までを呼び集め、顔色を正しうして教へらるゝに、人は自ら勉めねばならぬ、生れながら不善の人はないけれども、習が性となつてツヒ悪人となるものぢや、今夜梁の上に居られる君子もその通り、善い方に心懸けずしてアノやうに邪の道に入つて居られるが、汝等方は能く心を正しうせねばならぬと、教へて居られるのを、梁の上の盜人が聞いて大いに感心して、梁の上から下りて稽首禮拜して懺悔しました。ソコで仲弓がその盜人に向つて、御前は風采を見上げると、悪人らしくもないが、定めし貧苦に迫つてのことであらうと言うて、絹を二疋出して與へられたといふこととである。それからはその

領分内に一人の盜賊もないやうになつたと後漢書に出て居ります、徳といふものはありがたいものである御互は能く／＼氣をつけて佛意に順じて不偷盜戒を犯かさぬやうにせねばなりません

第三 不貪姪戒

この戒は男女の間柄の交りを正しくせよといふのであります、諸苦所因貪欲爲本というて、出離得脱の大難であるから、出家の菩薩は家を出て、鬚髮をも剃り落してこの戒を全うして居るのであるから、出家には及ばず専ら在家の菩薩に示されたのであります、經文にも男女姉妹六親を擇ばず姪を行ずるを制し、また一切の女人を故に姪することを得ざれと説いてあります、故とはワサクといふことで、在家の方は受戒しても自分の本妻と交はるのは正姪であるから妨げはない、この外の人を犯せば邪姪であるから、乾度心得て、ことさらに姪することを得ざれと御戒めになつたのであります、決して本妻の正姪を斷ぜよといふのではない、何故なれば欲界の六種の天は、帝釋を初め皆妻がある、妻があれば子もある、それゆゑ今人間

に妻があつても、欲界の六種の天に生れることが出来ぬほどの悪業ではないから、本妻は定まりの正姪なれば、在家の菩薩には斷ずるには及びませぬ、觀音經に「便生福德智慧之男等の語のあるは正しく在家の菩薩にかゝる語であります、この姪戒にも、重罪輕罪を別けて申せば、殺生戒で説いた上中下に比して考へて見られるがよい、また本妻の正姪でも、非道に姪を行はずと申して、産門より外の道ならぬ處を犯すのは罪になる、また非時非處といふことがあつて、月經の時妻の病氣の時、父母の死亡の日、又は齋日などの總て夫婦の間に精進せねばならぬ時に犯すを非時といひ、非處とは、伽藍禮拜處等の靈地では乾度ならぬ、縱令本妻なりとも犯すならば大罪である、又、女人としてもその通りで、自分の夫の外には決して行ひを亂してはならぬ、これは世間の法でも許さぬこと故、一々説き示さずとも知れて居るでせう、さてまた、女人と申す者は業障の深いもので、經の中にも時々呵せられてある、その内にも寶積經には、女人地獄之使能斷佛種子、外面如菩薩、内心如夜叉、一見於女人能失眼功德、縱雖見大蛇不可見女人と御説き遊ばされてあるから、女人は別して慎まねばなりません、また、緇門法藏集の中に○功德圓滿經を引いて姪男を戒められ

てあるには、末世淫欲熾盛日夜犯小童外相似僧内心如外道與男女各別所愛業因一也とあるからこれもならぬ、又○因果經に汚清淨尼僧者死墮鐵窟地獄百萬刀輪一時來下斬截其身とあつて、尼僧を犯すのは別して罪が深いとあります、又淫心の壯んな出家などには間々男根を截る者がある、これは至つて非法であるから、佛經には嚴しく呵せられてある、截り取れば犯戒はないと思ふのは心得違ひで、截つて後は益々淫心が盛んに起り、嫉妬の念が絶えずして、兎角氣のひがひもので、淫根を斷じたとても、淫心を斷たねば何の益もないことである、罪を造るのは何も男根が知つたことではない、皮にこそ男女の隔あり、骨にはかはる言の葉もなしといふ古人の骸骨の贅があるが、皮一重の下は革囊臭穢て、不淨のかたまりであるものを、紅の白粉のと種々の莊嚴をしたからとて、それに執着するのは迷ひと申すものである、列子といふ書物に出て居る話に、昔周の穆王の時に人形作りの名人が居た、或時穆王が狩に出られてこの人形師に出逢はれると、その人形師の側に連れが一人あるから、穆王が汝の側に居るのは何者かと問はれると、これは拙者が造りましたる人形で、あります、能く歌ひも舞ひも致しますと答へた、その人形の歩みぶりといひ、

何といひ、ソックリ眞箇の人間に異らぬ工巧師が頭を動かせば、微妙の音聲で歌ひ出し、而かもそれが律呂に合つて居る、また手を動かせば直に拍子に合はせて舞ふ、穆王もこれを見て人形とは思はれぬ、非常に氣に入つて夫人の盛姫といふ美人を召び共に並んで見て居られると、その人形が穆王の側に居るその美人を招いたので、サア穆王は怒り出された、不届千萬な奴である、これは人形ではない、眞箇の人間に相違ないと言つて、如何しても聞き入れられぬのですから、人形師は止むなくその人形を解いて、王の前に謝することとして、それを割きますと種々の木を集めて、赤や青やに染め分けて漆や膠で附けてあつたので、穆王も疑ひを晴らされたといふことであるが、これを能く合點せられるがよい、我々の御互の身體もその通り、地水火風の四大假和合の身であるものを、實に有るもの、如くに思ひ込み、常一主宰の執着の情を起すのは、恰似今の人形を眞箇の人間ぢやと思つて同じではありませぬか、それについても各々方は、夫に少々の都合があつても、また人形が悪いことをすると思へば堪忍もしやすい、また女房に少々目つかひの怪しいことが有つても、彼の人形が躰裁をやり居るわいと思へば別に腹も立ちますまい、男女

共にその間柄を正しくしてこの戒を持たねばなりません

第四 不妄語戒

この戒は虚偽を言ふなどいふ御制禁であります、これには大妄語と小妄語といふことがあつて、大妄語とは出家の身なぞで尋常の人の上にならぬ奇妙不思議なことが自分の身の上にあつたやうなことをいひ、天人や龍神が来て法を聞いたとか、諸佛菩薩に相見したとか、或は我は神通を得たなど、大法螺を吹きちらすのを大妄語といふのである、また他人の害になるやうな偽りを言ふのは大妄語と申すので、あるこの大妄語が成ずれば楞嚴經にも説いてあります、又餘り他人の害にもならず、自分の勝手な謀略でもないくらゐを小妄語といふので、軽い方の犯戒であります、大妄語は結罪すれば懺悔が通ぜぬけれども、小妄語は時々懺悔さへすれば本戒を失ひはしません、大妄語も聞く方が合點せず信仰せねば重罪にはならず、向ふの人の信ずる時に大妄語の罪を結するのであります、何れにしても妄語は慎まねばならず、今世では人々の信を失ひ、未來では地獄に墮ちて永劫の間苦みを受

けねばなりません、又經にも身心に妄語すとありまして、口業は定りであるが身にも心にも妄語といふがあります、身の妄語とは身分に相應せぬ衣服を着るとか如何にも神通でも得て居るやうに他から思はれて、供養するやうに仕掛けるを身の妄語といふので、一切これに準じて合點せらるゝがよい心の妄語とは舌に伸べる處の虚偽を心の内に合點して居りながら言ふのは心の妄語です、これは意業であるけれども、已に言詞にあらはれるから心の妄語といふのであります、けれども皆懺悔が出来るから大妄語とは格別であります、この犯戒の上中下も前の戒と同じであるから推して知れます、併し人の爲めになることは妄語にはならず、却つて功德になることがあります

第五 不酤酒戒

この酤酒とは酒を造つて人に賣ることを戒められたのであります、總じて酒は人に昏迷の心を起さしめて智慧を味まさせしめるものであるから酤るのは勸めると同じ道理になるから重罪を結するのであります、これも淫戒と同じで出家の菩薩

百四十八
にはないことであるが、在家の菩薩の上に於て戒められた戒法である。その結罪は酒を向ふの人の手に渡して自ら價金を受取つた時が結罪です。經文にも一切の酒を酤ることを得ざれと戒められてあります。併しこの戒法は賣るとは申すものゝ結局その酒を飲んで智慧を味ますので罪になるのであるから酒を飲むなといふことにはなるのであります。尤もこれも病人に飲ませてその病氣が癒えるやうなのは除いてあるのです。たゞ自分で獨り飲むばかりなれば一人の罪で輕罪であるけれども賣るのは多くの人を勸めて酔はしめ、正氣を失はしめて罪を造るの因縁を教へることになるから重罪に攝するのであります。菩提心を起して受戒したならば一切衆生の爲めに智慧の現はれるやうな作業をせねばならぬものを却つて衆生の智慧を昏ますことを勸めるやうな作業をしては菩薩の根本の誓願に背いて、利慾を貪ることになるから酒を酤るなよと御戒め遊ばされたのであります。併し戒法には前にも申したる如く、開遮持犯といふこともあり、全分持一分持といふやうなこともあつて、祖先傳來の家業が酒造業であるならば他の戒法を持つて酒を賣つても支へはない、また酒も用ひやうにて破戒にはならぬ、在家の祝儀事には是非

用ひねばならず、或は不和の人を調和するに用ひるやうなのは破戒にはならぬ、たゞ一時の快を取るが爲めに暴飲して正氣を失うたり、喧嘩口論などして、他に害を加へるやうなことを堅く戒められたのであります。總じて開遮の道理をよく心得ねばなりません。

第六 不説過戒

この戒は他人の咎過を沙汰することを戒められたので、余程入り組んだ道理もあります。先づ極い摘んで言へば、受戒してから後は總じて何事によらず、佛法中の見たり聞いたりする上の罪過を、未受戒の者に向つて披露して誹謗してならぬといふこととあります。あの出家が如何であるの、この和尚が如斯であるの、彼の爺が破戒したとか此の婆が不堪なとかといふやうな評判せぬやうに心得ねばなりません。他の惡評をすれば、自分に於て更に益がないばかりでは、ない法中の威光を落し、また世の人の信仰をさますやうになる。第一他を惡くいひなす當人の品位も見すかれて下賤に思はれるものであります。その上未來は惡道に墮ちて苦を受けぬ

ばなりませぬ御經にも、唐荀華雖、萎猶勝諸餘華、破戒諸比丘猶勝諸外道、説出家人過、若破戒若有戒、若無戒若有過、若無過、説者過出、萬億佛身血と、御説き遊ばされてあります、世間で如何程牡丹や芍薬、桃櫻が麗はしく咲いても、蘆薈の華の萎んだよりは猶劣つて居るやうに、已に受戒した菩薩は、設ひ戒を汚すやうなことがあつても、未受戒の者の精進潔白に勤めるよりも勝つて居る、何故かと言はば、一旦受戒した人は、諸佛の位に入り、佛の御血筋を相續して佛の子となつて居るからであります、未受戒無戒の者は汚すべき戒もないといふべきではありませぬが、それゆゑ戒を受けたる菩薩を誘ふのは、萬億の佛の身より血を出したよりも罪が深いと御示し遊ばされたのであります、一佛の身より血を出すのさへも、五逆罪の一にして無間地獄の罪業であるのに、まして萬億の佛身より血を出すならば、永劫惡道に沈淪して浮ぶ瀬のなき苦みを受けぬばならぬ、他人の惡事を評判するのは、たゞに益のなきのみならず、自身に笑ひを招くの根本である、それゆゑに古人の偈にも、莫説他人短與長、説來説去、自招殃、若能閉口深藏舌、即是安身第一方とありますから、各々口を守つて惡言を出さぬやうによく慎まねばなりません

言を出さぬやうによく慎まねばなりません

第七 不自讚毀他戒

この戒に讚とは、自分の身の上の善いことを褒めること、毀とは、他人の身の上の悪いことを誹ること、この讚と毀と同時に進行すれば罪を結するのであります、自分のことばかり讚めて、他人を毀らねば、貪といふムサホル方の心のみであるから、輕罪であります、また他人の悪いことを言ふのみで、自分を讚めさせねば、瞋といふイカル方の心ばかりであるから、輕罪であります、この毀の字は、毀謗とつゞくけれども、謗の字とは意味が別であります、謗とは少しも咎のない人を、をすること、毀とは實際に過のある人を、をすることに當るので、さて讚毀同時といふのは、有戒無戒を論ぜず、同時に自分を褒めて他人を毀るのを、向ふの人が聞いて、それを眞實ぢやと思つて信ずる時に、この戒の結罪するのであります

第八 不慳法財戒

この戒に財といふのは世間の實法といふのは出世間の實法、法は重もに出家の方にかへり財は在家の方にかへるのであります。何れにしてもこの二ツを來り乞ふ者のある時に法も與へず財も與へぬ上に、呵りつけるのを戒められたのがこの戒法であります。たとへば、與へぬばかりで、呵りつけねば輕罪になるのです。或はまた、呵りつけても、施し與へるならば、矢張これも輕罪です。施しも與へもせぬ上に、呵りつけるのは犯重の結罪になるのであります。さてまた來り乞ふ者にも二種がある。それは出家と在家です。出家の乞ふ者は敬田といふ、ウヤ／＼しく敬ふの田地といふこと、在家の來り乞ふ者を悲田といふ、ナサケをかける田地です。それは出家が人の門口に立て乞ふのは貧乏に迫られて餘儀なく乞食をするのではない事、省いて道の爲めに修行するのであります。それゆゑ釋迦牟尼如來は貧乏の爲めに托鉢を遊ばされたのではなく、一切衆生に功德善根を積ませて、これを濟度するが爲めに轉輪聖王の富貴を棄て、大慈大悲の錫杖を打ち振り、貧富貴賤を擇びなく平等に行

乞遊ばされたのであります。また大迦葉尊者は辱くも、天竺十六大國の大王も肩を並べることの出來ぬ程の大福長者であるものが、それを棄て、出家の身となり人の門口に立て行乞なされたのであります。して見れば貧乏して途方なく乞食するのではなく、皆佛道修行の爲めに致されるのであります。それであるからその修行のなされ方も、須菩提尊者は富貴の家ばかり廻りて行乞し、迦葉尊者は貧賤の家ばかりを廻られた。その意は須菩提尊者の思召は、此世で富貴なる者は我儘勝手に日を送り、未來のことなどは何とも思はずして、遂には惡道へ墮ちて、貧苦艱難に逢ふてあらうと思ひ、それを惘然に思召して、功德を積ませる爲めに富貴の家のみを廻られ、また迦葉尊者の思召しは、今生にて貧乏な者等は、過去に於て福も植ふず施しもせぬからである。今善根を積まざ施しもせぬならば、未來は益々困窮して、永劫貧苦に陥るであらうと、それを惘然に思召して、貧乏人の家ばかりを廻られたのであります。共に衆生濟度の慈悲心から出てたには相違ないけれども、釋尊の仰せには、それでは平等でない。貧富貴賤を擇ばずして行乞せよと御示し遊ばされたことがあります。さてまた在家の乞食を悲田と申すのは、在家は大抵貧苦に迫り除儀なく

乞食するのであるから慈悲の爲めに施すから悲田といふのであります、また悲田といひ敬田といひ共に田の字をつけるのは、田地に喻へたので、施しをすればその果報が必ず己れに歸することが、丁度春に種を田にふるせば、秋は屹度其實を一粒萬倍にして、自分の方へ取り込ひやうなものであるから、共に田の字をつけるのであります、凡そ佛の御心は慈悲と無欲とを以て根本とするのであるから、佛果を求め、る者は第一に慈悲と無欲とを學び修せねばなりません、それを修するには布施を第一とするのである、布施をしてその報いの厚いと薄いと、施物の多少によらず、施す人の志の虚と實と、浅いと深いとにあるのであります

長者の万燈貧婆の一燈

それについて○阿闍世王受決經に、大聖釋迦牟尼如來が、阿闍世王の供養を御受け遊ばされて、祇園精舍へ御歸りの時、百斛の油を具へて阿闍世王の御殿から祇園精舍に至るまで、萬燈を點じて供養し奉つたことがある、その時一人の貧女があつて、何とかして佛を供養し奉りたいと思つて居ても、一錢の貯へもないが、今阿闍世王

の萬燈供養を見て、イヨ／＼隨喜の心を起し、人の門口に立つて錢を三文だけ貰ひ受け、それを以て油を買ひ、佛前に備へて心願するに、この油は誠に半勺にも足らぬものなれども、若し我れ未來に於て菩提の大道を得ることが佛の如くであるならば、この一燈は終夜光明消えざらしめよと一心に祈誓して歸りました、阿闍世王の萬燈は隅から隅まで消えぬやうに、守り人が居つて氣をつけても、兎角行き届かぬ處があつて消えることがあるのに、この貧女の一燈だけは、明皎々と獨り輝いて通宵消えず、また油も盡きませぬ、明朝になつて世尊は、目連尊者に仰せつけられて、燈火を殘らず消せよと言はれました、尊者は悉く萬燈を消し盡しても、貧女の一燈ばかりは三度消しても消えぬソコ、尊者は御袈裟を上げて扇ぎ消さうとなされると、ます／＼光が明かになる、尊者は自得の神通力を以て、毘嵐風を引いてこれを吹き消さうとすれば、イヨ／＼熾んにして上梵天の頂を照らしました、三千大千世界を照らして、なかく消えどころではない、其時佛は目連尊者に告て、止みね々々、是れ當來の佛の光明の功德なり、汝が神通を以て消し得る處にあらず、此の女人は三十劫に至つて功滿ちて佛となり、須彌燈光如來と號し奉るであらうと、肥別を御授け遊

百五十六
ばされたことがあります。して見れば物の多小によらず、その志の深いと浅いにあることとあります。

一粒万倍の事

又、○維摩詰經の中に、舍衛城の外に一人の女人があつて、世尊が托鉢に御出遊ばされた時鉢に御飯を入れて供養し奉られると、世尊がその女人の爲めに咒願して仰せられるに、一を種いて十を生じ、十を種いて百を生じ、百を種いて千を生じ、乃至萬を生じ、億を生じて道諦を見ることを得んと宣はれますと、その夫が信ぜずして世尊に問ひ奉つるに、それは餘りに過ぎたる仰せでは御座りませぬか、少かに一飯の供養にて莫大の福を得たその上に道諦までも得るとは、合點の行かぬことであると申上げると、佛は汝は拘類樹といふ木を知つて居るか、如何程高いかと御尋ねになると、その夫の答に高きこと四十里、その樹には年々數萬斛の實が出来ますと申上げると、佛は汝の言は餘りに過ぎて居るではないか、種はわづかに芥子ばかりの一粒で、高き四十里に年々數萬斛の實がなるとは、誠の言かと仰せらるゝと、其人

は誠て御座るといふ、ソコで佛は然れば種はたとひ一粒でも報を得ることは是の如く無量である、今汝の妻が歡喜して一鉢の飯を持して供養したる功德は、其福は稱量することの出来ぬ程廣大であるぞと仰せられますと、夫婦は共に歡喜して須陀洹果の悟りを得たとあります、して見れば一粒一錢でも眞の志を以て施す時は、その果報は無量無邊にして盡くすることはないのであります。

食物五種の功德

また、○食施獲五福經といふに、食物を施すに五つの功德あることを説かせられてあります、一には命を施す、二には色を施す、三には力を施す、四には安を施す、五には辯を施すとあつて、命を施すとは、人は食を得ざること七日なれば壽終ると申して、久しく絶食すれば命は終るの道理である、それに食を施すのは即ち命を施すことになるのであります、色を施すとは、人は食を得ざれば顔色憔悴してしまふものである、食を得れば顔色も麗はしく、身體も壯健になるから、色を施すといふのです、色を施す者は生々世々形貌端正にして人之れを見て歡喜すとあります、力を施すと

百五十八
人は食を得ざれば身體が瘦れて力が衰える、それに食を施すのは力を施すことになる力を施す者は生々世々多力にして終に滅することはないとあります、安を施すとは人食を得ざれば心は愁へ身は危いのである、それに食を興へるのは安を施すことになる、安を施す者は生々世々安穩にして災患の愁に逢はぬとあります、辯を施すとは人は食を得ざれば勢力が衰へて言ふことが出来ぬ、それに食を施すのは辯を施す道理になる、辯を施す者は生々世々人法言を探ると言うて、諸人の手本になるとあります、これを壽命端正多力安穩法言の五福といふのであります、儂かの食物を人に施しても、是の如きの廣大の果報を受けるのである、財寶といふ物は此世に居る間ばかりの身を資ける道具です、一息截断の時に當りては芥子程も持つて行くことは出来ぬ、未來に随ふものはたゞ現世で造り作したる善惡二種の業因のみである、一度施を行つて積んだ功德は、盡來來際の土産になつて盡さることはありませぬ、假りの身命財とは、凡夫の淺聞しさには常住不變の物のやうに心得違へて居るから、執着心が深くなるのであります、

貪婆小判を吞て死す

それについて近頃或一人の老婆が夫に別れて子もなく孫もなく、唯だ獨身で住んで居たが、少々の貯へ金のあるのを他人に渡すのが惜いので、死期に及んで看病人に頼み餅を取り寄せて、一步金を一ツづゝ、小さな餅に包んで吞み込みかけた、側でそれを算へたれば、丁度十六度目の餅が喉につまつて息が絶えたさうである、何んと執着の深いことではありませぬか、

難陀長者の因縁

それについて佛在世の因縁を申せば、天竺の舍衛城に一人の長者があつて、其の名を難陀というて居りました、家は至つて富み榮えて、凡そ國中に肩を比べる者もない程であるのに、性質が甚はだ慳貪愚癡にして、一錢一粒も人に施すことをしませぬ、如何程富貴の者でも、死ぬることだけは免かれず、その長者も病氣づいて死期に臨み、其子の栴檀香といふに遺言するに、我が死んだ後は必らず財寶を費してはな

らぬ沙門婆羅門貧者乞食等にも決して施してはならぬ此財實は今より七代の子孫に至るまで遊び暮すといへども盡くすることはなき程に忘れても他人に一針一草も施すことは許さぬと厳しく言ひ遺して死にました死んでからその長者が婆に造りし悪業によりて城外の穢多乞食の盲目の女人の腹に託し十箇月の後産れ出てたが矢張その身も盲人となつて母の懐にあつて乞食をして居りましたが七八歳の時に母親が杖一本と缺椀一箇を與へて申すやう汝も盲目なり我も盲目なりとても汝を養ふことは出来ぬゆゑ獨りて乞食して一命を支へよと突き放されそれから感れにも獨りて段々と乞食をして前生で自分の子であつた長者梅檀香の家に行つて食を乞ひました梅檀香は父の遺言を堅く守つて少しも施をせず門番に言付けて勸進物貰ひの類を追ひ拂つて更に門に入れませぬその子は盲目のことなれば何も見えぬから無理に這入らうとすると門番は大いに怒り酷く打擲した上にドブ池の中へ投げ込みました爾時に大聖釋迦牟尼世尊は祇園精舎に御座なされてこれを知ろしめし阿難に告げて宜ふには難陀長者は墮貪の業に由り盲人となりて穢多の家に生れ辛苦艱難を見ること此の如し未來は阿鼻地獄に

墮ちて復た苦を受くること無量無邊なりと仰せられたことがあります

結 勸

この因縁を聞いて如何様な感じが起りますか前生には國中に比びなき大福長者でありながら因果を撥無して慈悲の心なく後生のことを思はぬから盲人となつて穢多の家に生れ利へ乞食非人の苦を受けて子孫七代の間も盡きぬ程の財産を與へた前生の我子にまでもこのやうな憂き目を見せられその上にも命終してから無間地獄の苦みを免れぬとは淺間しいことではありませぬが凡そ三界輪廻の有様は隔生即忘と言つて生を隔つれば一時に忘れるものゆゑ今此處に親と子が親しく對面して居るも生を隔てたから梅檀香もこれは自分の父であるとも知らず乞食もこの梅檀香は己れの前生の子であるとも知りませぬこれに限らず一切の衆生は皆この通り自分の親や先祖が生まれ替はりて門口に食を乞うて居らぬとも限りませぬそれゆゑ非人乞食または召使の者等に至るまで決して輕蔑し侮るやうなことがあつてはなりませぬ三界の大導師大聖釋迦牟尼世尊は此の如き

百六十二
慳貪邪見の衆生を憫然に思し召して先づ轉輪聖王の富貴を抛つて出家福田の身
と御なり遊ばされ自ら一鉢を提げて家々を回り均しく布施を勸めて未來富貴の
種を蒔かしめこの世の苦樂を過去に造り置いた業因の致す所なれば是非もなけ
れど去年蒔いて置いた麥が今年に至つて俄に米になるものでもなく定業はなか
く容易に轉ぜられるものではないから佛は今生の中に施を行じて多くの衆生
を救うて功徳を積み油斷なく後生の營みをするのが人たるもの、道を全うする
所以のものであると御示し遊ばされたのであります、なんと有難いではありませんか
んか皆さんもドーカこの五つの福田を喜んで法財の施すべきときには決して
之を惜むてはなりません、今更深く因果の道理歴然たることを、お心得になること
を切望いたします

第九 不瞋恚戒

この戒の瞋といふは、憎恚に名くと申して、自分の所存に背いて機に合はぬものに
對して怒るのを憎恚といふので、常にいふ所の忿とか憤とかといふのは違つて

これはこの戒の上では重罪にはならぬのであります、經文にも惡口ヲ以テ罵辱シ
加フルニ手打ヲ以テシ及ビ刀杖ヲ以テスとありまして、經介如何程呵り打擲して
も、その罪ある人が懺謝するのを受けて許さへすれば、この戒の犯重にはならぬ
打擲し呵噴した上に懺悔するのをも受けず長く怒り恨みて居るのは此戒の犯重
になるのであります、瞋恚は一切の功徳を損する根本慈悲の反對であるから意を
注いで瞋恚を起さぬやうにせねばなりません、元來菩薩戒は慈悲を第一として善
提心を發して行かねばならぬものが、その反對の瞋恚を起して懺悔するまでも聞
き入れぬやうでは善提心を失却するに至るから、犯重の大罪となるのであります
大集經には一念瞋起れは一切ノ魔便ヲ得とか、または一念ノ瞋俱低劫ノ善ヲ燒ク
ともあり、智度論には阿難ハ世々忍辱ニシテ瞋ヲ除ク是因緣ヲ以テノ故ニ生シテ
便チ端正ナリと説き、五道經には人ト爲リ醜陋ノ者ハ瞋恚ノ故ナリとあり、經論の
中にこの瞋恚を戒められた御文言は實に無量無邊である、能く慎まねばなり
ませぬ、總て瞋りと言ふものは自分の心に逆らうもの、ある時に起るもので、向ふ
の境が自分の心に順うて來さへすれば忽ちに止むものであります、

昔の裁判話し

それについて何時頃のことであるか、また何處のこととも知れぬが昔の裁判話に面白くことがある、或る名士の國の仕置をせられた時の百姓から訴状のあつたのを披いて見ると、恐れながら言上仕候私儀は丹後村與次作と申す者にて御座候當年七歳に罷成候、悴今朝所の社の前に遊び居候を、同所の百姓久助と申す者の悴小刀にて突き殺し申候間、御慈悲を以て敵を御とり被下候は、難有奉存候以上とある、その時に代官が久助并にセガレを召され、何故に大切なる人の子を殺したかと尋ねるとセガレの申すには、隣家の婆さんの下された蜜柑で、マ、ゴトして居るを彼れが皆取つて喫つたから、突き殺しましたと、これも當年七歳になる頑是もなき小兒のありのまゝの白狀、親の久助は涙ばかりに身も震ひながら幼き者の仕業に跡で驚きましても、何と致すべきやうも御座りませぬ、いろく、と謝罪り詫びましても堪忍致されず、遂に公儀の御沙汰となり、敵に恐れ入りましたが、最早此上は是非もないと申すもの、如何様なりとも與次作の存分に仰せ付けられませ、去りな

がら相成るべきことなれば、何卒セガレの命ばかりは御許し下されと頭を地につけて願ひますると、代官は其方の申す通り恨みあつて殺せしものになけれども、理非共に人を殺せし上は久助がセガレは死罪は免れずとあつて、名主に預けられ、與次作が願ひの通り敵を取つて得さす可しと申し渡され、各々御前を退出したが、それより後二十日経つても、三十日過ぎても更に成敗仰付けらるゝ沙汰もなく、何時までもそのまゝに打ち捨て置かれるので、與次作は堪へ兼ね、又訴へ出て一日も早く敵をおとり下されよと申上げると、イヨ、明日が成敗となつて、當日名主并に久助親子また與次作まで召出され、この度人殺しをなせし小供の親久助は持高何程の百姓ぞ、又與次作は何程作るものと御尋ねあれば、久助は五六丁與次作は漸く七八反の小百姓と申上げた時に、代官の仰せに大切なる人の子を殺せし過は重罪ながら、僅に當年七歳とあれば、何の辨別もなき小兒首を打たんも憫然なれども、天下の掟なれば是非に及ばず、併し今一應彼れが智慧を試みて成敗致す者共、用意の品を持ち參れと言はれると、奥の間から三寶に饅頭蜜柑菓子など飾り立てたる物と、同じく三寶に一步小判を澤山に積み重ねたる物とを持ち出して、二ツの三寶

を代官の前に並べましたソコ代官は如何に與次作汝が寵愛の一字を彼れに殺され、その遺恨晴れ難く敵を討てとの願ひ尤もには思へども、小兒の果なき戯れよ、り思はずなしたる業ならん、去るに由つて今この二ツの三寶に飾り分けたる金と菓子、これを何れなりとも、久助のセガレに取れよと言ひ付け、セガレが目の前の食物に手をかけなば、頑是なき無邪氣の振舞ひと申すものなれば、彼れが一命は許してつかはせ、若し欲心ありて金を貪るなれば、汝が願ひの通り此座に於て敵をとらんと思ふが如何に、とあれば與次作は御尤もの仰せと承知した、由つて代官は彼久助のセガレに向ひ、此二ツの三寶にある物を何なりとも、望みの品を取れよと仰せ付けられると、セガレの親久助は御前てなくば菓子を取れよと、たゞ一口救へんものを、何卒金銀に手を掛けて呉れねばよいがと心の内は、矢竹にはやれども口へは出されず、其間にセガレは立ち上り、一座の者共がのび上り、膽を寒して見てある所に、是れぞ天運の極りか、一步小判に手をかけて残らず、袂にふし入れ、親の膝元へ誇り顔にて見せに來た、親の久助は餘りのことに呆れ果て、涙さへ出ぬ悲しさ、與次作は嬉しくて堪へられず、サ、サ、早速敵をとつて下されと願ひますと、代官は、サ

テ、このセガレは頑是なき無邪氣なものぢや、命は許してつかはせよ、何故なれば食物を取らば命を許す、金銀に手を掛けなば首を刎るぞと言ひし、現在此方の言葉、此場にて聞きながら直に金に手をかけるは、是れ即ち辨別へなき子供心の頑是なき仕業と申すものぢや、與次作如何にと言はれると、與次作も今迄は寸断く、に切り割きたい程に思つた遺恨も、この代官の一言にサラリと晴れて、實に御尤もの仰せ、彼れが一命をとりましたとて、死したる者の生き返るてはなし、最早敵をとる所存は露ばかりも、御座りませぬと申上げますと、然らば久助がセガレの一命は助けてつかはす、但し子が生れて七年間の雑用一年にコレ、の費用が要る、成長の後は百倍して返すは子の道ぢや、然るに汝がセガレ、錯つて殺したる上は、七年の雑用を計算して、與次作に返せとあつたので、與次作もそれに及ばずと申したれども、それでは御意に背くからとて受けることとなり、美事に裁判が濟んだといふことがありますが、誠にこれは智仁勇兼ね具へたる名士の裁判と申すべきでありませう、彼のセガレが二ツの三寶の何れを取つても、その一命を助ける計略有り、難い慈悲の計らい、初めは何でも敵をとりたいといふ心が、段々に瞞りの念が和らぎ、仁心

に翻つたのであります。これは公儀の沙汰ばかりではなない、家内を治めるにも、人と交はるにも、皆この心得さへあれば、悪心邪見の瞋悲深き人も、自然に善心になりて、和合するやうになります。總て憎いと、か恨めしいとかいふやうなことも、その由つて起る根原を、篇とたゞし、て見れば、根も葉もないこととて、大空に雲の出たやうなものであります。心の向きや、う一ツて鬼にても、佛にてもなるものです。『佛僧師首にかけたる人形箱佛出さうと、鬼を出さうと』て、佛も鬼も、餘所にあるのであります。ぬ。

元自實の因縁

それについて、適切な話がある。昔明の世に山東といふ處に、元自實といふ律義一逼の百姓があつて、身上も可なり豊かに暮して居りましたが、同じ村に釋君といふ浪人が居つて、平生戀意に交際して居ました。然るにその浪人が不圖幸運が向いて來て、關中といふ處の奉行となり、赴任するについで、支度金がないから、彼の百姓元自實に無心と言ひ、銀二貫文を借り受けて、平生戀意な間柄であるから、別に證文も取

らずに用立て置いた處が、その後關中の大亂があつた爲め、元自實の家は盜賊が亂れ入り、家財は悉く盗み去られたものであるから、段々と貧乏に陥つて、道具までも人手に渡さねばならぬ始末。其日くの食物もなくなつた時、先年釋君に銀を貸したことを思ひ出し、妻子を引き連れ、關中まで出懸けて宿を借り、さて釋君を尋ねて行きますと、浪人の昔とは事違ひ、天晴れの家構へであるから、怖るゝ名刺を通じ、て面會を求めると、甚だ無情なあしらひ以前金を借りた恩を忘れて、茶もロクく呑まさぬやうな有様。元自實は自分の不幸を陳べて、先年用立てたる銀を少々なりとも御返し下されといへば、釋君は金を借りた覚えは更にない、借用の證文でもあらば出して見せよといふ。元自實も無念の涙を呑み、戀意の間柄なれば、別に證文は取らぬが、今更左様なことを仰せられるは、聞えませぬと恨みを陳べると、釋君はヤツト思ひ出したやうに、成程マンザラ覚えがないでもない、少くは返して遣はすから、明日參れと言ひ放つた。それを元自實は大いに悦び、その翌日參ると、今日は不在ぢやとか、また用事があるとか言うて一向に埒があかぬ折柄。極月の廿五日のことなれば、元自實は一錢の貯へもなく、家内打ち寄つて泣き悲むより外はない。そこ

て又繆君の處へ行き是非御目にかゝりたいと申し入れ用立てましたる銀は二貫文でも、只今はそれを残らず頂かうとは申しませぬ、妻子が飢渴に及びますから、御慈悲と思召して暫時なりとも露命の繋げるだけ、少々にても御返し下されと頼むと繆君は成程委細承知した、然らば大晦日まで待つて居れ、その日には乾度米二石と銀二貫文を持たせ遣はすからといふ由つて元自實は大いに安堵し妻子にも言ひ聞かせ、大晦日を待ち受けて居る、イヨ／＼大晦日は早朝から今か／＼と待つて曉景に及んでも更に沙汰がない、若し家遠ひてもせぬかと門に出て居ると向ふから米を載せた車が来た、儲かにこれと喜んでモシ／＼その米は繆君より送られた米ではありませぬか、元自實の家は此處でありますといへば、イヤ／＼これは違ふと通り過ぎると、とうと夜半を過ぎても持つて来ぬ、ソコで元自實は烈火の如くに憤り、最早この上は堪忍はならぬと、白刃を礎き立て、おのれ繆君たゞ一撃にして、奥人と覺悟を定めて出懸けました、その道に軒猿翁といふ學者が通宵場をかゝけて書物を讀んで居た、毎度元自實がこの道を通るので、能く顔を見覚えて居たが、此夜元自實がこの道を通るので、格子の隙から見て居ると、恐ろしい、鬼共が劍を持ち鎧を

舉げて元自實を取り巻いて行く、サテも奇妙な行列ではあると思ひながら見て居た暫くして、また元自實が還る時、また格子の間から見ると、今度は前とは打つて變つて、寶冠を頂き、瓔珞をさゝげた相好殊勝なる菩薩、或は幢幡を舉げ、天蓋を擧げ、和容婉色言はん方なくニコヤカなる体で元自實を圍繞し、給ふ様子が最も尊く見えて居る、軒猿翁は不思議に思ひ、後を追ひつけて、元自實の家へ行き、昨夜は遅くなつて大いに急いで何れかへ行かれ、還りには緩々とかへられたが、抑も何事であつたかと尋ねると、元自實も實際を打ち明けて、斯様／＼の譯ゆゑ、實は繆君を刺し殺し、無念を晴らさうと存じて行きました、が、行つて後によく／＼考へて見れば、今朝の恨みの爲めに、繆君を刺し殺せば、我が恨みは晴れても、繆君には老母もあり、妻子もあり、その歎き悲みは如何ばかりであらう、たとひ先方が無理非道のことをして、我の方で人殺しをする道理はないと、自分で自分の心を取り直して歸りましたと答へると、軒猿翁は横手を打つて、さうであらう如何にも不思議であつた實は、貴殿が行かれる時には、恐ろしい鬼が劍や鎧を持って取り巻き、還られる時は、數多の菩薩が種々の莊嚴をして、圍繞せられて居つた、是は貴殿が初めはたゞ一刺しに

殺さうといふやうな恐ろしい心を起して居たから、大勢の悪鬼共が取り巻いて行つたのぢや、歸る時は一念の善心に立ち返へられたから、忽ち菩薩聖衆に圍繞せられたのであらう。善惡の應報は影の形に随ひ聲の聲に應ずるが如く、苟にも瞋恚は起すまじきことであると互に語り合つて別れ、元自實は佛菩薩の冥加を蒙つて再び立身出世を致したといふことが、剪灯新話といふ書物に出て居ります。
御互の一念が瞋つて世の中を見れば、山河大地も悉く瞋つて見え、劍樹刀山は前に現じ、黒鬼赤鬼が後を擁するやうになるのであります。この瞋恚の煩惱を對治して、慈悲忍辱の心に住して居れば、草木國土も悉皆成佛で、この世ながらの淨土と化することも出来るのである。戒めた上にも戒むべきは瞋恚の煩惱であります。

第十 不謗三寶戒

此戒の三寶の譯は初めの三歸戒の所で委細に説いた通りである。一度歸依した佛法僧の三寶に背いて却て其の三寶を謗することを戒めなされたのである。總じて

己れが妄分別から邪見を起して因果を撥無し三寶を輕蔑するは至極の大罪なるにより之を十重禁の終りに攝したまふたのである。十善戒の中には不邪見戒と示しなされた三寶に歸依し因果を信ずるを正見正思量とするので、之に背くを邪見邪思惟と申すのである。この正知見と申すは釋尊の開かせたまひし佛知見にて我等が本心本性の活動せる大智慧であるから、この光りが黒闇になつて三寶因果が信じられぬといふことになる。縱ひ以上の九戒が持てたからとて、并は皆偽善邪戒となつて、眞實眞如なる佛性心地戒とはならぬことになり、例へば扇子の紙や竹其の製造方が立派でも要めがなければ其用を爲さぬやうなもの、又その要めが一つ折けるとバラ／＼になつて了ふ夫れと同じで、この正知見正思量なる根本戒は丁度扇子の要めを見たやうなものであります。世の中には随分九戒の持てる君子人も澤山あるけれど、この肝心要めなる佛知見が開けぬ爲め惜い事には外道邪見の坑に陥りて、佛陀の明かに實見ましくたる正覺世間の實相を看破することのできぬ世智辨聰の衆生も澤山にあるかと思はれます。又折角佛法の中に出家得度をいたしましても、その僧侶が厭になつて還俗などするは、假初にも三寶因

果の何物たることが信じられぬからの事でありませう。又偶々因縁ありて佛道に入りかけましても、退菩提心の爲め中途で放棄する人の澤山あるのは、宿善の足らぬ故であります。譬へは寶の山に登りながら、空手にして返るやうなものであります。扱て又佛飯を喫し、祖服を着しながら、類りに世法を重んじ、佛法を輕んずるものがある之を、誹謗、正法誹謗、三寶の大罪人とも申し、又は附佛法の外道とも申すのである。近來は餘程この外道が佛道の中に徘徊して、撥無因果の邪見を主張し、佛の正知見を味ましつゝある族が、此處彼處に浮沈出沒して、害毒を流しつゝありますその撥無因果とは、斷常の二見と申す事ぢや、眞實に佛道を聞かぬ輩は多くこの二見に墮し、易いものです。あの人は學者である、先生である、識者である、文章が上手である、辯舌が爽かである、品行が正しいと申したからとて、少しも油断はなりませぬ。滅多に信用はできませぬ。斯ういふ人が、案外この邪見に墮し、易いもので、事によると田舎翁の見込にだも劣れるやうなことが有るもので、此等邪見の坑に陥らぬものが、結局善に善報あり、惡に惡報あり、神も在します、佛も在しますとて、正道を實踐す

るものであります。○守護國經の第三に、文殊菩薩が世尊にお問ひなされた事がある、如何なるをか名けて常見となし、如何なるをか名けて斷見となし、するごと、時に佛の仰せに、去らばてある斷見といふは、布施をするも、供養を爲すも、皆その果報はなきもの、善に善報あり、惡に惡報ありて、此世の業力が、彼世に相續することは、ないぞと思ふ譬へば、木を焼くに、其が已に灰となつて、後再び本の木になる道理なきが如しと、合點するのである。常見といふは、王は常に王となり、富貴なものは何日も富貴に生れ、貧富男女端正醜陋象馬等の類は、常に改まるといふことはなく、別のものに生れ代はるといふこととは、ないと思つてを、喩へて見ると、瓜の種には必ず瓜が生り、茄子の種を蒔けば必ず茄子の生る様なもの、遂ぞ瓜の蔓に茄子の生りたる例しなしと、合點してをるのであると、答へになりました。此れは、只眼前の事物を浮邊から見て觀察したまでの事、精神作用の如何によりて、形相の千變萬化する道理を看破すること、がてきぬからの事、其實は淺間敷いものぢや、斯ういふ淺蕪な料簡から考へたな

らば、逆も精神作用の善悪力が内因となつて苦樂昇沈の外果を生ずる甚深微妙の道理は信じられないわけでありませう

總じて彼の印度に於ては九十六種の外道宗といふものがある、其等の觀察を類別するときは六十二種の邪見となる、邪見の邪はヨコシマと讀む見は見込の事で見地である、即ち真理を真理の儘に見ないで、邪まに見込をつけるのである、其本はといへば此の斷常の二見である、此の二見はそも何から起るのであるかといふに夫れは皆様がよく御存じの己れがくの我見が其の根本となる

△引きよせて結ばば柴の菴なり

解くれば元の野原なりけり

木や竹を寄せ集めて拵へたればこそ一軒の家ともなりたれど、その木は木に竹は竹に、壁は土にと、ほどいて見れば別に家といふ名は無くなつて了ふてはありませぬか

然るに凡庸流の淺間敷さには、今この假りの軀に常住の思ひを爲し常一主宰の我を立て、我といふものありと執着してをる、その我と思ひつめたは此の五尺の

身軀なれども

△由しもなき地水火風を假り集め

我と思ふぞはかなかりける

て、地水火風の四大種と、色受想行識の五蘊種とを以て且く結びよせ命根を相續してある内は、何うやら我といふものが有るやうなれど

△春毎に開く吉野の山櫻

木を割りて見よ花の影かを

とある歌の如く、彼の吉野には千本櫻といふがあつて、春毎に櫻の花が見事に開くのであるが、木の中に花の種があるかと思つて、冬の内に木を割つて見た所、逆も花の種らしいものはありませぬ

此身でも爾うぢや惜しい欲しい憎くや可愛やと思つてをるのが我ぢやと思ふのは、縁心分別といふもので、影法師を見たやうなものである、一旦無常の風に誘はれて、順と命の緒が切れたなれば、解くれば元の野原なりけりて、風大が先づ去て息の根が断え、火大が消て身軀が冷たくなり、水大の潤ひが枯れて白骨となり、肉團は地

大に歸して距形もなくなる斯うして地水火風を夫々本へ戻して見れば跡に一物もない、して見るとこの軀體は實に假り物にて實の我れてはない、我が物のやうて我が物でないのであるから解けねども本の野原なりけりて、解けぬ先きから結ばぬといふ本際解脱の底抜けた道理を知らねばなりませぬ

之を喻へて申さうなれば世間に金銭出入の盛んな富豪があつて今時の銀行の様なものであらう自分の資本金はなくても諸方からの入り銀で表を張て居るのがある然るに不圖蹉躑ができて世間から見透かされるやうな事があると、その振込で置いた口々から其金を取戻さうといふ事になる、夫れが一口や二口ではなく、此處にも三百兩彼處にも五百兩と四方八面から催促せらるゝときは、家財道具家屋敷まで賣り盡して借金方へ戻して了ふ、それとて全分ではない、二分通りか三分通りて済まして貰ひ、今まで召使うて居た大勢の家來も一度に皆暇を遣つて俄かに逼塞するやうな類が世間に多くある、そは何故かといふに、金銀が本と我物でなく、諸方から借物であつたから、取立てらるゝ段になれば一時に疊んで了まはねばならぬ

人間の身軀も夫れと同じこととて、本が地水火風の假物ぢやに由て、血氣壯んであるときは、我物のやうなれども、俄かに無常の使ひが來て、四大五蘊の假物を取立てらるゝときは、残らず本々へ返却して了まはねばならぬ、只跡に残るもの逆は是れまで造り溜めたる善惡の業のみが、根本識に薰じつけられて、未來へ逼塞しなければならぬ事になる、何とマア頼み少なき身の上ではありませぬか、斯くも頼み少なき身軀を持ちながら我々所の見を起して、是れ我が身軀ぢや、我が物ぢやと思ひつめてをるのは、實に果敢ない料簡であります、△假りの世を假りの世ぢやとて、仇にすな、假りの世ばかり己のが世なればといふ歌がある如く、成る程此身は假り物に相違はなけれど、假即眞といふこともあつて、此の假り物が直に我物で本際解脱である色、即是空である、幻化の身が直に法身であるぞといふことに氣がついたならば、夫れが即ち如來の正知見にして、吾人の正思量となるので、只その仇にすなといふ所に念を入れて聞き分けねばなりませぬ

全體佛法僧の三寶を誘るといふは、無我の中に我を計し、有りませぬものを有るやうに思つて、無暗矢鱈と我見を募るに依て、無我の大我たる常住の三寶に歸依し、無